

情報公開制度及び

個人情報保護制度の運用状況

平成16年度(2004年度)

豊中市

はじめに

行政への市民の積極的な参加が求められている現在、さまざまな行政情報を積極的に提供することは、今日の行政にとって必要不可欠であり、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大する中で、行政の公正さの確保と透明性の向上がより一層求められています。

本市では、地方自治の本旨に即した市民に信頼される市政を推進するため、平成元年10月に「豊中市公文書の開示等に関する条例」および「豊中市個人情報保護条例」を施行してから平成17年度で17年目を迎えます。

平成13年10月には、「豊中市公文書の開示等に関する条例」を全部改正し、「豊中市情報公開条例」に改称し、新たな情報公開制度としてスタートさせました。また、平成14年4月からは市の出資法人の情報公開も実施し、市民に対する説明責任を果たすため、市の保有する情報の公開のより一層の推進に努めています。

個人情報保護制度につきましても、平成17年秋には新たな「豊中市個人情報保護条例」を施行し、本市における個人情報の保護により一層努めていくこととしています。

本市では、制度発足から今日まで、市民の皆さまにこれらの制度をご利用いただき、市のさまざまな行政文書や自己情報の開示等を行ってきましたが、平成16年度は、行政文書開示制度では、155件（うち、18件は任意開示の申出）の開示請求があり、また個人情報保護制度では、53件の自己情報の開示請求がありました。両制度とも着実に市民の皆さまにとって身近な制度となってきたと思われる。

今後とも、開かれた市政を推進することによって、市民の皆さまから信頼される市役所づくりをめざしていきたいと思います。

本書は、平成16年度における本市の運用状況を中心に、これまでの運用の経過も分かるよう取りまとめたものです。本市の両制度をより一層理解し、利用していただくための参考となれば幸いです。

平成17年（2005年）6月

総務部情報公開課

(注) 冊子中の用語等の表記について

豊中市公文書の開示等に関する条例(以下「旧条例」という。)を全部改正し、豊中市情報公開条例(以下「新条例」という。)と名称も新たに平成13年10月1日から施行したことに伴い、旧条例中において用いられた用語等の表記については、原則として新条例における用語等によることとしました。

目 次

． 行政文書開示制度の運用状況	
(1) 行政文書開示制度の運用の経過	1
(2) 部局別開示請求件数	2
(3) 不開示理由の内訳	3
(4) 開示請求者の内訳	4
(5) 開示の実施方法	4
(6) 行政文書開示請求	6
． 個人情報保護制度の運用状況	
(1) 個人情報保護制度の運用の経過	17
(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）	17
(3) 部局別開示等請求件数	18
(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）	18
(5) 自己情報開示等請求	19
． 不服申立ての処理状況	
(1) 処理の経過	25
(2) 審査会の答申	26
． 情報提供の運用状況	
(1) 情報提供の運用の経過	85
(2) 利用内容と利用者の内訳	86
(3) 保有資料の複写状況	86
(4) 有料頒布資料の販売状況	87
(5) 情報提供されている主な資料と利用状況	88
(6) 配架されている主な資料	89
． 会議公開制度の運用状況	
(1) 審議会等の会議の公開状況	91
． 運営委員会と審査会	
(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について	95
(2) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について	95

. 資料

(1) 豊中市情報公開条例	97
(2) 豊中市個人情報保護条例	106
(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例	114
(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例	116
(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領	118

. 行政文書開示制度の運用状況

行政文書開示制度の運用状況

(1) 行政文書開示制度の運用の経過

区 分		15年度まで	16年度	合 計
請求件数		6,915件(65)	155件(18)	7,070件(83)
請求者数		610人(25)	50人(11)	660人(36)
処 理 状 況	全部開示	1,324件(14)	81件(6)	1,405件(20)
	部分開示	2,920件(41)	53件(6)	2,973件(47)
	不開示	188件(0)	3件(1)	191件(1)
	不開示 (文書不存在)	105件(0)	6件(2)	111件(2)
	存否応答拒否	0件(0)	0件(0)	0件(0)
	取下げ	2,378件(10)	12件(3)	2,390件(13)
開 示 率		95.8%(100%)	97.8%(92.3%)	95.8%(98.5%)
不服申立て件数		87件	2件	89件

- * 1 ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
 2 「不開示(文書不存在)」及び「存否応答拒否」の件数は、新条例施行(平成13年10月1日)後の数を示す。

平成16年度の行政文書の開示請求は、延べ39人から137件の請求がありました。

その処理状況は、全部開示75件、部分開示47件、不開示2件、文書不存在による不開示4件、取下げが9件でした。

請求の主なものは、保育所に係る委託料・補助金等に関する文書52件、水道局が行う工事に関する文書22件、交通社会実験に関する文書11件でした。

また、開示請求権者以外の人からの行政文書の任意開示の申出を11人から18件受けました。その処理状況は、全部開示6件、部分開示6件、不開示1件、不開示(文書不存在)2件、取下げ3件でした。

制度化以来の通算では、延べ660人から7,070件の行政文書について請求があり(行政文書の任意開示の申出を含む。)、その処理状況は、全部開示1,405件、部分開示2,973件、不開示191件、文書不存在による不開示111件、取下げ2,390件となっています。

開示率()は、平成16年度は97.8%、制度化以来では95.8%となっています。

開示率 = (全部開示件数 + 部分開示件数) ÷ (全部開示件数 + 部分開示件数 + 不開示件数)
 ただし、不開示件数には、不開示(文書不存在)および存否応答拒否は含めていません。

(2) 部局別開示請求件数

(単位：件)

1	市長 (11部局)	行財政再建対策室	-	3 (0)	111
		総務部 (2課)	情報公開課	1 (1)	
			財産管理課	5 (2)	
		人権文化部	市民活動課	1 (0)	
		政策推進部	まちづくり支援課	11 (0)	
		環境部 (3課)	環境保全課	6 (3)	
			廃棄物対策室減量推進課	6 (0)	
			中部環境センター 南部環境センター 北部環境センター	1 (0)	
		市民生活部	市民課	5 (3)	
		健康福祉部 (2課)	地域福祉課	1 (1)	
			障害福祉課	4 (4)	
		こども未来部	保育課	56 (0)	
		建築都市部 (4課)	建築課	1 (1)	
			建築指導室指導課	2 (2)	
			建築指導室審査課	2 (0)	
建築指導室監察課	1 (0)				
土木下水道部 (3課)	土木下水道建設課	1 (0)			
	道路管理課	2 (0)			
	下水道管理課	1 (0)			
市立豊中病院	病院管理課	1 (0)			
2	教育委員会 (2室)	教育総務室 (2課)	教育施設課	1 (0)	7
			学校保健給食課	3 (0)	
		学校教育室	学校指導課	3 (1)	
3	水道事業管理者	水道局 (6課)	水道総務課	4 (0)	37
			料金課	1 (0)	
			水道建設課	4 (0)	
			浄水課	3 (0)	
			給水課	3 (0)	
			水道維持課	22 (0)	
3実施機関		14部局	28課	155 (18)	155

* ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

(3) 不開示理由の内訳

(単位：件)

区 分	平成15年度まで	平成16年度	合 計
請 求 件 数	6,915 (65)	155 (18)	7,070 (83)
不開示又は部分開示件数	3,108 (41)	56 (7)	3,164 (48)
個 人 情 報	1,872 (9)	33 (2)	1,905 (11)
法 人 等 情 報	2,092 (22)	28 (6)	2,120 (28)
審議検討等情報	69 (16)	1 (0)	70 (16)
事務事業情報	891 (19)	6 (1)	897 (20)
任意提供情報	1 (0)	1 (0)	2 (0)
公共安全等情報	219 (1)	0 (0)	219 (1)
法令秘等情報	4 (0)	0 (0)	4 (0)
国等協力関係情報等	47 (0)		47 (0)

- * 1 ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。
- 2 不開示には、一つの決定で複数の理由による場合がある。
- 3 不開示理由のうち、旧条例の意思形成過程情報、生命等保護等情報、法令秘情報・法定受託事務情報は、それぞれ新条例の審議検討等情報、公共安全等情報、法令秘等情報として取扱うものとする。
- 4 国等協力関係情報等には、任意提供情報を含んでいる。(新条例においては、国等協力関係情報は不開示情報から削除したが、区分欄にはそのまま残した。)

平成16年度は155件(取下げ等12件を含む。)の開示請求(任意申出を含む。以下同じ。)があり、情報公開条例第7条各号のいずれかに該当することにより、不開示(3件)又は部分開示(53件)の決定が行われたものが、56件ありました。

これらの理由は、個人情報(第1号)に該当するもの33件(58.9%)、法人等情報(第2号)28件(50.0%)、審議検討等情報(第3号)1件(1.8%)、事務事業情報(第4号)6件(10.7%)、任意提供情報(第5号)1件(1.8%)となっています。

不開示となった部分のほとんどは、個人情報にあつては個人の氏名、住所、年齢、電話番号、個人印、法人等情報にあつては法人の社印、代表者印(実印・銀行印に限る。)の部分、事務事業情報にあつては契約における単価、経費率等の部分でした。

制度化以来の通算では7,070件(取下げ等2,390件を含む。)の開示請求がありました。同条例の不開示理由に該当することにより、不開示(文書不存在による不開示を含む。)(302件)又は部分開示(2,973件)の決定が行われたものは3,275件ありました。このうち、個人情報に該当するもの1,905件(58.2%)、法人等情報2,120件(64.7%)、審議検討等情報70件(2.1%)、事務事業情報897件(27.4%)、任意提供情報2件(0.1%)、公共安全等情報219件(6.7%)、法令秘等情報4件(0.1%)、国等協力関係情報等47件(1.4%)となっています。

(4) 開示請求者の内訳

(単位：件)

区 分	平成15年度まで	平成16年度	合 計
市内に住所を有する者	6,248	134	6,382
事務所等を有するもの	259	2	261
在 勤 者	332	1	333
在 学 者	0	0	0
納 税 義 務 者	0	0	0
利 害 関 係 者	11	0	11
任 意 申 出 者	65	18	83
合 計	6,915	155	7,070

* 請求者については複数該当する場合があるが、請求者の要件はいずれか一つに該当すればよいので、請求者が記入したもので分類した。

平成16年度の開示請求者の内訳は、155件の請求のうち、市内に住所を有する者からの請求134件(86.5%)、事務所等を有するもの(団体)からの請求が2件(1.3%)、在勤者からの請求が1件(0.6%)でした。また、昨年度に引き続き、開示請求権者以外の任意申出者からの請求が18件(11.6%)ありました。

制度化以来の通算では7,070件の請求のうち、6,382件(90.2%)が市内に住所を有する者、261件(3.7%)が事務所等を有するもの、333件(4.7%)が市内の事務所や事業所に勤務している者、11件(0.2%)が利害関係者、83件(1.2%)が任意申出者からの請求となっています。

(5) 開示の実施方法

(単位：件)

区 分	平成15年度まで	平成16年度	合 計
閲 覧 の み	1,158 (0)	2 (0)	1,160 (0)
閲覧と写し等の交付	3,011 (52)	68 (3)	3,079 (55)
写し等の交付のみ	54 (3)	64 (9)	118 (12)
聴 取 又 は 視 聴	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	4,223 (55)	134 (12)	4,357 (67)

* ()内の数字は、請求のあったもののうち、任意開示の申出に係る数を示す。

実施機関の決定が全部開示又は部分開示の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成16年度は、閲覧のみが2件(1.5%)、閲覧と写し等の交付が68件(50.7%)、写し等の交付のみが64件(47.8%)でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが1,160件(26.6%)、閲覧と写し等の交付が3,079件(70.7%)、写し等の交付のみが118件(2.7%)となっています。

請求者が来庁しなかったため開示できなかったものが、平成6年度と平成11年度を合わせて21件あります。

(6) 行政文書開示請求

(不開示等の根拠は、情報公開条例第7条各号)

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	16年04月01日	平成元年以降に実施された「図書館司書採用試験(正規・嘱託・臨時)」の問題と正答表及び論文試験問題	任意申出者	会 教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 指 導 課	16年04月02日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
2	16年04月05日	有害物質使用特定事業場名簿	任意申出者	部 環 境 保 全 課	16年04月19日	全部開示	-	16年04月26日	閲覧及び写し等の交付	-	
3	16年04月19日	平成15年度(2003年度)豊中市立中学校18校分の性教育指導計画	市民	会 教 育 委 員 会 給 食 課	16年04月30日	全部開示	-	16年05月06日	閲覧及び写し等の交付	-	
4	16年04月19日	平成16年度(2004年度)豊中市立中学校15校分の性教育指導計画	市民	会 教 育 委 員 会 給 食 課	16年04月30日	全部開示	-	16年05月06日	閲覧及び写し等の交付	-	
5	16年04月19日	平成15年度(2003年度)学習指導計画(音楽)豊中市立小学校41校分	市民	会 教 育 委 員 会 学 校 指 導 課	16年04月30日	全部開示	-	16年05月06日	閲覧及び写し等の交付	-	
6	16年04月19日	平成16年度(2004年度)学習指導計画(音楽)豊中市立小学校41校分	市民	会 教 育 委 員 会 学 校 指 導 課	16年04月30日	全部開示	-	16年05月06日	閲覧及び写し等の交付	-	
7	16年04月20日	財産区財産土地調書	市民	部 総 務 管 理 課	16年04月30日	全部開示	-	16年05月06日	閲覧及び写し等の交付	-	
8	16年04月21日	水道局修繕業務について現在議題として検討した資料	市民	局 水 道 維 持 課	16年05月06日	全部開示	-	16年05月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
9	16年04月23日	逆止水栓より逆止水栓の取替がわかる資料一切(無料分)	市民	局 水 道 維 持 課	16年05月21日	部分開示	第1号	16年05月28日	閲覧及び写し等の交付	-	60日間延長
10	16年04月23日	給水用具(バルブ類)の認証登録証	市民	局 水 道 給 水 課	16年05月06日	全部開示	-	16年05月11日	閲覧	-	
11	16年04月23日	引継書 平成16年度人事異動に伴う 維持課長	市民	局 水 道 維 持 課	16年05月06日	全部開示	-	16年05月11日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
12	16年05月07日	平成16年5月1日施行の維持課の修繕単価の根拠資料一切	市民	水道維持課	16年05月21日	全部開示	-	16年05月28日	閲覧及び写し等の交付	-	
13	16年05月07日	水道局が市民、他に給水用具、材料を売り渡したことがわかる資料、過去5年間	市民	水道維持課	16年05月21日	部分開示	第1号	16年05月28日	閲覧及び写し等の交付	-	
14	16年05月07日	水道局で施工する範囲(給水装置の中で)がわかる資料一切	市民	水道維持課	16年05月21日	全部開示	-	16年05月28日	閲覧及び写し等の交付	-	
15	16年05月07日	平成16年5月1日より給水用具、他労務費が無料、有料になった資料一切	市民	水道維持課	16年05月21日	全部開示	-	16年05月28日	閲覧及び写し等の交付	-	
16	16年05月07日	平成16年5月1日より維持課の工事についての(代金)変更を市民に広報した事かわかる資料	市民	水道維持課	16年05月21日	全部開示	-	16年05月28日	閲覧及び写し等の交付	-	
17	16年05月07日	維持課職員の平成15年において、技術員、事務の各個人の総所得がわかる資料	市民	水道総務課	16年05月18日	不開示	第1号	-	-	-	
18	16年05月07日	維持課職員の平成15年の年間の実働日数	市民	水道総務課	16年05月18日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
19	16年05月07日	直結給水拡大の検討について、直結給水拡大検討委員会議事録、直結給水拡大検討委員会専門部会議事録	市民	水道建設課	16年05月21日	全部開示	-	16年05月28日	閲覧及び写し等の交付	-	
20	16年05月17日	有害物質使用特定事業場名簿	任意申出者	環境部 環境保全課	16年05月20日	全部開示	-	16年05月27日	写し等の交付	-	
21	16年06月10日	水道局の改造工事、修理工事代金の納入状況がわかる資料一切(平成16年度分現在まで)	市民	水道維持課	16年06月24日	部分開示	第1号	16年06月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
22	16年06月10日	水道局の改造工事、修理工事代金の納入状況がわかる資料一切(平成15年度分)	市民	水道維持課	16年06月24日	部分開示	第1号	16年06月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
23	16年06月10日	量水器の移設理由と工事内容がわかる資料(平成15年4月1日から平成16年3月31日迄)	市民	水道維持課	16年06月24日	部分開示	第1号	16年06月29日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容及は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
24	16年06月10日	量水器の移設理由と工事内容がわかる資料(平成16年4月1日から平成16年6月9日迄)	市民	水道維持課	16年06月24日	部分開示	第1号	16年06月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
25	16年06月10日	量水器の移設に伴う請求一覧表(平成15年4月1日から平成16年3月31日迄)	市民	水道維持課	16年06月24日	部分開示	第1号	16年06月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
26	16年06月10日	量水器の移設に伴う請求一覧表(平成16年4月1日から平成16年6月9日迄)	市民	水道維持課	16年06月24日	部分開示	第1号	16年06月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
27	16年06月14日	逆ボ止水栓からマルチ止水栓又は逆ボ止水栓、直結止水栓(ソフト分)から逆ボ止水栓又はマルチ止水栓の取替が無料とする決裁文書	市民	水道維持課	16年06月28日	全部開示	-	16年06月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
28	16年06月14日	水道局にて、給水用具を販売する事又は販売しない事がわかる文書一切	市民	水道維持課	16年06月28日	部分開示	第1号	16年06月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
29	16年06月17日	豊中市環境保全条例に基づく特定工場等設置(変更)許可申請書	市民	環境保全課	16年06月29日	部分開示	第2号	16年07月05日	閲覧及び写し等の交付	-	
30	16年06月24日	柵移設・新設関係豊中市発注工事計画表	市民	土下水道部 下水道管理課	16年07月07日	全部開示	-	16年07月13日	閲覧及び写し等の交付	-	
31	16年06月24日	豊中市公共下水道事業計画変更認可申請書 平成11年3月、豊中市公共下水道事業計画<庄内処理区>・穂積排水区 排水区画動施設平面図(合流)、豊中市公共下水道雨水改善計画流量表(穂積排水区)	市民	土下水道部 土木下水道建設課	16年07月02日	全部開示	-	16年07月07日	閲覧	-	
32	16年08月02日	貯蔵量水器乾式直読2.0m/m入札について(平成16年4月)	市民	水道総務課	16年08月10日	部分開示	第2号	16年08月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
33	16年08月02日	貯蔵量水器乾式直読2.0m/m入札について(平成16年5月)	市民	水道総務課	16年08月10日	部分開示	第2号	16年08月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
34	16年08月06日	災害廃棄物の搬送及び処分業務委託契約について	市民	環境部 廃棄物対策室 減量推進課	16年08月16日	部分開示	第2号	16年08月25日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
35	16年08月13日	建設リサイクル法の届出(上野東)	任意申出者	建築都市部 建築指導課	16年08月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
36	16年08月13日	建設リサイクル法の届出(服部西町)	任意申出者	建築都市部 建築指導課	16年08月27日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
37	16年08月17日	平成16年8月12日午後2時50分頃、国道176号線城山町2の交差点を西へ(市道勝部寺内線)通過したごみ収集車と乗員の記録。そのよな事実はないかと返答した事実確認の方法及び議事録。	市民	環境部 廃棄物対策室 中部環境一 七南部環一 七北部環一 七	16年08月26日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	16年10月15日	
38	16年08月20日	市の所有車98台のうちマイクロバス・軽自動車を除く普通車(ハイエースバス3台を除く)28台の購入日若しくはリース開始年月日	市民	総務部 財産管理課	16年08月27日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
39	16年08月27日	行財政改革に関する一切の文書(2004年度分)	市民	行財政部 再建対策室	16年09月08日	取下げ	-	-	-	-	
40	16年09月08日	第3回行財政構造改革本部会議資料	市民	行財政部 再建対策室	16年09月21日	部分開示	第3号	16年09月22日	閲覧及び写し等の交付	16年09月24日	
41	16年09月13日	住民台帳一覧表閲覧請求書	任意申出者	市民生活部 市民課	16年09月27日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
42	16年09月13日	閲覧誓約書	任意申出者	市民生活部 市民課	16年09月27日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
43	16年09月21日	住居表示台帳	市民	市民生活部 市民課	16年10月04日	全部開示	-	16年10月27日	閲覧及び写し等の交付	-	
44	16年09月28日	市立豊中病院病棟ヘルパー業務委託について(平成16年度)	市民	市立豊中病院 事務局 病院管理課	16年10月07日	部分開示	第1号	16年10月12日	写し等の交付	-	
45	16年10月01日	野田、豊島、島田等に設置してある災害用貯水槽の管理基準	市民	水道局 水道維持課	16年10月15日	全部開示	-	16年10月27日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
46	16年10月01日	不断水分歧工事施工を水道局にて行う事が出来る場合の基準がわかる文書	市民	水道維持課	16年10月15日	全部開示	-	16年10月27日	閲覧及び写し等の交付	-	
47	16年10月01日	平成16年4月1日から現在迄の不断水分歧工事の作業日報	市民	水道維持課	16年10月15日	部分開示	第1号	16年10月27日	閲覧及び写し等の交付	-	
48	16年10月12日	あけぼの事業福祉会の豊中市立しよら幼稚園廃園後の園舎等を活用した保育所設立申込書及び提出書類35項目	市民	こども未来部 保育課	16年10月26日	部分開示	第1号、第2号	16年11月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
49	16年10月14日	平成15年度分保育等委託料の交付について(家庭保育所)	市民	こども未来部 保育課	16年10月27日	部分開示	第1号、第2号	16年10月28日	写し等の交付	-	
50	16年10月14日	平成15年度分保育等委託料の交付について(簡易保育所)	市民	こども未来部 保育課	16年10月27日	部分開示	第1号、第2号	16年10月28日	写し等の交付	-	
51 ~ 54	16年10月14日	平成15年度月報・年報(〇〇〇家庭保育所) (計4ヶ所)	市民	こども未来部 保育課	16年10月27日	部分開示	第2号	16年10月28日	写し等の交付	-	
55 ・ 56	16年10月14日	平成15年度月報・年報(〇〇〇簡易保育所) (計2ヶ所)	市民	こども未来部 保育課	16年10月27日	部分開示	第2号	16年10月28日	写し等の交付	-	
57 ~ 74	16年10月14日	平成15年度月報・年報(〇〇〇家庭保育所) (計18ヶ所)	市民	こども未来部 保育課	16年10月27日	全部開示	-	16年10月28日	写し等の交付	-	
75 ・ 76	16年10月14日	平成14年度月報・年報(〇〇〇簡易保育所) (計2ヶ所)	市民	こども未来部 保育課	16年10月27日	部分開示	第2号	16年10月28日	写し等の交付	-	
77 ~ 100	16年10月14日	平成14年度月報・年報(〇〇〇家庭保育所) (計24ヶ所)	市民	こども未来部 保育課	16年10月27日	全部開示	-	16年10月28日	写し等の交付	-	
101	16年10月14日	豊中市自治会エリア図	市民	人権文化部 市民活動課	16年10月26日	不開示	第1号、第5号	-	-	-	
102	16年10月22日	有害物質使用特定事業場名簿	任意申出者	環境部 環境保全課	16年11月02日	全部開示	-	16年11月02日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
103	16年10月22日	公共用地境界確定書	任意申出者	総務部 財産管理課	16年10月27日	不開示	第1号	-	-	-	
104	16年10月29日	設計書	市民	政策推進部 まちづくり支援	16年11月12日	部分開示	第4号イ	16年11月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
105	16年10月29日	「歩いて暮らせるまち せね みちづくりプロジェクト」実行委員会資料	市民	政策推進部 まちづくり支援	16年11月12日	部分開示	第1号	16年11月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
106	16年10月29日	平成16年度社会実験申請書	市民	政策推進部 まちづくり支援	16年11月12日	部分開示	第1号	16年11月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
107	16年10月29日	くらしのみちゾーン(仮称)・トランジットモール地区応募書	市民	政策推進部 まちづくり支援	16年11月12日	部分開示	第1号	16年11月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
108	16年10月29日	交通社会実験にむけて、せね坂通りプラン案	市民	政策推進部 まちづくり支援	16年11月12日	全部開示	-	16年11月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
109	16年10月29日	交通社会実験にかかる受託契約について	市民	政策推進部 まちづくり支援	16年11月12日	全部開示	-	16年11月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
110	16年10月29日	交通社会実験調査業務委託にかかる委託契約の締結について	市民	政策推進部 まちづくり支援	16年11月12日	全部開示	-	16年11月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
111	16年10月29日	交通社会実験関連工事委託にかかる委託契約の締結について	市民	政策推進部 まちづくり支援	16年11月12日	全部開示	-	16年11月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
112	16年10月29日	曾根交通社会実験検討業務の委託について	市民	政策推進部 まちづくり支援	16年11月12日	全部開示	-	16年11月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
113	16年10月29日	交通社会実験調査業務委託にかかる業者選定について	市民	政策推進部 まちづくり支援	16年11月12日	全部開示	-	16年11月12日	閲覧及び写し等の交付	-	
114	16年10月29日	交通社会実験関連工事委託にかかる業者選定について	市民	政策推進部 まちづくり支援	16年11月12日	全部開示	-	16年11月12日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
115	16年11月01日	教育施設課の修繕費の内建築・設備の入札状況(130万円以下、ガラス、物品除く)	市民	教育委員会 教育総務室 教育施設課	16年11月24日	部分開示	第1号、第2号	16年11月30日	閲覧及び写し等の交付	-	15日間延長
116	16年11月08日	豊中市において意思決定された会館規約及び会館管理規則	市民	総務部 財産管理課	16年11月22日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
117	16年11月10日	第3回行政財政構造改革本部会議資料	市民	行政部 財政策室	16年11月12日	全部開示	-	16年11月15日	閲覧及び写し等の交付	-	
118	16年11月15日	豊中市指定ごみ袋見本発注入札結果	市民	環境部 廃棄物対策室 減量推進課	16年11月26日	部分開示	第4号イ	16年12月07日	閲覧及び写し等の交付	-	
119	16年11月17日	平成15年度し尿収集運搬業務委託契約書	市民	環境部 廃棄物対策室 減量推進課	16年11月26日	部分開示	第1号、第2号、 第4号イ	16年12月07日	閲覧及び写し等の交付	-	
120	16年11月17日	古紙類・古布類の選別業務委託契約書	市民	環境部 廃棄物対策室 減量推進課	16年11月26日	部分開示	第2号、第4号イ	16年12月07日	閲覧及び写し等の交付	-	
121	16年11月17日	平成15年度し尿中継続施設運転管理業務委託契約書	市民	環境部 廃棄物対策室 減量推進課	16年11月26日	部分開示	第1号、第2号、 第4号イ	16年12月07日	閲覧及び写し等の交付	-	
122	16年11月17日	再生資源集団回収関係書類	市民	環境部 廃棄物対策室 減量推進課	16年11月26日	部分開示	第1号、 第4号イ	16年12月07日	閲覧及び写し等の交付	-	
123	16年11月22日	豊中市立服部南保育所の移管を受ける運営法人として内定した夢工房の申込書及び提出類2.6項目	市民	こども未来部 保育課	16年12月05日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
124	16年11月22日	豊中市立桜塚保育所の移管を受ける運営法人として内定したしりゆり谷の申込書及提出類2.6項目	市民	こども未来部 保育課	16年12月05日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
125	16年11月22日	豊中市立北丘保育所の移管を受ける運営法人として内定した路交館の申込書及提出類2.6項目	市民	こども未来部 保育課	16年12月05日	取下げ	-	-	-	-	情報提供
126	16年11月22日	平成16年度市役所の本庁舎内で使用しているコピー機の台数、機種、形式、カウンター単価の詳細	任意申出者	総務部 情報公開課	16年11月22日	取下げ	-	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
127	16年12月15日	計画通知台帳	市民	建築都市部 建築指導室 審査課	16年12月27日	全部開示	-	17年01月07日	閲覧及び写し等の交付	-	
128	16年12月20日	特定建設作業実施届出書 ○○○	市民	環境部 環境保全課	16年12月27日	部分開示	第2号	17年01月06日	閲覧及び写し等の交付	-	
129	17年01月20日	豊中市立(仮称)生活情報センター映像機器設置工事に係る工事執行・工事契約決議書	任意申出者	建築都市部 建築指導室	17年02月03日	部分開示	第1号、第2号、 第4号イ	17年02月08日	閲覧及び写し等の交付	-	
130	17年01月21日	特定(届出)施設の能力ごとの数変更届出書	事業者 (団体)	環境部 環境保全課	17年01月26日	部分開示	第2号	17年02月01日	閲覧及び写し等の交付	-	
131	17年01月31日	通称処理票(○○○ビル屋上物置の件 平成16年○月○日第○○○号)	事業者 (団体)	建築都市部 建築指導室 監	17年02月08日	部分開示	第1号、第2号	17年02月14日	写し等の交付	-	
132	17年02月02日	霊柩車請負契約書	任意申出者	健康福祉部 地域福祉課	17年02月15日	部分開示	第2号	17年02月18日	写し等の交付	-	
133	17年02月02日	一般貸切旅客自動車(貸切バス)運行業務契約書	任意申出者	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	17年02月15日	部分開示	第2号	17年02月18日	写し等の交付	-	
134	17年02月02日	豊中市福祉バス運行業務委託契約書(平成15年度)	任意申出者	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	17年02月15日	部分開示	第2号	17年02月18日	写し等の交付	-	
135	17年02月02日	豊中市立たちばな園通園バス運行業務委託契約書	任意申出者	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	17年02月15日	部分開示	第2号	17年02月18日	写し等の交付	-	
136	17年02月02日	一般貸切旅客自動車(貸切バス)運行委託契約書	任意申出者	健康福祉部 福祉事務所 障害福祉課	17年02月15日	部分開示	第2号	17年02月18日	写し等の交付	-	
137	17年02月02日	マイクロバスの貸借契約書	任意申出者	総務部 財産管理課	17年02月15日	全部開示		17年02月18日	写し等の交付	-	
138	17年02月17日	検満切れのメーターで水道料金を徴収している資料一切	市民	水道局 水道課	17年02月25日	取下げ	-	-	-	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
139	17年02月17日	給水装置工事申込書(直営分)資料一切(平成16年2月1日より現在迄)	市民	水道給水課	17年02月25日	取下げ	-	-	-	-	
140	17年02月17日	直営給水装置工事(改造・撤去)報告書他資料一切(平成16年2月1日より現在迄)	市民	水道給水課	17年02月25日	取下げ	-	-	-	-	
141	17年02月22日	住居表示台帳	任意申出者	市民生活部 水道建設課	17年03月03日	取下げ	-	-	-	-	
142	17年02月22日	決議書(表紙、施行位置図、施行理由書、設計図面)	市民	水道建設課	17年03月09日	全部開示	-	17年03月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
143	17年02月22日	本管(配水管)を布設する理由がわかる文書一切	市民	水道建設課	17年02月25日	取下げ	-	-	-	-	
144	17年02月23日	直営給水装置工事(改造・撤去)報告書にかかる修繕指令システムの「修繕結果積算」出力表	市民	水道維持課	17年03月09日	全部開示	-	17年03月16日	閲覧及び写し等の交付	-	
145	17年03月02日	開発行為等事前相談書(菅根西町○○○)	市民	建設都市部 建築指導室 審査課	17年03月15日	部分開示	第1号	17年03月18日	閲覧及び写し等の交付	-	
146	17年03月03日	住居表示台帳	市民	市民生活部 水道給水課	17年03月08日	全部開示	-	17年03月24日	写し等の交付	-	
147	17年03月07日	医療費支払申請書(○○○小学校 平成16年〇月～〇月)	在勤者	教育委員会 教育総務室 学校保健給食課	17年03月18日	部分開示	第1号	17年03月24日	閲覧及び写し等の交付	-	
148	17年03月10日	道路占用掘削許可申請書受付簿(水道引込み管)	市民	土木下水道部 道路管理課	17年03月23日	部分開示	第1号	17年03月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
149	17年03月10日	道路占用掘削許可申請書受付簿(一般下水)	市民	土木下水道部 道路管理課	17年03月23日	部分開示	第1号	17年03月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
150	17年03月15日	道路占用許可申請書一式(平成14年度～16年度)	市民	水道建設課	17年03月29日	全部開示	-	17年04月05日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	請求内容又は請求行政文書名	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
151	17年03月15日	径50m/m以上のX-タで遠カク装置設置の道路占用申請のわかる資料 5年間	市民	水道維持課	17年03月29日	不開示 (文書不存在)	-	-	-	-	
152	17年03月15日	道路占用許可申請書(平成14~16年度分)	市民	水道維持課	17年03月29日	全部開示	-	17年04月05日	閲覧及び写し等の交付	-	
153	17年03月15日	平成16年度 水質検査結果	市民	水道浄水課	17年03月22日	部分開示	第1号	17年03月25日	閲覧及び写し等の交付	-	
154	17年03月15日	平成15年度 水質検査結果	市民	水道浄水課	17年03月22日	部分開示	第1号	17年03月25日	閲覧及び写し等の交付	-	
155	17年03月15日	平成14年度 水質検査結果	市民	水道浄水課	17年03月22日	部分開示	第1号	17年03月25日	閲覧及び写し等の交付	-	

* 「請求者区分」欄の表示の仕方

市	民	市の区域内に住所を有する者
事業者(個人)	市	の区域内に事務所又は事業所を有する個人
事業者(団体)	市	の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
在勤者	市	の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
在学者	市	の区域内に存する学校に在学する者
納税義務者	市	税の納税義務者
利害関係者(個人)	市	行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの個人
利害関係者(団体)	市	行政文書に係る事務事業の利害関係者のうちの団体
任意申出者	市	上記以外のもの

. 個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度の運用状況

(1) 個人情報保護制度の運用の経過

区 分		15年度まで	16年度	合 計
請 求 件 数		252 件	53 件	305 件
請 求 者 数		213 人	49 人	262 人
処 理 状 況	承 諾 (全部開示)	160 件	45 件	205 件
	一 部 承 諾 (部分開示)	35 件	6 件	41 件
	全 部 拒 否 (不開示)	34 件	0 件	34 件
	全 部 拒 否 (文書不存在)	9 件	2 件	11 件
	取 下 げ	14 件	0 件	14 件
不 服 申 立 て 件 数		35 件	0 件	35 件

平成16年度は、53件の請求があり、すべて自己に関する情報の開示請求でした。

そのうち、診療録（カルテ）に関する文書が18件、診療報酬明細書（レセプト）に関する文書が15件、住民票・戸籍に関する文書が6件ありました。

制度化以来では延べ262人から305件の請求があり、その内訳として、自己に関する情報の開示請求279件、目的外利用等の中止請求20件、削除請求6件となっています。

(2) 不開示理由の内訳（自己情報の開示請求）

（単位：件）

区 分	15年度まで	16年度	合 計
請 求 件 数	226	53	279
全部拒否（不開示・文書不存在） 又は一部承諾（部分開示）件数	55	8	63
法令秘情報	1	0	1
評価・診断等情報	18	0	18
事務事業執行情報	45	6	51

* 不開示理由には、一つの決定で複数の理由による場合がある。

自己情報の開示請求については、平成16年度は延べ49人から53件の請求があり、その処理状況は、承諾（全部開示）45件、一部承諾（部分開示）6件、全部拒否（文書不存在）2件でした。

制度化以来の通算では、279件（取下げ11件を含む。）の請求に対して全部拒否（不開示・文書不存在）又は一部承諾（部分開示）の決定となったものは63件で、該当理由としては、事務事業執行情報51件、評価・診断等情報18件、法令秘情報1件となっています。

(3) 部局別開示等請求数

(単位：件)

	実施機関名	部局名	担当課	請求件数	小計
1	市長 (6部局)	政策推進部	広報広聴課	1	50
		市民生活部 (2課)	市民課	4	
			庄内出張所	2	
		健康福祉部 (5課)	健康づくり推進課	2	
			生活福祉課	1	
			保険給付課	15	
			保険資格課	1	
		介護相談課	4		
		こども未来部	保育課	1	
		建築都市部	開発調整室	1	
市立豊中病院	経営企画室	18			
2	消防長	消防本部 (2課)	指令情報課	1	3
			北消防署	2	
2実施機関		7部局	13課	53	53

平成16年度は、2実施機関7部局に対して53件の請求があり、その内訳は、健康福祉部23件、市立豊中病院18件、市民生活部6件、消防本部3件、政策推進部、こども未来部、建築都市部各1件となっています。

制度化以来の通算では、5実施機関に対して305件の請求があり、市長225件、教育委員会55件、監査委員10件、水道事業管理者11件、消防長4件となっています。

(4) 開示の実施方法（自己情報の開示請求）

(単位：件)

区分	平成15年度まで	平成16年度	合計
閲覧のみ	2(0)	0(0)	2(0)
閲覧と写し等の交付	169(0)	28(0)	197(0)
写し等の交付のみ	21(7)	23(6)	44(13)
聴取又は視聴	0(0)	0(0)	0(0)
合計	192(7)	51(6)	243(13)

* 1()内の数字は、郵送の件数(内数)

2 開示決定を行ったもののうち、未実施のものが1件ある。

実施機関の決定が承諾(全部開示)又は一部承諾(部分開示)の場合、閲覧、聴取、視聴又は写し等の交付を受けることができます。

平成16年度は、閲覧と写し等の交付が28件、写し等の交付のみが23件でした。

制度化以来の通算では、閲覧のみが2件(0.8%)、閲覧と写し等の交付が197件(81.1%)、写し等の交付のみが44件(18.1%)となっています。

なお、平成10年度、13年度及び14年度に請求者が来庁しなかったため、開示できなかったものがそれぞれ1件あります。

(5) 自己情報開示等請求

(不開示等の根拠は、個人情報保護条例第15条第1項各号)

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
1	16年05月06日	市立豊中病院 内科診療録(平成16年4月11日分 レントゲンフィルム含む。)	開示請求	(本人)	市立豊中病院 経営企画室	16年05月18日	全部開示	-	16年05月20日	閲覧及び写し等の交付	-	
2	16年05月06日	診療報酬明細書(平成15年1月～平成16年2月分)	開示請求	(本人)	健康福祉部 保険給付課	16年05月13日	全部開示	-	16年05月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
3	16年05月12日	保育所 確認会資料	開示請求	法定代理人	こども未来部 保育課	16年05月19日	部分開示	第3号	16年05月25日	写し等の交付	-	
4	16年05月26日	診療報酬明細書(～平成16年4月 〇〇〇病院分)	開示請求	(本人)	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	16年06月09日	全部開示	-	16年11月15日	写し等の交付	-	
5	16年06月14日	市立豊中病院 外科・婦人科入院・外来診療録(平成16年5月19日～6月14日分 レントゲンフィルム含む。)	開示請求	本人	市立豊中病院 経営企画室	16年06月22日	全部開示	-	16年06月25日	閲覧及び写し等の交付	-	
6	16年06月21日	交通事故相談票(相談日 平成16年〇月〇日、〇月〇日)	開示請求	本人	政策推進部 広報課	16年06月28日	全部開示	-	16年06月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
7	16年06月28日	認定調査票	開示請求	任意代理人	健康福祉部 保険介護相談課	16年06月28日	全部開示	-	16年06月29日	閲覧及び写し等の交付	-	
8	16年06月29日	市立豊中病院 受診科全入院・外来診療録(平成11年4月～現在分)	開示請求	本人	市立豊中病院 経営企画室	16年07月08日	全部開示	-	16年07月09日	写し等の交付	-	
9	16年08月05日	診療報酬明細書(平成14年11月～平成16年4月 〇〇〇医院、〇〇〇病院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	16年08月10日	全部開示	-	16年08月11日	写し等の交付	-	
10	16年08月23日	居宅介護支援明細書(平成15年4月～平成16年6月分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	16年08月23日	全部開示	-	16年08月24日	閲覧及び写し等の交付	-	
11	16年08月26日	市立豊中病院 内科外来診療録(平成15年11月7日～11月20日分)	開示請求	本人	市立豊中病院 経営企画室	16年09月07日	全部開示	-	16年09月13日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
12	16年08月30日	市立豊中病院 整形外科外来診療録(平成14年6月14日～現在分)	開示請求	本人	市立豊中病院 事務局 経営企画室	16年09月08日	全部開示	-	16年09月21日	閲覧及び写し等の交付	-	
13	16年09月01日	〇〇マンション新築工事の近隣住民対応状況報告書	開示請求	本人	建築都市部 開発調整室	16年09月03日	部分開示	第3号	16年09月03日	閲覧及び写し等の交付	-	
14	16年09月03日	介護保険主治医意見書(平成16年〇月〇日分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険相談課	16年09月03日	全部開示	-	16年09月06日	写し等の交付	-	
15	16年09月06日	診療報酬明細書(平成13年6月～平成16年6月 〇〇〇整形外科分)(平成13年12月～平成14年 3月 〇〇〇病院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	16年09月16日	全部開示	-	16年09月21日	閲覧及び写し等の交付	-	
16	16年09月08日	診療報酬明細書(平成13年2月～3月 〇〇〇病 院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	16年09月22日	全部開示	-	16年09月24日	閲覧及び写し等の交付	-	
17	16年09月16日	診療報酬明細書(平成13年1月 〇〇〇病院分)	開示請求	(本人)	健康福祉部 保険給付課	16年09月28日	全部開示	-	16年09月29日	写し等の交付	-	
18	16年09月21日	〇〇〇病院宛て、〇〇〇にかかる紹介状	開示請求	法定代理人	健康福祉部 健康づくり 推進課	16年09月27日	全部開示	-	16年10月14日	閲覧及び写し等の交付	-	
19	16年09月22日	市立豊中病院 泌尿器科入院・外来診療録(平成 14年3月20日～平成16年6月18日分 レントゲ ンフィルム含む。)	開示請求	本人	市立豊中病院 事務局 経営企画室	16年10月04日	全部開示	-	16年10月08日	閲覧及び写し等の交付	-	
20	16年10月04日	診療報酬明細書(平成12年10月～12月 〇〇〇 病院分)	開示請求	(本人)	健康福祉部 保険給付課	16年10月06日	全部開示	-	16年10月07日	写し等の交付	-	
21	16年10月14日	市立豊中病院 内科入院診療録(平成16年10月 9日、10日分 レントゲンフィルム含む。)	開示請求	(本人)	市立豊中病院 事務局 経営企画室	16年10月26日	全部開示	-	16年11月01日	閲覧及び写し等の交付	-	
22	16年10月18日	市立豊中病院 小児科入院診療録(平成12年1月 24日～2月12日分 レントゲンフィルム含む。)	開示請求	法定代理人	市立豊中病院 事務局 経営企画室	16年10月28日	全部開示	-	16年11月08日	閲覧及び写し等の交付	-	
23	16年10月19日	火災調査報告書(火災発生日 平成12年〇月〇 日)	開示請求	本人	消防本部 指令情報課	16年10月28日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
24	16年10月27日	市立豊中病院 皮膚科入院診療録(平成12年3月22日～6月24日分)、内科入院診療録(平成12年3月22日～6月24日分及び平成15年7月11日～8月2日分)、神経内科入院診療録(平成15年7月11日～8月2日分)	開示請求	任意代理人	市立豊中病院 事務企画室	16年11月09日	全部開示	-	16年11月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
25	16年10月28日	市立豊中病院 産婦人科入院・外来診療録(平成14年10月～平成15年6月分)	開示請求	本人	市立豊中病院 事務企画室	16年11月11日	全部開示	-	16年11月17日	閲覧及び写し等の交付	-	
26	16年11月02日	救急出場報告書(平成16年○月○日)	開示請求	本人	消防本部 北消防署	16年11月09日	全部開示	-	16年11月22日	写し等の交付	-	
27	16年11月05日	市立豊中病院 救急診療科・内科外来診療録(平成16年7月19日～10月25日分)	開示請求	本人	市立豊中病院 事務企画室	16年11月17日	全部開示	-	16年11月24日	閲覧及び写し等の交付	-	
28	16年11月10日	市立豊中病院 精神科外来診療録(平成16年9月16日分)	開示請求	本人	市立豊中病院 事務企画室	16年11月17日	全部開示	-	16年11月22日	写し等の交付	-	
29	16年11月15日	救急出場報告書(平成16年○月○日)	開示請求	本人	消防本部 北消防署	16年11月19日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
30	16年11月25日	診療報酬明細書(平成16年6月～9月 ○○○病院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	16年12月09日	全部開示	-	16年12月15日	写し等の交付	-	
31	16年12月10日	市立豊中病院 産婦人科入院・外来診療録(平成16年6月7日及び12月13日～12月27日分)	開示請求	本人	市立豊中病院 事務企画室	16年12月21日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
32	16年12月15日	診療報酬明細書(平成16年10月 ○○○病院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	17年01月12日	全部開示	-	17年01月20日	写し等の交付	-	10日間延長
33	16年12月27日	市立豊中病院 皮膚科入院診療録(平成13年8月28日～9月14日分)	開示請求	(本人)	市立豊中病院 事務企画室	17年01月06日	全部開示	-	17年01月11日	閲覧及び写し等の交付	-	
34	17年01月07日	診療報酬明細書(平成15年8月～平成16年7月 ○○○病院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	17年01月20日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
35	17年01月20日	診療報酬明細書(平成16年11月 ○○○病院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	17年02月03日	全部開示	-	17年02月08日	閲覧及び写し等の交付	-	

番号	請求日	個人情報内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
36	17年01月26日	相談記録	開示請求	(本人)	健康福祉部 保険相談課	17年02月01日	全部開示	-	17年02月07日	閲覧及び写し等の交付	-	
37	17年01月26日	事故報告書	開示請求	(本人)	健康福祉部 保険相談課	17年02月01日	全部開示	-	17年02月07日	閲覧及び写し等の交付	-	
38	17年02月01日	市立豊中病院 産婦人科入院診療録(平成元年3月28日～4月25日分)	開示請求	本人	市立豊中病院 事務企画室	17年02月09日	全部開示	-	17年02月14日	写し等の交付	-	
39	17年02月02日	乳幼児健康相談カード	開示請求	法定代理人	健康福祉部 健康づくり課	17年02月16日	全部開示	-	17年02月22日	閲覧及び写し等の交付	-	
40	17年02月04日	市立豊中病院 受診科全入院診療録(平成15年3月20日～4月21日、平成15年11月25日～12月4日及び平成16年4月22日～5月3日分)、受診科全科外来診療録(平成15年3月6日～現在分)	開示請求	任意代理人	市立豊中病院 事務企画室	17年02月15日	全部開示	-	17年02月22日	閲覧及び写し等の交付	-	
41	17年02月10日	戸籍謄・抄本交付請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民課	17年02月18日	部分開示	第3号	17年02月25日	閲覧及び写し等の交付	-	
42	17年02月14日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	本人	市民生活部 市民課	17年02月16日	部分開示	第3号	17年02月21日	閲覧及び写し等の交付	-	
43	17年02月17日	市立豊中病院 内科入院診療録(平成16年12月25日～12月30日分)	開示請求	(本人)	市立豊中病院 事務企画室	17年03月01日	全部開示	-	17年03月08日	写し等の交付	-	
44	17年02月18日	診療報酬明細書(平成16年4月〇〇病院分)(平成16年9月～11月〇〇病院分)	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	17年03月04日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送
45	17年02月22日	住民票の写し等交付請求書	開示請求	任意代理人	市民生活部 市民課	17年02月28日	部分開示	第3号	17年03月03日	閲覧及び写し等の交付	-	
46	17年02月22日	住民票の写し等職務上請求書	開示請求	任意代理人	市民生活部 市民課	17年02月28日	部分開示	第3号	17年03月03日	閲覧及び写し等の交付	-	
47	17年03月09日	診療報酬明細書(平成15年1月～現在分)	開示請求	任意代理人	健康福祉部 保険給付課	17年03月22日	全部開示	-	-	写し等の交付	-	郵送

番号	請求日	個人情報の内容	請求区分	請求者区分	担当部課	決定日	決定内容	不開示等 根拠条項	開示実施日	開示方法	不服申立日	備考
48	17年03月10日	住民異動届	開示請求	本人	市民生活部 庄内出張所	17年03月24日	全部開示	-	17年04月06日	写し等の交付	-	
49	17年03月10日	住民異動届	開示請求	本人	市民生活部 庄内出張所	17年03月24日	不開示(文 書不存在)	-	-	-	-	
50	17年03月10日	国民健康保険・介護保険異動届	開示請求	本人	健康福祉部 保険給付課	17年03月24日	全部開示	-	17年04月06日	写し等の交付	-	
51	17年03月28日	診療報酬明細書(平成16年8月29日~9月21日 分)	開示請求	法定代理人	健康福祉部 保険給付課	17年03月30日	全部開示	-	17年04月04日	写し等の交付	-	
52	17年03月28日	市立豊中病院 大腸ファイバースコープの記録(平 成16年4月6日、4月27日分)	開示請求	任意代理人	市立豊中病院 事務企画課	17年03月31日	全部開示	-	17年04月07日	写し等の交付	-	
53	17年03月30日	診療報酬明細書(平成14年4月17日~平成16年 8月13日分)	開示請求	(本人)	健康福祉部 保険給付課	17年04月06日	不開示(文 書不存在)	-	-	-	-	

. 不 服 申 立 て の 処 理 状 況

不服申立ての処理状況

(1) 処理の経過

(単位：件)

区 分		平成15年度まで	平成16年度	合 計	
申立て件数	行政文書	87	2	89	
	個人情報	35	0	35	
	計	122	2	124	
処 理 状 況	却 下	行政文書	1	1	2
		個人情報	1	0	1
		計	2	1	3
	全 部 認 容	行政文書	5	0	5
		個人情報	5	0	5
		計	10	0	10
	部 分 認 容	行政文書	12	0	12
		個人情報	9	0	9
		計	21	0	21
	棄 却	行政文書	52	0	52
		個人情報	16	0	16
		計	68	0	68
	取 下 げ	行政文書	17	0	17
		個人情報	4	0	4
		計	21	0	21
合 計	行政文書	87	1	88	
	個人情報	35	0	35	
	計	122	1	123	
審 理 中	行政文書		1	1	
	個人情報		0	0	
	計		1	1	

* 却下の3件は、不適法なものとして審査会に諮問せず却下したもの。また「平成15年度まで」の行政文書に係る不服申立てに対して全部認容したもののうち3件は、審査会に諮問せず実施機関限りで認容したものと諮問を取り下げて認容したもの。

平成16年度の不服申立ては、行政文書に関するものが2件ありましたが、そのうち1件は不適法なものとして却下し、1件は次年度に審理が繰り越されました。

(2) 審査会の答申

豊情個審答申第31号
平成16年(2004年)5月20日

豊中市長 一色貞輝様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 木村修治

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報不開示等決定処分について(答申)

平成15年10月9日付諮問第26号で諮問を受けた審査請求については、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市水道事業管理者が行った豊中市水道情報システムに係る個人情報目的外利用中止拒否の決定は、豊中市水道情報システムにおける個人情報の取扱いが給水等水道事業に関わる業務の範囲内で利用されるものであり、条例第6条に基づく利用であると判断できることから妥当である。

第二 審査請求の経過

1 自己情報の目的外利用の中止請求

平成15年7月16日、審査請求人は、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、豊中市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、「豊中市水道情報システム（以下「本件水道情報システム」という。）に係る給水課所管の自己情報の入力（以下「本件目的外利用」という。）の中止を請求した。

2 実施機関の決定

同年7月30日、実施機関は、「目的内の利用としている。」との理由を付して、本件目的外利用の中止を認めない決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

同年9月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、審査庁である豊中市長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

豊中市水道情報システムが豊中市個人情報保護条例に違反しており、本人の同意を得ないで入力しており、また誤った情報を入力し、訂正も行っていない。水道情報システムに入力する目的外の利用行為を止め、本件目的外利用を中止するとの決定を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求書、反論書の記載内容等をまとめると審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 個人情報を無断で使用することについて、まったく本人の同意がない。
- 2 水道局が無断で統括した個人情報は、本人の同意に基づくものではない。
- 3 各課所有の個人情報を無断で統括して、水道情報システムに入力し無断で利用することは目的外利用である。
- 4 本市の水道情報システムと同様のシステムの導入を検討している自治体にあつては、本市と同様の問題を検討するため、導入を留保している自治体もある。

第五 実施機関の主張の要旨

弁明書の記載内容等をまとめると、実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

本件請求の対象となる本件水道情報システムにおいて取扱う個人情報は、水道事業を行う上で必要な情報として実施機関が本人から収集したものであり、目的内利用と捉えている。

本市の水道局の組織は、水道総務課、経営企画課、料金課、水道建設課、浄水課、給水課及び水道維持課の7課で構成しており、飲料水の製造から需要者への供給まで一連の水道事業の運営を行っている。各課の業務は水道事業の業務を分掌するものであつて、取水、導水、浄水、

送水、配水施設の水道施設や個人所有の給水管などの給水装置といった水道施設情報は、水道局内の各課の業務と相互に関連している。

まず、給水課が所掌する給水装置工事申込者からの申込みにより得られた給水装置など図書類をはじめとして、当該市民に関わる情報は、水道建設課における管路工事及び水道維持課の漏水修繕などや料金課におけるメータ検針などにおいて各戸の給水装置を確認するための資料となり、同様に、水道建設課や水道維持課の業務で発生するしゅん工図や工事日報等の工事情報も、浄水課や給水課における業務の中で現場状況を確認するための資料となり、これを相互に利活用することによって、業務を遂行している。

また、需要者からの苦情や問い合わせに対応する場合にも、水道局の職員が各課で保有する紙ベースの情報を共有し検索・収集・確認している。

このように各課で収集する各種情報は、水道事業を運営する目的で収集されたものであり、これを共有することで成り立っている水道事業において、本件水道情報システムは、各課業務で必要とする既存の紙ベースの情報を電子化し、GIS（地図情報システム：地理に関連のある情報を一元的に管理し、共有することで各課の業務支援を行うシステム）デジタル化された地図上の各種水道施設の位置情報を表現し、関連する工事情報などを一元的に管理するものであり、このことにより、今後さらに高度化・多様化する需要者の要望に適正に対応することが可能となる。これらの目的とするところは、本件水道情報システムの構築が水道事業における業務の効率化及び維持管理の高度化にあって、当然に本件水道情報システムにおいて利用する個人情報情報は水道事業の目的以外に活用するものではない。

なお、平成 15 年 10 月 10 日に開催された豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会において、本件水道情報システムにおける個人情報の取扱いについて、意見を聴したところ、同運営委員会は、本件水道情報システムにおける個人情報の利用は、水道事業運営の目的内利用であると判断を行っている。

また、同運営委員会の意見に基づき、本件水道情報システムにおける個人情報の取り扱いを所掌事務に照らして、必要でない情報にはできるだけアクセスできないように変更するとともに、専用のセキュリティ管理ソフトウェアをサーバと各クライアントパソコンに装備し、ログ管理ができるようセキュリティ対策を行った。

以上のことから水道情報システムにおける個人情報の取扱いは、条例第 6 条及び第 7 条の規定に沿ったものであり、条例第 18 条に規定する目的外利用の中止請求の対象とはならないため、本件審査請求の棄却を求め、弁明する。

第六 当審査会の判断

豊中市では、昭和 63 年から高度情報化社会の到来と情報化の進展を視野に入れ、公文書の開示等に関する制度（平成 13 年に全面改正し、現在の情報公開制度となる。）とともに市民の個人情報の保護に関する制度の検討を行い、平成元年、OECD 理事会勧告の基本原則に沿って、マニュアル処理される個人情報も対象とした総合的な個人情報保護制度を実施し、今日に至っている。これは、豊中市が保管する市民のさまざまな個人情報を保護するとともに、基本的的人権としてのプライバシーの保護に万全を期すことによって、市民に信頼される市政の実現を目指す姿勢を示したものであり、豊中市は、個人情報の保護を重要な政策課題として取り組み、条例を制定したものである。

1 条例の基本的な考え方

1) 個人情報の収集及び利用について

実施機関における個人情報の収集等については、条例第6条第1項において、「実施機関は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するときは、その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行わなければならない。」と規定し、それぞれの所掌事務の範囲内において、その事務の目的の達成するために必要な範囲に限定して収集し、利用することが義務付けられている。

2) 個人情報の収集方法について

実施機関における個人情報の収集方法については、条例第7条第1項において、「実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用目的及び内容を明らかにし、当該個人から直接収集しなければならない。」と規定し、原則として個人情報を収集する場合は、収集する個人情報をどのように利用するのか、また、その内容を収集する本人に明らかにして、本人から直接収集することとされている。

また、同条第4項では、「本人又はその代理人による法令、規則等に基づく申請、届出その他これに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項による収集がなされたものとみなす。」と規定し、申請等によって個人情報が収集された場合は、本人から直接収集した場合と同様の取り扱いとなっている。

3) 個人情報の目的外利用について

実施機関における個人情報の利用については、条例第8条第1項において、「実施機関は、保管又は利用に係る個人情報を第7条第1項の規定の利用目的以外の目的のために実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用してはならない。」と規定し、原則として保管又は利用に係る個人情報を目的外に利用してはならないとされている。

2 本件審査請求に係る処分の妥当性について

1) 豊中市水道局の組織について

実施機関である水道事業管理者は、水道法に基づき、取水から需要者への給水までの事業を展開しており、実施機関の権限に属する事務を処理する水道局は、創設時には、これらの業務を1つの課で取り扱ってきたところであるが、人口規模の拡大に伴い、現在では、水道総務課、経営企画課、料金課、水道建設課、浄水課、給水課、水道維持課の7つの課で組織されている。

2) 本件水道情報システムの導入について

実施機関では、本件水道情報システムの構築を第三次豊中市総合計画における水道局の基本事業としての位置付けを行い、平成8年度からプロジェクトチームを設置して導入の検討を進めてきた。

本件水道情報システムは、水道GIS(地図情報システム)と電子ファイリングシステムの2つのシステムで構成されている。水道GISは、道路、家屋等の地形データと水道施設の位置データ、水道施設・給水装置の属性を示した文字データで構成されており、電子ファイリングシステムは、給水台帳、工事しゅん工図、工事日報など局内の水道施設や給水装置にかかる完成図書をスキャナで読み取った画像データで構成されており、水道施設や給水装置等の工事情報も含まれている。

本件水道情報システムは、これらの情報をコンピュータで一元管理を行い、管路事故の際の迅速な対応等危機管理対策や施設更新計画等の事業計画に活用することが期待されている。

今後、本件水道情報システムを利用して業務を行う担当課は、経営企画課、料金課、水道建設課、浄水課、給水課、水道維持課である。

3) 本件水道情報システムにおける個人情報の取扱いについて

本件水道情報システムに入力される個人情報は、給水装置工事申込書（以下「給水申込書」という。）の情報を元に工事に伴い得られた情報とともに給水台帳として保管されているものである。水道局における個人情報の収集は、一般的には、まず、建物の所有者等の給水を受けようとする者が、指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）に給水装置工事申込み、分岐工事の検査及びしゅん工検査、給水装置の開閉及び撤去工事等に関する委任を行い、委任を受けた指定業者は、給水申込書に必要な項目を記入し、水道事業管理者（給水課）に対し、工事の申込みを行っており、これらの手続きによって行われている。

また、本件水道情報システムの導入に当たって、平成 13 年 3 月 31 日に条例第 9 条の規定に基づき、個人情報ファイル設置届が豊中市長に提出（平成 16 年 1 月 26 日変更届）されているが、この届出書によると給水申込書、設計承認伺、精算承認伺・分岐工事の検査承認願、給水装置工事完了報告書、しゅん工検査申込（しゅん工図面を含む。）給水装置工事点検表、確認書、誓約書（臨時用給水装置を含む。）給水装置所有権譲渡届、給水管等の寄贈書、土地使用承認届、給水管分岐承諾届、総代人選定届、給水方式切替確認書、直結（増圧・直圧）式給水装置維持管理誓約書、給水装置維持管理に関する届出書がファイルであるとされている。これらの書面に記載された情報とともに、水道局内部で作成された情報を加えて本件水道情報システムに入力されている。

一方で、平成 3 年の給水装置施行基準で必要とされていた給水申込書に記載されていた建物の間取りについては、平成 15 年 4 月 9 日付け各指定給水装置工事事業者宛の連絡文書によると「2500 分の 1 配管図以外は、任意の協力として扱い、この配管図のみを提出した場合であっても、それ以外の位置図の提出を求めない。」との通知が行われている。建物の間取り図は、これまでは、必要とされていた図面であったが、実務に即した改善を行い、本件水道情報システムに不必要な個人情報の入力をなくすよう事務改善が図られていることが認められる。

このように本件水道情報システムにおける個人情報は、給水申込書に基づく情報を元に水道局の 7 つの担当課が密接かつ相互に連携しながら取水から需要者への給水までの事業を展開し、安全で安定した水道水の供給のために水道局内部で利活用が図られているところである。

4) 指定業者が行った給水申込みについて

審査請求人の給水工事の申込みに当たっては、審査請求人の住宅が建売住宅のため、建売業者が指定業者（本件の場合は、審査請求人本人が本件給水工事及び申込手続を行った指定業者でもあった。）に委任し、申込みの手続を行っている。当該給水申込書には委任項目があり、条例第 7 条第 4 項の規定により給水申込みの行為は、申込者本人が行ったと同じ効力を有している。

また、豊中市水道事業給水条例第7条によれば給水装置を譲渡する場合、給水装置所有権譲渡届を提出することとなっており、水道使用上に関する一切の権利、義務を継承することとなっている。このことから給水装置を第三者に譲渡したとしても、給水申込に係る個人情報は、継承者が申込当初の取扱いを認めて、継承したものと解される。

5) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会の意見について

豊中市では、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置している。

本件水道情報システムの運用に関する事項は、条例における審議案件ではないが、実施機関は、平成15年10月10日に開催された平成15年度第2回運営委員会において、水道情報システムの運用に当たって、システムの概要とシステムにおける個人情報の取扱いに関して、説明を行うとともに本件水道情報システムにおける個人情報の取扱いについて、意見を聴していることが認められる。同年10月24日に出された同運営委員会の意見は、「水道情報システムにおいて取り扱う個人情報は、豊中市個人情報保護条例第6条及び第7条の規定に沿って収集され、作成されている。また、その個人情報の利用は、水道局内部に限られており、給水等水道事業に関わる業務の範囲内での利用と認知できるため目的内利用であると判断する。」と述べられている。また、個人情報の取扱いに関する意見としては、「水道局内部での水道情報システムで取り扱う個人情報は、多項目にわたっており、説明のあった水道局で等しく、すべての個人情報を利用するとは考えられず、一部の担当課では、業務上利用しない個人情報もあると指摘できる。このため、それぞれの担当課で業務内容に照らして必要な個人情報を明確にするとともに、必要でない個人情報をコンピュータのディスプレイに表示させない等の個人情報の取扱いについて、システム上の措置を講じるよう求めるものである。各担当者がシステムを運用するに当たって、個人情報の取扱いに関するアクセスログを保存すること。」とされている。（平成15年10月24日付豊情個運第1号 水道情報システムに関わる個人情報の取扱いについて（意見より）

3 当審査会として本件処分の適否に関する判断

水道局の組織は、現在の豊中市の人口規模においては、水道局創設時とは比較しようがないほど肥大化しているものの、現在の組織を構成する7つの課が目指す目的は同じであり、給水工事申込書等で得られた個人情報が事務事業の効率化のため便宜上区分けされた組織（課）を超えて利用されたとしても、その個人情報の取り扱いは給水等水道事業に関わる業務の範囲内で利用される目的内の利用であり、条例第6条第1項に沿った利用であると認められる。

次に、条例では、給水申込みによって行われた手続は、1の1)のとおり、本人から直接収集を行ったとみなす規定がある。また、豊中市水道事業給水条例によると給水申込みに伴う権利義務は、継承されるべきものであり、建売住宅の購入者である審査請求人にも当然及びものと思量される。

ところで、平成15年10月24日に出された運営委員会の意見によって、水道局では、各担当課の所掌事務ごとに必要な情報へのアクセス権限を見直し、各担当者にパスワードを付与して制御を行うよう努めている。また、安全保護対策として専用のセキュリティ管理ソフ

トウェアをサーバと各端末側のパソコンに装備し、ログ管理を行うことができるようになってきている。各サーバへのアクセスログから各プリンタの印刷に係るログまでを管理することとしていることから、すでに水道情報システムは、本市における個人情報を取り扱うシステムとしては、相応の保護措置が講じられたシステムとなっていることも事実である。しかも、水道情報システムは、豊中市が導入している庁内 LAN システムとは、通信回線を別にしたものであり、水道局内部だけで運用されるシステムであることが明らかである。

しかしながら本件水道情報システムが市民から理解が得られにくいシステムになっているのは、電子ファイリングシステムに給水台帳が画像データ情報として入力されていることから各課の業務上必要な情報に分離できないことであり、入力する際に利用する事務が限られている部分については、入力しない等配慮も必要であったと思量される。この点については、今後に入力される個人情報は、改善の余地が指摘されるものである。

なお、審査請求人は、本件審査請求において、すでに水道情報システムに入力した誤った情報の訂正を求めているが、審査請求人において事実を証する書面を提出し、訂正請求を行うべきであるので、この部分については、審査請求する理由がないといわざるを得ない。

- 4 以上の理由から当審査会は、水道情報システムにおける個人情報の取扱いが給水等水道事業に関わる業務の範囲内で利用される目的内利用であると認められることから、前記第一の審査会の結論のとおり判断する。

なお、本件審査請求の審査に当たって、当審査会松井茂記委員から審査請求人との間において個人的な関係があったため、審査にかかわらない旨、申し出があった。

平成 16 年（2004 年）5 月 20 日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 木 村 修 治

会長代理 佐 野 久美子

委 員 加 藤 幸 江

委 員 塩 川 茂

豊情個審答申第32-1号
平成16年(2004年)8月31日

豊中市長 一色貞輝様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 木村修治

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報の外部提供の中止請求に係る取扱いについて
(答申)

平成15年11月7日付、諮問第27号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

本豊中市情報公開・個人情報保護審査会が、平成 15 年 11 月 11 日に判断したとおり、「豊中市長が行った住民票記載等に係る本人確認情報の大阪府知事への通知は、住民基本台帳法第 30 条の 5 第 1 項及び第 2 項に基づき行われた外部提供であり、法令等の手続きに違法性があるとは認められず、豊中市個人情報保護条例第 22 条第 2 項に基づき行った自己情報の外部提供の中止請求に係る取扱いについての判断は、違法又は不当な処分とはいえない。」とした答申の内容は維持されるべきである。

第二 本件異議申立ての経過

1 自己情報の外部提供の中止請求

平成 15 年 8 月 25 日、異議申立人は、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 20 条の規定に基づき、豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第 30 条の 5 第 1 項の規定による自己の本人確認情報（住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード及びこれらの変更情報）（以下「本人確認情報」という。）の外部提供（以下「本件外部提供」という。）の中止を請求した。

2 実施機関の決定

同年 9 月 3 日、実施機関は、「住基法に基づき本人確認情報を大阪府知事に通知しているものであり、条例第 8 条の規定には違反していない。」との理由を付して、本件個人情報の外部提供の中止請求を認めない決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

同年 10 月 31 日、異議申立人は本件処分を不服として、行政不服審査法の規定により実施機関に対し、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第三 異議申立ての趣旨

住基法に基づき異議申立人の本人確認情報を大阪府を通じて（財）地方自治情報センター（以下「自治情報センター」という。）に通知したことに對して、条例に基づいて行った中止請求を認めることができないとした処分を取消すこと。

第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立書、反論書の記載内容及び意見陳述の結果をまとめると異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

1 2004 年 1 月号の広報誌は、「変えようみんなで、変わろう本気で」を特集しており、住んでよかった、これからもずっと住みつづけたい、高齢者や障害者、外国人など、だれにとっても住みやすい、そう実感できるまち・豊中市にするために・・・と述べています。住民が実感できる市の姿勢がなければ、絵に書いた餅であり、マニフェスト以前の公約でしかない。誰にとってもいいということは、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）への参加は、2003 年 11 月 11 日の当審査会答申がいうとおり、選択性を採用してこそ言行一致した自治体のあり方である。違法性がないということに横並びするのではなく、横浜市や杉並区のように、また長野県のように独自実験を行う姿勢を示してこそ、人権擁護都市・とよなかと胸をはれるのである。審査会に諮問しておきながら答申に対しては、同年 11 月 12 日付けの新聞報道では、現状で

は個人情報の漏えいについては、心配しておらず、制度を見直すつもりはないとコメントしている。諮問から9か月にわたる論議を一顧だにすることなく、答申と同時にこのようなコメントを出す豊中市に、自分の個人情報をゆだねることはできない。

- 2 住民票コードは、憲法に保障された人間の尊厳を侵すものであり、その利用はプライバシーの権利を侵すものである。実施機関は、本人確認を確実にかつ効率的に行うため使用される10桁の数字及び1桁の検査数字にすぎず、と簡単に言うが、そのようなものに縛られることを望まず、数字が人間を支配することこそがプライバシーの侵害である。また、住基コードの変更を請求することができるからプライバシーの侵害ではないと主張する。コードを変えても変更記録は残っていくことを十分承知しているのだから、それだけ尊厳の侵害も大きくなっていくだけである。
- 3 住基ネットの導入により、行政機関が住基ネットにアクセスすることによって、本人確認情報の検索や確認が可能となっているが、法で定める264の事務に順次実施されているのではなく、順次拡大されている。法で規定して限定しているというが、小出しにし、増やしている事実を見ると、ザル法にすぎないことは明らかであるし、歯止めがかからないことを自ら露呈している。
- 4 市のセキュリティ対策に万全などありえず、システムの安全など、それこそ信用できない。住基ネットにおける本人確認情報をフローチャートで示してもらいたいが、長野県の実験や不正アクセスによる個人情報の流出の新聞報道を見てもファイアウォールが万全でないことは明らかである。豊中市独自で実験を行い、安心できる姿勢を見せてもらいたい。米国法人によるテストで安全との報告を受けているとのことであるが、住基ソフトがマイクロソフトのウィンドウズということを見ると安全ではないといわないだろう。それゆえ第三者による実験が求められる。
- 5 市が発行を予定していた住基カードの枚数を大きく下回っており、設置、維持管理費用等まったく無駄遣いであると考えるが、設置・維持管理の費用については、弁明していない。事務の拡大による手続きの簡素化を主張するのは、分からないでもないが、それは、それだけのものではないということになるのであろう。住基カードや住基ネットは、得をするのは、住民や自治体でもなく国だけである。顔写真つきカードは、銀行や郵便局で本人確認の証明書として利用できるという利点を挙げるのは論外である。行政自ら目的外の利用に活路を見出さざるを得ないカードやネットへの参加は、今すぐ切断すべきである。
- 6 さまざまなところで自己決定を迫るなら住基ネットにこそ選択権を保障すべきであり、豊中市として2003年11月11日の答申に対する評価を明らかにしてもらいたい。
- 7 市の広報活動は、住基ネットの何たるかさをも説明しておらず、まったく不備である。これは、市の姿勢に自信のなさが表れており、このような状況で実施すべきではないと考える。広報誌は、全戸配布されているが、豊中市のケーブルテレビの普及率、視聴率は、どの程度になっているのか。パソコンの普及率は、どうなっているのか。ホームページ上から引き出せるようだが、パソコンがない家庭にパソコンを配布したり、貸与することを考えているか。広報の内容も一律的すぎである。誰にとっても・・・を基本とするならプラス面、マイナス面も含めてもっと多彩な広報内容を提供するべきである。
- 8 他の自治体と同様に右へならえの姿勢しか示すことができないのに、分権や住民自治を言うのは、笑止でしかない。責任をとるシステムを明らかにしてもらいたいが、なぜ、この項目についてだけ、弁明がないのだろうか。

第五 実施機関の主張の要旨

弁明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると実施機関の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

異議申立人の異議申立ての趣旨は、住基法に基づき異議申立人の本人確認情報を大阪府を通じて自治情報センターに通知したことについて、異議申立人が行った条例に基づく外部提供中止請求に対する本件処分を取り消すことを求めるというものであるが、次の理由によって本件処分は正当である。

1 異議申立人は、自己情報コントロール権を定めた条例に違反する、というが、条例は、個人情報保護のために自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用及び外部提供の中止についての請求権を市民に保障する（条例第 14 条及び第 16 条から第 18 条まで）ことを明らかにしているものである。

本人確認情報を大阪府知事に通知することと条例との関係については、処分庁が住基法第 30 条の 5 の規定に基づき本人確認情報を大阪府知事に通知することが、住基法が第 1 条で定める「住民基本台帳は地方公共団体の住民に関する行政の基礎資料として住民の利便性を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」との法の目的に沿った事務である。

又、異議申立人は、本人確認情報を大阪府に通知することが条例第 8 条に規定する外部提供に当たると主張するが、外部提供とは、条例第 7 条第 1 項に規定する利用目的以外の目的のために実施機関以外のものに提供することをいい、本人確認情報を大阪府知事に通知することは、住基法第 1 条に定める法の目的に沿った住基法第 30 条の 5 に基づく事務であって、条例第 7 条第 1 項の利用目的内の行為であり、条例第 8 条第 1 項の外部提供に該当しないものである。

2 また、異議申立人は、住民票コードが、憲法で保障された人間の尊厳を侵害するものであり、その利用はプライバシーの権利を侵害すると主張する。住民票コードは、住基ネットにおいて本人確認情報を確実かつ効率的に行うために使用される 10 桁の数字及び 1 桁の検査数字（住基法施行規則第 1 条）にすぎず、住民基本台帳に記載されている者は、理由のいかんを問わず、住民票コードの記載の変更を請求することができる（住基法第 30 条の 3 第 1 項）から異議申立人の人間の尊厳を侵し、そのプライバシーを侵害するという主張は、理由がない。

3 さらに、異議申立人は、本人確認情報の利用には、制度上歯止めがなく、国民総背番号制に直結する、と主張している。住基ネットは、市町村と都道府県が連携して運用する地方公共団体のシステムであり、保有される情報は、本人確認のために必要な氏名、住所、性別、生年月日の 4 情報のほかに住民票コードと、それらの変更情報のみに限定されており、広範な情報を集中して管理しようとするものではない。又、本人確認情報の利用については、国の機関等から住民の居住関係の確認の求めがあったときに住基法に掲げる事務に本人確認情報の提供を行うものとしており、個別の目的ごとに法律上の根拠があり、又、目的外利用を禁止していることから、様々な個人情報を一元的に収集、管理するということを法律上認めておらず、いわゆる国民総背番号制に直結するものではない。

4 異議申立人は、セキュリティ対策について、市が万全だとしても、住基ネットのセキュリティには多くの問題点が指摘されており、システムの安全性に関する疑問は解消されていないと主張しているが、システム全体で統一ソフトウェアを導入し、また安全性の高い専用回線を利用しており、さらにデータの暗号化、通信相手の相互確認、不正アクセス防止策としてファイアウォール及び侵入検知器の設置など、「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並び

に磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」(平成14年6月10日総務省告示第334号)に基づいた全国一律の対策が講じられているものである。

又、異議申立人が主張するシステムの安全性については、平成15年10月に自治情報センターが米国の監査法人のセキュリティ部門に依頼して、東京都品川区において住基ネットの主要な機器に対するペネトレーションテスト(模擬攻撃テスト)を実施し、安全性が確認されたとの連絡が総務省からあったものである。

- 5 異議申立人は、住基ネットの設置、維持管理に要する費用は、それによって住民や自治体を受ける利点を上回り、費用対効果の観点からも制度を正当化することはできない、と主張する。しかし住基ネットの導入により行政機関が住基ネットにアクセスすること等によって全国規模での本人確認情報の検索、確認が可能となり、市民にとってはパスポートの申請の際に住民票の写しの添付や年金支給のための確認書類等を提出する必要がなくなるなどの利点があり、住基法で規定された264事務について順次実施されている。又、平成15年8月からは、本人の住民票の写しを全国の市町村で取れるようになったこと、希望者には、住民基本台帳カードの交付を行っており、このカードは、引越しの際の手続きの簡素化に役立ち、顔写真付き住基カードは、銀行、郵便局などで本人確認の証明書として利用できる。このように住基ネットを順次利用することにより、今後更に住民や市の受ける利点が目に見えてくるものである。

又、国においては、全ての行政手続きのオンライン化の推進に取り組んでおり、電子政府・電磁自治体の構築の基盤として住基ネットは不可欠であると考えている。

- 6 異議申立人は、住基ネットに接続するかどうかの選択権を住民に保障すべきであると、主張しているが、住基ネットは、改正法の施行と同時に運用を開始する義務が地方公共団体にあり、法第30条の5の規定において、住民票の記載等を行った場合には、市町村長が都道府県知事に通知するものとされており、個々の住民に選択権を認めておらず申立人の主張は、理由がないものである。
- 7 異議申立人は、住基ネットについての市の広報活動は偏向しており、住民がその是非を適切に判断するにたる十分な情報が提供されておらず、市としての説明責任が全うされていないと言わざるをえず、そのような状況で実施すべきでないと主張しているが、国会においては、住基ネットについて慎重に審議され、必要があるとして改正法が成立しており、この改正法の施行に際し、市は住基ネットの内容などについて広報を行ったものである。

まず、第一次稼働においては、「広報とよなか」の平成14年7月号、8月号、9月号の各号に記事を掲載し、またケーブルテレビでも広報し、第二次稼働においても第一次と同様「広報とよなか」の平成15年6月号、7月号、8月号の各号に記事を掲載し、さらにケーブルテレビ等を利用し、市民への住基ネットに関する制度内容、運用、セキュリティ等の案内を行った。又、国においてもリーフレット、新聞、雑誌、ポスター、テレビ等で広報し、住民に情報提供を行っているところである。

したがって、本件処分は、条例になんら違反するものではなく本件異議申立ては理由がないことから棄却されるべきである。

第六 当審査会の判断

- 1 当審査会は、本件異議申立てを審査するに当たって、平成15年1月20日に同様の趣旨の異議申立て(以下「15.1.20異議申立て」という。)があり、審査した結果、同年11月11日に答申

(以下「答申第 30 号」という。別添のとおり 別添省略)を行っており、この答申の内容を元に審査を行うこととする。答申第 30 号の当審査会の判断の 2 の 7)において、15.1.20 異議申立てにかかる本人確認情報の提供は、条例第 8 条第 2 項に定める例外規定の「法令等に定めがあるとき」に該当するものであり、「この外部提供が違法であるとして、提供の中止を求めることができるのは、根拠法令である住基法第 30 条の 5 の規定が内容的に無効である場合ということになるが、それは、根拠法令の内容がその上位法である憲法に違反するといえる場合でなければならない。」と指摘したが、現在のところ住基法第 30 条の 5 が内容的に無効、又は憲法に違反するとの事情は見当たらず、答申第 30 号のこれらの考え方やその内容を変更しなければならない理由はないと判断する。

2 異議申立人は、異議申立ての理由の一つとして、住基ネットには、多くの問題点やシステムの安全性に対する疑問があることを挙げている。これらに関し、答申第 30 号の後に明らかとなった事実として、次の事柄が指摘できる。

(1) 自治情報センターと長野県が行った調査について

本件異議申立てにかかる審査に伴って得た資料によると、自治情報センターと長野県は、住基ネットのセキュリティに対する問題点に関する調査をそれぞれ行っており、その内容は、次のとおりであった。

自治情報センターが行った住基ネットへの模擬攻撃テストについて

ア 自治情報センターは、平成 15 年 10 月 10 日から 12 日までの期間、東京都足立区の協力を得て、アメリカの監査法人クロウ社のセキュリティ部門による住基ネットへの模擬攻撃テスト(ペネトレーションテスト)(以下「模擬攻撃テスト」という。)を行っている。このテストは、住基ネットとコミュニケーションサーバ(4 情報が記憶された既存のコンピュータ)(以下「CS」という。)の間のファイアウォール(ネットワークへの不正侵入を防御し、接続を制御するコンピュータ)、CS と庁内のローカルエリアネットワーク(庁舎内に限った情報通信網)(以下「LAN」という。)の間のファイアウォール、庁内 LAN 上の CS 端末に対する模擬攻撃を目的として行われたものである。

イ 自治情報センターは、その結果について、平成 15 年 10 月 17 日に開催された第 8 回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会に模擬攻撃テストに関する報告として提出している。各自治体には、同日付けで、関係資料とともに総務省自治行政局市町村課長から各都道府県市区町村担当部長宛事務連絡で、その内容が通知されていることが認められる。この通知文書によると、まず、住基ネットと CS の間のファイアウォールに対する模擬攻撃テストでは、CS セグメント(そのコンピュータが管轄する特定のエリア)から 3 時間にわたって、ファイアウォール攻略のあらゆる手段を試みたが成功せず、しかも脆弱性も見出せなかったと報告されている。次に、CS と庁内 LAN 間のファイアウォールに対する模擬攻撃テストでは、庁内セグメントから 6 時間にわたってファイアウォールの攻略のあらゆる手段を試みたが、成功しなかったと報告されている。さらに、庁内 LAN 上の CS 端末に対する模擬攻撃テストでは、庁内 LAN セグメントから 6 時間かけて CS 端末の権限奪取のため、あらゆる攻撃を行ったが、成功せず、不正侵入を許すような弱点も見出せなかったと報告されている。

ウ 模擬攻撃テストを行なったクロウ社から、「住基ネットの範囲内ではないが、庁内 LAN に対しても、チェックリストによる自己点検やセキュリティ監査を行うべきであり、同

様に市内LAN上のデータ送信における高度なセキュリティレベルを維持するための方策を実施すべきである。」との助言が行われている。

長野県が行った2次にわたる模擬実験について

長野県は、住基ネットの安全性確保のため県内の阿智村、下諏訪町、波田町の協力を得て2次にわたる模擬実験を行い、平成16年2月29日に長野県住基ネット対策チームから「住基ネットに係る市町村ネットワークの脆弱性調査最終結果」として明らかにされており、その内容は、次のとおりであった。

ア 第1次実験は、平成15年9月22日から同年10月1日にかけて阿智村、下諏訪町、波田町で行われている。このうち波田町で行われた調査では、インターネット側からアクセスし、インターネットと市内LANとの間のファイアウォールに対する実験を行ったが、安全性が高かったためファイアウォールを突破することはできず、長野県内では、インターネットから直接的に市内ネットワークに侵入するという脅威は、ほとんどなかったと報告している。また、下諏訪町と阿智村で行われた調査では、既存住基のサーバ（自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータ）と市内ウェブサーバ（情報送信を行なうコンピュータ）の脆弱性を確認するため、庁舎内のLANにクライアント端末とコンピュータを接続して行われたが、その結果、脆弱性を確認し、既存住基サーバと市内ウェブサーバの管理者権限を略取することができたと報告している。

イ また、2次実験として平成15年11月25日から同月28日に阿智村のみで行われているが、この実験では、ファイアウォールを突破することを目的とした侵入実験から機器自体を直接攻撃する実験だけに切り替えて行われている。この実験では、通常、職員であっても容易に立ち入ることができない重要機能室に立ち入り、ロックの鍵をあけ、市町村設置のファイアウォールを回避して攻撃端末をハブ（LANに接続する中継装置）につなぐという方法により、管理者権限を取得したと報告している。

ウ 長野県が行った今回の調査で、通常的外部からの不正アクセスを想定した実験では、脆弱性は見つからなかったことから、職員による不正行為や外部からの侵入者によらなければできない方法に変更して行われたものである。これらの報告を受け、調査に参加した自治体の首長は、「住基ネット本体の危険性はなかったと言っていい。」と述べた、と報道されている。（平成16年3月3日付信濃毎日新聞）

これらの調査等について

当審査会は、それぞれの調査に直接、立会したものでもなく、詳細な調査結果を入手し、これらを分析し、評価、批判する立場にはないが、双方から公にされている資料から知るところによると、住基ネットの根幹に関わる重大な欠陥や脆弱性は、見当たらないとの評価をすることができる。また、現段階では、不正アクセスによる住基ネットに対する侵入や住基情報の漏えい、改ざんといった被害は報告されておらず、安全であるとの主張を否定することもできない。

平成16年7月2日付長野県のホームページにおいて、長野県は、同年7月12日から住基ネットを利用した本人確認を行う公的個人認証サービスを開始する旨、公表している。導入に当たっては、個人情報保護の観点からシステムの安全性や手続きについて検証が必要であるとして、同県の本人確認情報保護審議会に審議・検証を依頼し、多様な項目にわたって検証を行い、相応の対策・支援を具現化して、サービスを開始するとしている。

また、長野県は、平成 17 年 1 月から住基ネットを利用したパスポートの発給に伴う手続きを暗号化通信や端末操作者の指紋による認識システムの導入を行った上で、開始すると発表している。(平成 16 年 8 月 11 日付毎日新聞)

このことから長野県は、すでに住基ネットに関する安全性が確保されたと判断しているものと思料される。

(2) 豊中市のセキュリティ等に関する取り組みについて

豊中市では、すでに豊中市データセキュリティポリシーを作成し、データの保護や導入されているシステムに関するセキュリティ対策の強化に積極的に取り組んでいる事実が認められる。

平成 16 年 7 月 1 日に開催されたセキュリティ会議で報告された内容を見ると、セキュリティに関する取り組みとして、次のような取り組みが行われている。豊中市では、現在稼働しているシステムに対する行政監査が計画的に実施されており、平成 15 年度に行なわれたシステムに対する監査結果では、第 1 級データの情報の性質・内容・多寡等に応じて重要度や機密度を細分化し、データセキュリティ対策基準をさらに充実させることが指摘されている。又、システムを管理監督する立場の者や操作担当者に対してもセキュリティに対する意識の向上が求められている。システムの導入及び運営については、コンピュータを総括する機関で検討・評価を行なう環境の整備が必要であると指摘されており、豊中市は、その指摘に従い、セキュリティ対策をさらに進めるための対策を講じることとしている。

一方で、市の 150 にわたるシステムに対する情報セキュリティ現地調査(以下「現地調査」という。)と課長級職員に対する情報セキュリティ認識度調査が行われている。現地調査では、事故等対応時の対応や電子メールへの所属長の関知等でセキュリティ対策の実施率が低いとの結果であった。また、職員の情報セキュリティに対する浸透度は、比較的高いレベルにあると自ら評価する反面、情報の取扱いや緊急時の対応については、意識の向上や改善が必要であり、定期的な訓練や研修等の必要性が指摘されており、市では、すでに電子メールに関する改善を行い、研修を実施することとしている。

豊中市では、すでに個人情報保護制度の見直しの検討が行なわれ、市のホームページにも掲載されているとおり、制度が情報化社会にも対処できるよう、緊急時におけるネットワークシステムの切断や職員による個人情報の漏えい等に対する罰則規定の設定等も検討されているところである。

(3) 住基ネットに関わる大阪地方裁判所の判決について

住基ネットに関わる国家賠償法第 1 条に基づく損害賠償請求事件として、各地で地方自治体を被告とした訴訟が提起されている。大阪地方裁判所に提起された訴訟(平成 14 年(ワ)第 1400 号損害賠償請求事件)では、被告自治体を豊中市、箕面市、吹田市、大阪市、守口市、泉佐野市、東大阪市、八尾市の 8 市とし、原告であるこれら自治体に住所を有する住民は、「住基ネットにより、人格権、公権力から監視されない権利、自己情報コントロール権及び平穏な生活を営む権利が侵害され、精神的損害を被った。」と主張し、各自治体に国家賠償法第 1 条に基づく損害賠償の請求を行なった。これらの主張に対し、平成 16 年 2 月 27 日、大阪地方裁判所は、「被告である自治体が住民票コードを割り振り、住民票コードを住民票に記載し、住基ネットに接続したことにより、原告である住民らの権利、法的利益が侵害されたとは認められない。」とし、争点に対する判断のうち住基ネットの安全性については、「住基ネットの施行

に伴い、本人確認情報保護のため、種々の措置が講じられており、住基ネットが、本人確認という目的以外に使用されたり個人のプライバシーに係る法的利益に対する侵害を容易に引き起こすような危険なシステムとは認められず、原告らの請求は、いずれも理由がない。」と結論付け、原告の請求を棄却する旨の判決をした。(本件については、当該判決を不服として、原告は大阪高等裁判所に控訴し、係争中である。)

3 判断の主旨

このような事実から当審査会としては、本件異議申立てで異議申立人から指摘があった住基ネットのセキュリティについては、客観的に見ても安全性の確認やセキュリティ対策の強化が行われていると認められることから、答申第 30 号で示した条例に対する基本的な考え方ははじめ、本件異議申立てに係る処分の妥当性について、誤りや変更すべき点はなく、その答申内容は、維持されるべきであると判断するものである。

第七 意見

高度情報通信社会が急速に進展しつつある現代において、完全、完璧なシステムは、存在しないといっても過言ではなく、あらゆるシステムに対し、脅威が存在することは、十分な知識や情報を持たないものでも指摘できるところである。

自治情報センターが調査を行った段階では、脆弱性が認められなかったとしても、住基ネットに対する脅威が存在することは、各自治体で日々、パッチ(プログラムの部分修正)を当て続けなければならないということを見ても明らかであり、今後においても各自治体や自治情報センターが共同で住基ネットの運用に関する安全確保のための措置を十全に講じていくことを期待するものである。

平成 16 年(2004 年)8 月 31 日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 木 村 修 治

会長代理 佐 野 久美子

委 員 加 藤 幸 江

委 員 松 井 茂 記

委 員 塩 川 茂

豊情個審答申第32-2号

平成16年(2004年)8月31日

豊中市長 一色貞輝様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会長 木村修治

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報の外部提供の中止請求に係る取扱いについて

(答申)

平成15年11月7日付、諮問第27号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

本豊中市情報公開・個人情報保護審査会が、平成 15 年 11 月 11 日に判断したとおり、「豊中市長が行った住民票記載等に係る本人確認情報の大阪府知事への通知は、住民基本台帳法第 30 条の 5 第 1 項及び第 2 項に基づき行われた外部提供であり、法令等の手続きに違法性があるとは認められず、豊中市個人情報保護条例第 22 条第 2 項に基づき行った自己情報の外部提供の中止請求に係る取扱いについての判断は、違法又は不当な処分とはいえない。」とした答申の内容は維持されるべきである。

第二 本件異議申立ての経過

1 自己情報の外部提供の中止請求

平成 15 年 8 月 25 日、異議申立人は、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 20 条の規定に基づき、豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第 30 条の 5 第 1 項の規定による自己の本人確認情報（住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード及びこれらの変更情報）（以下「本人確認情報」という。）の外部提供（以下「本件外部提供」という。）の中止を請求した。

2 実施機関の決定

同年 9 月 3 日、実施機関は、「住基法に基づき本人確認情報を大阪府知事に通知しているものであり、条例第 8 条の規定には違反していない。」との理由を付して、本件個人情報の外部提供の中止請求を認めない決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

同年 10 月 30 日、異議申立人は本件処分を不服として、行政不服審査法の規定により実施機関に対し、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第三 異議申立ての趣旨

住基法に基づき異議申立人の本人確認情報を大阪府を通じて（財）地方自治情報センター（以下「自治情報センター」という。）に通知したことに對して、条例に基づいて行った中止請求を認めることができないとした処分を取消すこと。

第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立書、反論書の記載内容及び意見陳述の結果をまとめると異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

1 自己情報コントロール権を定めた市個人情報保護条例に違反するについて

実施機関は、この不服申立て理由に対して、法の第 1 条で定めるところで「住民の利便性を増進する」というが、そもそも住民の利便性を増進するということは、どういうことなのか。自分にとって利便性など何も思い浮かばない。引越しをすることもなく、海外に行くこともなく、住民票を取り寄せる必要も何もない。万一、国家試験に合格したときは、労力を惜しむことなく市役所に赴いていくつもりである。このような自分にとっては、住民の利便性という言葉は、嘘事空言であり、この言葉を抜くと、この法律の目的や意図がはっきり見えてくる。

又、外部提供とは、条例第 7 条第 1 項に規定する利用目的以外の目的のために実施機関以外のものに提供することで本人確認情報を大阪府知事に通知することは、法に基づく事務であり、条

例に定める利用目的内の行為であり、外部提供には当たらないというが、個人情報、自らに属するものであり、勝手に豊中市が外部提供することができる権利はなく不当である。

2 住民票コードは、憲法で保障された人間の尊厳を侵害するものであり、その利用は、プライバシーの権利を侵害することについて

本人確認を確実にかつ効率的に行うために使用される 10 桁の数字及び 1 桁の検査数字に過ぎないというが、ここには、豊中市の個人情報保護に対する姿勢が如実に現れており、それを不本意にも背負われている住民に対する配慮は微塵も感じられない。

3 本人確認情報（6 情報）の利用には、制度上歯止めがなく国民総背番号制に直結することについて

保有される情報は、本人確認のために必要な氏名、住所、性別、生年月日の 4 情報のほかに住民票コードと、それらの変更情報のみ限定されており、広範な情報を集中して管理しようとするものではないというが、言い逃れに過ぎない。また、国民総背番号制に直結するものではないというが、現在直結していなくても、今後、多数決の論理により多勢に無勢のgori押しで法を改正し、直結する可能性を否定できるものではない。

4 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の安全性に関する疑問は解消されていないということについて

統一のソフトウェア、安全性の高い専用回線の利用、データの暗号化、通信相手の相互確認、不正アクセス防止策としてファイアウォール及び侵入検知器の設置など、総務省告示に基づく技術的基準で全国一律の対策が講じられている事に関し、豊中市に対し、質問状を提出しているが何ら信頼に足る内容は提示されておらず、論拠として認められない。また、長野県で行われた公開侵入テストの結果や他のインターネットであるための脆弱性による情報漏えいを危惧した実験結果をどう判断するのか。政府のお抱えの研究者や企業が常に正しい情報を提供したり、間違いを犯さないとは思えない。

5 住基ネットの設置、維持管理に要する費用は、住民や自治体が受ける利点を上回り、費用対効果の観点からも制度化を正当化することはできないことについて

住民票の写しを全国の市町村で取れるようになったこと、住基カードを利用すれば、引越しの時の手続きが簡素化できるとともに迅速な本人確認ができ、また、顔写真つき住基カードは、銀行や郵便局などで本人確認の証明書として利用できるというが、自分にとっては、なんら利便性を見出せず、むしろシステムが存在することで被るかもしれない人災の方が心配である。

国は、すべての行政手続のオンライン化の推進に取り組み、電子政府・電子自治体の構築の基盤として住基ネットは不可欠であるというが、地域住民の安全で幸福な生活を守ることを放棄し、国の大企業優先の企業投資のような政策に疑問を感じず、追随する姿勢が現れている。電子自治体が必要であるかどうか論じることもしていない。

6 住基ネットに接続するかどうかの選択権を住民に保障すべきである。

住基ネットの運用の開始義務が地方公共団体にはあり、また市町村長は、法第 30 条の 5 の規定において本人確認情報を都道府県知事に通知することになっており、個々の住民には、選択権が認められていないというが、豊中市の住民の安全と幸福を保障する姿勢が欠如していることが問題であり、一方的に個々の住民の選択権を認めないことこそ問題である。

7 住基ネットの市の広報活動は偏向しており、十分な情報も提供されておらず、市としての説明責任が全うされていないので、住基ネットは、実施すべきではない。

住基ネットについては、慎重に審議したというが、はじめに結論ありきでの形だけの議論であった。又、条例になんら違反するものではなく、本件異議申立てに理由がないから棄却すべきであると主張するが、不遜かつ横柄な態度であり、人の命に匹敵するくらい大切であるという発想はなく、企業任せのシステムを電子自治体のさきがけと宣伝している。

住基ネットを施行しようとするなら、いい加減な宣伝活動で住基ネットを住民に押し付けるのではなく、また企業任せではない豊中市としてのコンセプトを持って市民一人ひとりに利便性ととも危険性も伝え、医療現場のようにインホームドコンセントの方法をとる必要がある。個人の情報は、生命と同じで、その個人に帰属するものであり、その漏えいは、命取りにもなりかねないという危機感をもって行なうべきである。

第五 実施機関の主張の要旨

弁明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると実施機関の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

異議申立人の異議申立ての趣旨は、住基法に基づき異議申立人の本人確認情報を大阪府を通じて自治情報センターに通知したことについて、異議申立人が行った条例に基づく外部提供中止請求に対する本件処分を取り消すことを求めるというものであるが、次の理由によって本件処分は正当である。

- 1 異議申立人は、自己情報コントロール権を定めた条例に違反する、というが、条例は、個人情報保護のために自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用及び外部提供の中止についての請求権を市民に保障する（条例第 14 条及び第 16 条から第 18 条まで）ことを明らかにしているものである。

本人確認情報を大阪府知事に通知することと条例との関係については、処分庁が住基法第 30 条の 5 の規定に基づき本人確認情報を大阪府知事に通知することが、住基法が第 1 条で定める「住民基本台帳は地方公共団体の住民に関する行政の基礎資料として住民の利便性を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」との法の目的に沿った事務である。

又、異議申立人は、本人確認情報を大阪府に通知することが条例第 8 条に規定する外部提供に当たると主張するが、外部提供とは、条例第 7 条第 1 項に規定する利用目的以外の目的のために実施機関以外のものに提供することをいい、本人確認情報を大阪府知事に通知することは、住基法第 1 条に定める法の目的に沿った住基法第 30 条の 5 に基づく事務であって、条例第 7 条第 1 項の利用目的内の行為であり、条例第 8 条第 1 項の外部提供に該当しないものである。

- 2 また、異議申立人は、住民票コードが、憲法で保障された人間の尊厳を侵害するものであり、その利用はプライバシーの権利を侵害すると主張する。住民票コードは、住基ネットにおいて本人確認情報を確実かつ効率的に行うために使用される 10 桁の数字及び 1 桁の検査数字（住基法施行規則第 1 条）にすぎず、住民基本台帳に記載されている者は、理由のいかんを問わず、住民票コードの記載の変更を請求することができる（住基法第 30 条の 3 第 1 項）から異議申立人の人間の尊厳を侵し、そのプライバシーを侵害するという主張は、理由がない。
- 3 さらに、異議申立人は、本人確認情報の利用には、制度上歯止めがなく、国民総背番号制に直結する、と主張している。住基ネットは、市町村と都道府県が連携して運用する地方公共団体のシステムであり、保有される情報は、本人確認のために必要な氏名、住所、性別、生年月日の 4

情報のほかに住民票コードと、それらの変更情報のみに限定されており、広範な情報を集中して管理しようとするものではない。又、本人確認情報の利用については、国の機関等から住民の居住関係の確認の求めがあったときに住基法に掲げる事務に本人確認情報の提供を行うものとしており、個別の目的ごとに法律上の根拠があり、又、目的外利用を禁止していることから、様々な個人情報を一元的に収集、管理するということが法律上認めておらず、いわゆる国民総背番号制に直結するものではない。

- 4 異議申立人は、セキュリティ対策について、市が万全だとしても、住基ネットのセキュリティには多くの問題点が指摘されており、システムの安全性に関する疑問は解消されていないと主張しているが、システム全体で統一ソフトウェアを導入し、また安全性の高い専用回線を利用しており、さらにデータの暗号化、通信相手の相互確認、不正アクセス防止策としてファイアウォール及び侵入検知器の設置など、「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」(平成 14 年 6 月 10 日総務省告示第 334 号)に基づいた全国一律の対策が講じられているものである。

又、異議申立人が主張するシステムの安全性については、平成 15 年 10 月に自治情報センターが米国の監査法人のセキュリティ部門に依頼して、東京都品川区において住基ネットの主要な機器に対するペネトレーションテスト(模擬攻撃テスト)を実施し、安全性が確認されたとの連絡が総務省からあったものである。

- 5 異議申立人は、住基ネットの設置、維持管理に要する費用は、それによって住民や自治体を受ける利点を上回り、費用対効果の観点からも制度を正当化することはできない、と主張する。しかし住基ネットの導入により行政機関が住基ネットにアクセスすること等によって全国規模での本人確認情報の検索、確認が可能となり、市民にとってはパスポートの申請の際に住民票の写しの添付や年金支給のための確認書類等を提出する必要がなくなるなどの利点があり、住基法で規定された 264 事務について順次実施されている。又、平成 15 年 8 月からは、本人の住民票の写しを全国の市町村で取れるようになったこと、希望者には、住民基本台帳カードの交付を行っており、このカードは、引越しの際の手続きの簡素化に役立ち、顔写真付き住基カードは、銀行、郵便局などで本人確認の証明書として利用できる。このように住基ネットを順次利用することにより、今後更に住民や市の受ける利点が目に見えてくるものである。

又、国においては、全ての行政手続きのオンライン化の推進に取り組んでおり、電子政府・電子自治体の構築の基盤として住基ネットは不可欠であると考えている。

- 6 異議申立人は、住基ネットに接続するかどうかの選択権を住民に保障すべきであると、主張しているが、住基ネットは、改正法の施行と同時に運用を開始する義務が地方公共団体にあり、法第 30 条の 5 の規定において、住民票の記載等を行った場合には、市町村長が都道府県知事に通知するものとされており、個々の住民に選択権を認めておらず申立人の主張は、理由がないものである。

- 7 異議申立人は、住基ネットについての市の広報活動は偏向しており、住民がその是非を適切に判断するにたる十分な情報が提供されておらず、市としての説明責任が全うされていないと言わざるをえず、そのような状況で実施すべきでないとして主張しているが、国会においては、住基ネットについて慎重に審議され、必要があるとして改正法が成立しており、この改正法の施行に際し、市は住基ネットの内容などについて広報を行ったものである。

まず、第一次稼働においては、「広報とよなか」の平成 14 年 7 月号、8 月号、9 月号の各号に

記事を掲載し、またケーブルテレビでも広報し、第二次稼働においても第一次と同様「広報とよなか」の平成15年6月号、7月号、8月号の各号に記事を掲載し、さらにケーブルテレビ等を利用し、市民への住基ネットに関する制度内容、運用、セキュリティ等の案内を行った。又、国においてもリーフレット、新聞、雑誌、ポスター、テレビ等で広報し、住民に情報提供を行っているところである。

8 長野県が行った侵入実験について

(1) 侵入実験の内容及びその結果と評価について

長野県の調査速報は、簡単な速報であり、侵入実験の具体的な手法や結果の詳細をまったく明らかにしていなかった。また、同県の最終報告でも実験の具体的な手法や結果の詳細が明らかにされたとは言いがたいが、同県の調査報告、知事会見及び最終報告を総合すると侵入実験の内容及びその結果は、概ね次のとおりであったと考えられる。

まず、平成15年9月22日から10月1日にかけて行なわれた第1次実験は、長野県阿智村、下諏訪町及び波田町において実施された。波田町の実験では、都内のインターネット経由で、インターネットと庁内LANとの間のファイアウォールを突破して庁内LANへの侵入を試みたが、この実験では、ファイアウォールを突破できず、庁内LANへの侵入は失敗した。このことは、調査報告書にも「インターネットからの侵入は、成功しなかった。」と記載されている。

次に、阿智村及び下諏訪町の実験では、このファイアウォールを物理的に回避して、庁舎内に入り、攻撃端末を町村の庁内LANに接続し、市町村設置ファイアウォールを突破して、市町村設置ファイアウォールと指定情報処理機関監視ファイアウォールにより通信制御されたCSが設置されるエリアであるCSセグメントへの侵入を試みた。その結果については、調査報告には、「通過の仕組発見」と意味不明の記述があるだけで、いずれの報告にも侵入したとの記載がないことから失敗したものと推察される。

さらに、阿智村及び下諏訪町では、第1次実験においてインターネットと庁内LANとの間のファイアウォールを物理的に回避して庁舎内に入り、市町村の庁内LANにつないだ攻撃端末から庁内LAN上にある既存住基システムの機器に脆弱性を検査し、これを攻撃する実験を行った。その結果、既存住基システムの管理者権限を取得したものである。

同年11月25日から28日にかけて行なわれた第2次実験は、阿智村のみで実施された。この実験では、インターネットと庁内LANとの間のファイアウォール、市町村設置ファイアウォール、指定情報処理機関監視ファイアウォールの3つのファイアウォールを突破することを目的とする侵入実験から機器自体を直接攻撃する実験だけに切り替えられた。同村の許可を得て、同村の重要機能室に立ち入り、市町村設置ファイアウォールを物理的に回避して、攻撃端末をLANケーブルの集線装置であるハブに接続した。通常、重要機能室は、厳重に入退室が管理されており、容易に立ち入ることはできないことになっている。その結果、CS及びCS端末のOSの管理者権限を取得したものである。なお、CS端末のOSの管理者権限の奪取の方法について、調査速報は、セキュリティホールを攻撃したバッファオーバーフローによるものとしていたにもかかわらず、最終報告では、「管理者権限を奪取したCSで得られたデータを利用すること」によるものと変更しているが、この報告書では、このような重要な事項に係る発表を変更した理由についてなんら説明されていない。

(2) 長野県侵入実験に対する評価

侵入実験の結果は、外部のインターネットから庁内LANへの侵入及び庁内LANからCSセグメントへの侵入にことごとく失敗したものであり、住基ネット本体の本人確認情報に対する危険性がないことを明らかにしたものであり、わずかに一部の市町村において、庁舎内に人間が文字どおり物理的にかつ違法に侵入した上、攻撃端末が接続された場合等において、市町村の庁内LAN上にある当該市町村の住民の個人情報という限定された情報について漏えい、改ざん等の可能性があることを示したに過ぎない。

まず、侵入実験において、長野県が当初、意図していたインターネット経由での侵入は失敗していることは、第2次実験における3つのファイアウォールいずれも突破されていないものである。また、侵入実験では、市町村設置ファイアウォールを通過する方法が発見されたといいつながら、その詳細については、調査速報や知事会見でもなから明らかにされていない。侵入実験を行った委員は、知事会見で、市町村調達ファイアウォールに関しては、しかけはわかったと述べているが、その詳細を明らかにしていない。しかも最終報告書には、この発言の記載自体が存在していない。

仮に通過する方法の発見が通過を許可しているポートの判明を意味するからといって、直ちにファイアウォールの攻略やファイアウォール越しにCSに対する攻撃も行うことはできず、ファイアウォールの通信ルールは、攻撃端末を接続すれば、ポートスキャン等により容易に知ることができるものであり、それ自体は何の意味もない。

侵入実験では、ファイアウォールの攻略及びファイアウォール越しのCSの攻略に成功しておらず、市町村設置ファイアウォールが地方自治情報センターの指示に即した設定がされている限りCSを攻略できないことは、品川区のテストにおいても実証済みである。

さらに知事会見では、下諏訪町において無線LANを利用して侵入実験を行い、庁内LANに侵入できることがわかったとされているが、その実態は、無線LAN環境をわざわざ構築した上で、正常な接続を試みたにすぎず、何らかの脆弱性を攻撃して不正な侵入（接続）を成功させたものではない。

したがって、この実験は、何ら無線LANの危険性を実証するものではなく、又、このことにより市町村の庁内LANに具体的危険性が示されたわけではない。まして、このように接続されたことにより、住基ネットの具体的危険性が明らかにされたものでないことはもちろんである。

さらに、知事会見で、出先機関につないだ攻撃端末からダイヤルアップ・アカウント経由でISDNを通じて市町村の庁内LANに接続することができたとされているが、この接続方法も出先機関の庁舎内に物理的に入り込んだ上で、出先機関のISDN回線を接続したものにすぎず、庁舎外の端末から、セキュリティ対策の不備を突いて、ダイヤルアップ接続により庁内LANに不正に侵入したものである。したがって、このことで何ら庁内LANの具体的危険性が示されたものではなく、このような接続で住基ネットの具体的危険性が明らかになったわけではないことは当然である。

進入実験では、ファイアウォールで防御された区画内に直接攻撃端末をつなぐという物理的な侵入を伴う方法で実験を実施し、その結果、CS、CS端末のOSの管理者権限を奪取したとしている。知事会見では、CSのハブの空き口に攻撃端末をつないで侵入実験を行ったところ、CSについては、約1時間ないし1時間半で完全に管理者権限を奪取することに成功し、CS端末も同様に管理者権限を奪取し、IDパスワードがなくても、自由に操作できる状態に

なるとされているが、長野県が第2次実験でCSやCS端末のOSの管理者権限を取得したと主張する方法は、重要機能室に立ち入り、かつ、ラックの鍵を開け、市町村設置ファイアウォールを物理的に回避して、攻撃端末をハブにつなぐという通常想定しがたい極めて特異な条件の下で、CSやCS端末のOSの管理者権限を取得したとするものである。

すなわち、CSは、市町村設置ファイアウォールで防御された上、重要機能室の中の施錠されているラックの中に置かれており、権限のない者が容易に近づけないように市町村で厳重に管理されているのであって、これらの点は、チェックリストにより全市町村でその実施を確認している。したがって、侵入実験で行われたように重要機能室に入り、攻撃端末をファイアウォールで防御された区画内に直接つなぐこと自体がそもそもできないようになっているのである。

侵入実験におけるCSのOSの権限奪取は、重要機能室に入り込み、施錠されたラックを解錠するという物理的侵入等を果たしたことを前提として初めて成功したものであって、市町村における庁舎の保安対策が極めて不十分であり、かつ、庁舎に侵入するという違法行為を前提とするものであり、住基ネット本体のセキュリティの不備を示すものではない。

CS及びCS端末は、適切にセキュリティホール対策が講じられており、特にCS端末については、品川区のテストにおいて侵入できなかったように迅速に動作検証を行い速やかにパッチの適用を行っている。最終報告においても「CS端末が使用しているOSには既知の脆弱性は存在していなかった。」とされている。

仮に、CS、CS端末のOSの管理者権限が取得されたとしても住基ネットに関する業務を行うための住基ネットアプリケーションは、操作者識別カードによる認証を経ないと一切の操作を行えないように設定されているなど、各種のセキュリティ対策が講じられているので、CS及びCS端末のOSの管理者権限を取得したからといって、住基ネットアプリケーションを起動させることもできないものであるから、当該市町村以外の住民の本人確認情報を閲覧（盗取）することはおよそ不可能である。すなわちCS及びCS端末のOSの管理者権限を取得したことは、住基ネットの危険をなんら示すものではない。実際、侵入実験では、当該市町村以外の住民の本人確認情報を閲覧（盗取）することに成功していないのである。最終報告では、CSで得られたデータを利用してCS端末のOSの管理者権限を取得したとされているが、CSは、CS端末よりも強固なセキュリティが採られており、侵入実験のようにCSのハブの空き口に攻撃端末をつなぐという極めて特異なケースは、ほとんど想定できず、CSのOSの管理者権限を取得した上で、CSで得られたデータを利用してCS端末のOSの管理者権限を取得するというのは、本末転倒である。

第1次実験では、庁内LANや既存住基システムに脆弱性があったとされ、知事会見でも既存住基サーバ及び庁内ウェブサーバとつながる庁内クライアント端末と同じ場所に攻撃端末を接続して脆弱性について調査したところ、約1時間で既存住基サーバ及び庁内ウェブサーバの管理者権限を略取したとしている。

しかし、これらのサーバは、税、国民健康保険等これまで各市区町村において独自に電算化を行ってきたシステムのうちの一つであり、新たに導入された住基ネット本体とは、区別されるべきであり、住基ネット本体のセキュリティの問題とは直接関係ない。

結論としては、侵入実験の結果を公正に評価すれば、住基ネットは、市町村設置のファイアウォール及び指定情報処理機関監視ファイアウォール等により厳重に防御されているのであ

って、侵入実験では、いずれもファイアウォールを突破できていないから、住基ネット本体の安全性が明確になったというべきである。また、侵入実験は、インターネット経由でインターネットと庁内LANとの間のファイアウォール越しにこれらのサーバを攻略することができなかったため、ファイアウォールを回避して物理的侵入を伴う方法で行われたものであり、通常想定しがたい極めて特異な条件の下で、管理者権限を取得したものであって、侵入実験の名に値しないというべきであり、侵入実験の結果、明らかとなった前記の諸点については、住基ネット調査委員会コメントにおいても明らかにされているところである。

以上のとおり、今回の侵入実験によって、住基ネットの本人確認情報が漏出、改ざん等される具体的危険があることは明らかにされず、かえって住基ネットの安全性が確認されたものである。

したがって、本件処分は、条例になんら違反するものではなく本件異議申立ては理由がないことから棄却されるべきである。

第六 当審査会の判断

- 1 当審査会は、本件異議申立てを審査するに当たって、平成15年1月20日に同様の趣旨の異議申立て（以下「15.1.20異議申立て」という。）があり、審査した結果、同年11月11日に答申（以下「答申第30号」という。別添のとおり 別添省略）を行っており、この答申の内容を元に審査を行うこととする。答申第30号の当審査会の判断の2の7)において、15.1.20異議申立てにかかる本人確認情報の提供は、条例第8条第2項に定める例外規定の「法令等に定めがあるとき」に該当するものであり、「この外部提供が違法であるとして、提供の中止を求めることができるのは、根拠法令である住基法第30条の5の規定が内容的に無効である場合ということになるが、それは、根拠法令の内容がその上位法である憲法に違反するといえる場合でなければならない。」と指摘したが、現在のところ住基法第30条の5が内容的に無効、又は憲法に違反するとの事情は見当たらず、答申第30号のこれらの考え方やその内容を変更しなければならない理由はないと判断する。
- 2 異議申立人は、異議申立ての理由の一つとして、住基ネットには、多くの問題点やシステムの安全性に対する疑問があることを挙げている。これらに関し、答申第30号の後に明らかとなった事実として、次の事柄が指摘できる。

(1) 自治情報センターと長野県が行った調査について

本件異議申立てにかかる審査に伴って得た資料によると、自治情報センターと長野県は、住基ネットのセキュリティに対する問題点に関する調査をそれぞれ行っており、その内容は、次のとおりであった。

自治情報センターが行った住基ネットへの模擬攻撃テストについて

ア 自治情報センターは、平成15年10月10日から12日までの期間、東京都足立区の協力を得て、アメリカの監査法人クロウ社のセキュリティ部門による住基ネットへの模擬攻撃テスト（ペネトレーションテスト）（以下「模擬攻撃テスト」という。）を行っている。このテストは、住基ネットとコミュニケーションサーバ（4情報が記憶された既存のコンピュータ）（以下「CS」という。）の間のファイアウォール（ネットワークへの不正侵入を防御し、接続を制御するコンピュータ）、CSと庁内のローカルエリアネットワーク（庁舎内に限った情報通信網）（以下「LAN」という。）の間のファイアウォール、庁内LAN上のCS端末に対する模擬攻撃を目的として行われたものである。

イ 自治情報センターは、その結果について、平成 15 年 10 月 17 日に開催された第 8 回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会に模擬攻撃テストに関する報告として提出している。各自治体には、同日付けで、関係資料とともに総務省自治行政局市町村課長から各都道府県市区町村担当部長宛事務連絡で、その内容が通知されていることが認められる。この通知文書によると、まず、住基ネットとCSの間のファイアウォールに対する模擬攻撃テストでは、CSセグメント(そのコンピュータが管轄する特定のエリア)から3時間にわたって、ファイアウォール攻略のあらゆる手段を試みたが成功せず、しかも脆弱性も見出せなかったと報告されている。次に、CSと庁内LAN間のファイアウォールに対する模擬攻撃テストでは、庁内セグメントから6時間にわたってファイアウォールの攻略のあらゆる手段を試みたが、成功しなかったと報告されている。さらに、庁内LAN上のCS端末に対する模擬攻撃テストでは、庁内LANセグメントから6時間かけてCS端末の権限奪取のため、あらゆる攻撃を行ったが、成功せず、不正侵入を許すような弱点も見出せなかったと報告されている。

ウ 模擬攻撃テストを行なったクロウ社から、「住基ネットの範囲内ではないが、庁内LANに対しても、チェックリストによる自己点検やセキュリティ監査を行うべきであり、同様に庁内LAN上のデータ送信における高度なセキュリティレベルを維持するための方策を実施すべきである。」との助言が行われている。

長野県が行った2次にわたる模擬実験について

長野県は、住基ネットの安全性確保のため県内の阿智村、下諏訪町、波田町の協力を得て2次にわたる模擬実験を行い、平成 16 年 2 月 29 日に長野県住基ネット対策チームから「住基ネットに係る市町村ネットワークの脆弱性調査最終結果」として明らかにされており、その内容は、次のとおりであった。

ア 第 1 次実験は、平成 15 年 9 月 22 日から同年 10 月 1 日にかけて阿智村、下諏訪町、波田町で行われている。このうち波田町で行われた調査では、インターネット側からアクセスし、インターネットと庁内LANとの間のファイアウォールに対する実験を行ったが、安全性が高かったためファイアウォールを突破することはできず、長野県内では、インターネットから直接的に庁内ネットワークに侵入するという脅威は、ほとんどなかったと報告している。また、下諏訪町と阿智村で行われた調査では、既存住基のサーバ(自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータ)と庁内ウェブサーバ(情報送信を行なうコンピュータ)の脆弱性を確認するため、庁舎内のLANにクライアント端末とコンピュータを接続して行われたが、その結果、脆弱性を確認し、既存住基サーバと庁内ウェブサーバの管理者権限を略取することができたと報告している。

イ また、2次実験として平成 15 年 11 月 25 日から同月 28 日に阿智村のみで行われているが、この実験では、ファイアウォールを突破することを目的とした侵入実験から機器自体を直接攻撃する実験だけに切り替えて行われている。この実験では、通常、職員であっても容易に立ち入ることができない重要機能室に立ち入り、ラックの鍵をあけ、市町村設置のファイアウォールを回避して攻撃端末をハブ(LANに接続する中継装置)につなぐという方法により、管理者権限を取得したと報告している。

ウ 長野県が行った今回の調査で、通常的外部からの不正アクセスを想定した実験では、脆弱性は見つからなかったことから、職員による不正行為や外部からの侵入者によらなけれ

ばできない方法に変更して行われたものである。これらの報告を受け、調査に参加した自治体の首長は、「住基ネット本体の危険性はなかったと言っていい。」と述べた、と報道されている。(平成16年3月3日付信濃毎日新聞)

これらの調査等について

当審査会は、それぞれの調査に直接、立会したものでなく、詳細な調査結果を入手し、これらを分析し、評価、批判する立場にはないが、双方から公にされている資料から知るところによると、住基ネットの根幹に関わる重大な欠陥や脆弱性は、見当たらないとの評価をすることができる。また、現段階では、不正アクセスによる住基ネットに対する侵入や住基情報の漏えい、改ざんといった被害は報告されておらず、安全であるとの主張を否定することもできない。

平成16年7月2日付長野県のホームページにおいて、長野県は、同年7月12日から住基ネットを利用した本人確認を行う公的個人認証サービスを開始する旨、公表している。導入に当たっては、個人情報保護の観点からシステムの安全性や手続きについて検証が必要であるとして、同県の本人確認情報保護審議会に審議・検証を依頼し、多様な項目にわたって検証を行い、相応の対策・支援を具現化して、サービスを開始するとしている。

また、長野県は、平成17年1月から住基ネットを利用したパスポートの発給に伴う手続きを暗号化通信や端末操作者の指紋による認識システムの導入を行った上で、開始すると発表している。(平成16年8月11日付毎日新聞)

このことから長野県は、すでに住基ネットに関する安全性が確保されたと判断しているものと思料される。

(2) 豊中市のセキュリティ等に関する取り組みについて

豊中市では、すでに豊中市データセキュリティポリシーを作成し、データの保護や導入されているシステムに関するセキュリティ対策の強化に積極的に取り組んでいる事実が認められる。

平成16年7月1日に開催されたセキュリティ会議で報告された内容を見ると、セキュリティに関する取り組みとして、次のような取り組みが行われている。豊中市では、現在稼働しているシステムに対する行政監査が計画的に実施されており、平成15年度に行なわれたシステムに対する監査結果では、第1級データの情報の性質・内容・多寡等に応じて重要度や機密度を細分化し、データセキュリティ対策基準をさらに充実させることが指摘されている。又、システムを管理監督する立場の者や操作担当者に対してもセキュリティに対する意識の向上が求められている。システムの導入及び運営については、コンピュータを総括する機関で検討・評価を行なう環境の整備が必要であると指摘されており、豊中市は、その指摘に従い、セキュリティ対策をさらに進めるための対策を講じることとしている。

一方で、市の150にわたるシステムに対する情報セキュリティ現地調査(以下「現地調査」という。)と課長級職員に対する情報セキュリティ認識度調査が行われている。現地調査では、事故等対応時の対応や電子メールへの所属長の関知等でセキュリティ対策の実施率が低いとの結果であった。また、職員の情報セキュリティに対する浸透度は、比較的高いレベルにあると自ら評価する反面、情報の取扱いや緊急時の対応については、意識の向上や改善が必要であり、定期的な訓練や研修等の必要性が指摘されており、市では、すでに電子メールに関する改善を行い、研修を実施することとしている。

豊中市では、すでに個人情報保護制度の見直しの検討が行なわれ、市のホームページにも掲載されているとおり、制度が情報化社会にも対処できるよう、緊急時におけるネットワークシステムの切断や職員による個人情報の漏えい等に対する罰則規定の設定等も検討されているところである。

(3) 住基ネットに関わる大阪地方裁判所の判決について

住基ネットに関わる国家賠償法第1条に基づく損害賠償請求事件として、各地で地方自治体を被告とした訴訟が提起されている。大阪地方裁判所に提起された訴訟（平成14年（ワ）第1400号損害賠償請求事件）では、被告自治体を豊中市、箕面市、吹田市、大阪市、守口市、泉佐野市、東大阪市、八尾市の8市とし、原告であるこれら自治体に住所を有する住民は、「住基ネットにより、人格権、公権力から監視されない権利、自己情報コントロール権及び平穏な生活を営む権利が侵害され、精神的損害を被った。」と主張し、各自治体に国家賠償法第1条に基づく損害賠償の請求を行なった。これらの主張に対し、平成16年2月27日、大阪地方裁判所は、「被告である自治体が住民票コードを割り振り、住民票コードを住民票に記載し、住基ネットに接続したことにより、原告である住民らの権利、法的利益が侵害されたとは認められない。」とし、争点に対する判断のうち住基ネットの安全性については、「住基ネットの施行に伴い、本人確認情報保護のため、種々の措置が講じられており、住基ネットが、本人確認という目的以外に使用されたり個人のプライバシーに係る法的利益に対する侵害を容易に引き起こすような危険なシステムとは認められず、原告らの請求は、いずれも理由がない。」と結論付け、原告の請求を棄却する旨の判決をした。（本件については、当該判決を不服として、原告は大阪高等裁判所に控訴し、係争中である。）

3 判断の主旨

このような事実から当審査会としては、本件異議申立てで異議申立人から指摘があった住基ネットのセキュリティについては、客観的に見ても安全性の確認やセキュリティ対策の強化が行われていると認められることから、答申第30号で示した条例に対する基本的な考え方ははじめ、本件異議申立てに係る処分の妥当性について、誤りや変更すべき点はなく、その答申内容は、維持されるべきであると判断するものである。

第七 意見

高度情報通信社会が急速に進展しつつある現代において、完全、完璧なシステムは、存在しないといっても過言ではなく、あらゆるシステムに対し、脅威が存在することは、十分な知識や情報を持たないものでも指摘できるところである。

自治情報センターが調査を行った段階では、脆弱性が認められなかったとしても、住基ネットに対する脅威が存在することは、各自治体で日々、パッチ（プログラムの部分修正）を当て続けなければならないということを見ても明らかであり、今後においても各自治体や自治情報センターが共同で住基ネットの運用に関する安全確保のための措置を十全に講じていくことを期待するものである。

平成16年（2004年）8月31日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 木 村 修 治

会長代理 佐 野 久美子

委 員 加 藤 幸 江

委 員 松 井 茂 記

委 員 塩 川 茂

豊情個審答申第32-3号
平成16年(2004年)8月31日

豊中市長 一色貞輝様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 木村修治

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報の外部提供の中止請求に係る取扱いについて
(答申)

平成15年9月30日付、諮問第24号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

本豊中市情報公開・個人情報保護審査会が、平成 15 年 11 月 11 日に判断したとおり、「豊中市長が行った住民票記載等に係る本人確認情報の大阪府知事への通知は、住民基本台帳法第 30 条の 5 第 1 項及び第 2 項に基づき行われた外部提供であり、法令等の手続きに違法性があるとは認められず、豊中市個人情報保護条例第 22 条第 2 項に基づき行った自己情報の外部提供の中止請求に係る取扱いについての判断は、違法又は不当な処分とはいえない。」とした答申の内容は維持されるべきである。

第二 本件異議申立ての経過

1 自己情報の外部提供の中止請求

平成 15 年 8 月 25 日、異議申立人は、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 20 条の規定に基づき、豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第 30 条の 5 第 1 項の規定による自己の本人確認情報（住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード及びこれらの変更情報）（以下「本人確認情報」という。）の外部提供（以下「本件外部提供」という。）の中止を請求した。

2 実施機関の決定

同年 9 月 3 日、実施機関は、「住基法に基づき本人確認情報を大阪府知事に通知しているものであり、条例第 8 条の規定には違反していない。」との理由を付して、本件個人情報の外部提供の中止請求を認めない決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

同年 9 月 19 日、異議申立人は本件処分を不服として、行政不服審査法の規定により実施機関に対し、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第三 異議申立ての趣旨

住基法に基づき異議申立人の本人確認情報を大阪府を通じて（財）地方自治情報センター（以下「自治情報センター」という。）に通知したことに對して、条例に基づいて行った中止請求を認めることができないとした処分を取消すこと。

第四 異議申立人の主張

異議申立人の主張としては、異議申立書だけが提出されており、意見陳述も行われなかったため、異議申立書に記載された不服申立ての理由のみであるが、次のとおりである。

本件処分は、以下の理由により違法・無効である。

- 1 自己情報コントロール権を定めた条例に違反する。
- 2 住民票コードは、憲法で保障された人間の尊厳を侵害するものであり、その利用はプライバシーの権利を侵害する。
- 3 本人確認情報（6 情報）の利用には、制度上歯止めがなく、国民総背番号制に直結する。
- 4 たとえ市のセキュリティ対策が万全だとしても、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）のセキュリティには多くの問題点が指摘されており、システムの安全性に関する疑問は解消されていない。
- 5 住基ネットの設置、維持管理に要する費用は、それによって住民や自治体が受ける利点を上回

- り、費用対効果の観点からも制度を正当化することはできない。
- 6 住基ネットに接続するかどうかの選択権を住民に保障すべきである。
 - 7 住基ネットについての市の広報活動は偏向しており、住民がその是非を適切に判断するにたる十分な情報が提供されておらず、市としての説明責任が全うされていないと言わざるをえず、そのような状況で実施すべきでない。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、異議申立人が異議申立書に記載した内容に対して弁明を行ったものであり、その内容は、概ね次のとおりである。

異議申立人の異議申立ての趣旨は、住基法に基づき異議申立人の本人確認情報を大阪府を通じて自治情報センターに通知したことについて、異議申立人が行った条例に基づく外部提供中止請求に対する本件処分を取り消すことを求めるというものであるが、次の理由によって本件処分は正当である。

- 1 異議申立人は、自己情報コントロール権を定めた条例に違反する、というが、条例は、個人情報保護のために自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用及び外部提供の中止についての請求権を市民に保障する（条例第 14 条及び第 16 条から第 18 条まで）ことを明らかにしているものである。

本人確認情報を大阪府知事に通知することと条例との関係については、処分庁が住基法第 30 条の 5 の規定に基づき本人確認情報を大阪府知事に通知することが、住基法が第 1 条で定める「住民基本台帳は地方公共団体の住民に関する行政の基礎資料として住民の利便性を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」との法の目的に沿った事務である。

又、異議申立人は、本人確認情報を大阪府に通知することが条例第 8 条に規定する外部提供に当ると主張するが、外部提供とは、条例第 7 条第 1 項に規定する利用目的以外の目的のために実施機関以外のものに提供することをいい、本人確認情報を大阪府知事に通知することは、住基法第 1 条に定める法の目的に沿った住基法第 30 条の 5 に基づく事務であって、条例第 7 条第 1 項の利用目的内の行為であり、条例第 8 条第 1 項の外部提供に該当しないものである。

- 2 また、異議申立人は、住民票コードが、憲法で保障された人間の尊厳を侵害するものであり、その利用はプライバシーの権利を侵害すると主張する。住民票コードは、住基ネットにおいて本人確認情報を確実かつ効率的に行うために使用される 10 桁の数字及び 1 桁の検査数字（住基法施行規則第 1 条）にすぎず、住民基本台帳に記載されている者は、理由のいかんを問わず、住民票コードの記載の変更を請求することができる（住基法第 30 条の 3 第 1 項）から異議申立人の人間の尊厳を侵し、そのプライバシーを侵害するという主張は、理由がない。
- 3 さらに、異議申立人は、本人確認情報の利用には、制度上歯止めがなく、国民総背番号制に直結する、と主張している。住基ネットは、市町村と都道府県が連携して運用する地方公共団体のシステムであり、保有される情報は、本人確認のために必要な氏名、住所、性別、生年月日の 4 情報のほかに住民票コードと、それらの変更情報のみに限定されており、広範な情報を集中して管理しようとするものではない。又、本人確認情報の利用については、国の機関等から住民の居住関係の確認の求めがあったときに住基法に掲げる事務に本人確認情報の提供を行うものとしており、個別の目的ごとに法律上の根拠があり、又、目的外利用を禁止していることから、様々

な個人情報を一元的に収集、管理するということを法律上認めておらず、いわゆる国民総背番号制に直結するものではない。

- 4 異議申立人は、セキュリティ対策について、市が万全だとしても、住基ネットのセキュリティには多くの問題点が指摘されており、システムの安全性に関する疑問は解消されていないと主張しているが、システム全体で統一ソフトウェアを導入し、また安全性の高い専用回線を利用して、さらにデータの暗号化、通信相手の相互確認、不正アクセス防止策としてファイアウォール及び侵入検知器の設置など、「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」(平成14年6月10日総務省告示第334号)に基づいた全国一律の対策が講じられているものである。

又、異議申立人が主張するシステムの安全性については、平成15年10月に自治情報センターが米国の監査法人のセキュリティ部門に依頼して、東京都品川区において住基ネットの主要な機器に対するペネトレーションテスト(模擬攻撃テスト)を実施し、安全性が確認されたとの連絡が総務省からあったものである。

- 5 異議申立人は、住基ネットの設置、維持管理に要する費用は、それによって住民や自治体が受ける利点を上回り、費用対効果の観点からも制度を正当化することはできない、と主張する。しかし住基ネットの導入により行政機関が住基ネットにアクセスすること等によって全国規模での本人確認情報の検索、確認が可能となり、市民にとってはパスポートの申請の際に住民票の写しの添付や年金支給のための確認書類等を提出する必要がなくなるなどの利点があり、住基法で規定された264事務について順次実施されている。又、平成15年8月からは、本人の住民票の写しを全国の市町村で取れるようになったこと、希望者には、住民基本台帳カードの交付を行っており、このカードは、引越しの際の手続きの簡素化に役立ち、顔写真付き住基カードは、銀行、郵便局などで本人確認の証明書として利用できる。このように住基ネットを順次利用することにより、今後更に住民や市の受ける利点が目に見えてくるものである。

又、国においては、全ての行政手続きのオンライン化の推進に取り組んでおり、電子政府・電子自治体の構築の基盤として住基ネットは不可欠であると考えている。

- 6 異議申立人は、住基ネットに接続するかどうかの選択権を住民に保障すべきであると、主張しているが、住基ネットは、改正法の施行と同時に運用を開始する義務が地方公共団体にあり、法第30条の5の規定において、住民票の記載等を行った場合には、市町村長が都道府県知事に通知するものとされており、個々の住民に選択権を認めておらず申立人の主張は、理由がないものである。

- 7 異議申立人は、住基ネットについての市の広報活動は偏向しており、住民がその是非を適切に判断するにたる十分な情報が提供されておらず、市としての説明責任が全うされていないと言わざるをえず、そのような状況で実施すべきでないとして主張しているが、国会においては、住基ネットについて慎重に審議され、必要があるとして改正法が成立しており、この改正法の施行に際し、市は住基ネットの内容などについて広報を行ったものである。

まず、第一次稼動においては、「広報とよなか」の平成14年7月号、8月号、9月号の各号に記事を掲載し、またケーブルテレビでも広報し、第二次稼動においても第一次と同様「広報とよなか」の平成15年6月号、7月号、8月号の各号に記事を掲載し、さらにケーブルテレビ等を利用し、市民への住基ネットに関する制度内容、運用、セキュリティ等の案内を行った。又、国においてもリーフレット、新聞、雑誌、ポスター、テレビ等で広報し、住民に情報提供を行って

るところである。

したがって、本件処分は、条例になんら違反するものではなく本件異議申立ては理由がないことから棄却されるべきである。

第六 当審査会の判断

1 当審査会は、本件異議申立てを審査するに当たって、平成 15 年 1 月 20 日に同様の趣旨の異議申立て（以下「15.1.20 異議申立て」という。）があり、審査した結果、同年 11 月 11 日に答申（以下「答申第 30 号」という。別添のとおり 別添省略）を行っており、この答申の内容を元に審査を行うこととする。答申第 30 号の当審査会の判断の 2 の 7）において、15.1.20 異議申立てにかかる本人確認情報の提供は、条例第 8 条第 2 項に定める例外規定の「法令等に定めがあるとき」に該当するものであり、「この外部提供が違法であるとして、提供の中止を求めることができるのは、根拠法令である住基法第 30 条の 5 の規定が内容的に無効である場合ということになるが、それは、根拠法令の内容がその上位法である憲法に違反するといえる場合でなければならない。」と指摘したが、現在のところ住基法第 30 条の 5 が内容的に無効、又は憲法に違反するとの事情は見当たらず、答申第 30 号のこれらの考え方やその内容を変更しなければならない理由はないと判断する。

2 異議申立人は、異議申立ての理由の一つとして、住基ネットには、多くの問題点やシステムの安全性に対する疑問があることを挙げている。これらに関し、答申第 30 号の後に明らかとなった事実として、次の事柄が指摘できる。

(1) 自治情報センターと長野県が行った調査について

本件異議申立てにかかる審査に伴って得た資料によると、自治情報センターと長野県は、住基ネットのセキュリティに対する問題点に関する調査をそれぞれ行っており、その内容は、次のとおりであった。

自治情報センターが行った住基ネットへの模擬攻撃テストについて

ア 自治情報センターは、平成 15 年 10 月 10 日から 12 日までの期間、東京都足立区の協力を得て、アメリカの監査法人クロウ社のセキュリティ部門による住基ネットへの模擬攻撃テスト（ペネトレーションテスト）（以下「模擬攻撃テスト」という。）を行っている。このテストは、住基ネットとコミュニケーションサーバ（4 情報が記憶された既存のコンピュータ）（以下「CS」という。）の間のファイアウォール（ネットワークへの不正侵入を防御し、接続を制御するコンピュータ）、CS と庁内のローカルエリアネットワーク（庁舎内に限った情報通信網）（以下「LAN」という。）の間のファイアウォール、庁内 LAN 上の CS 端末に対する模擬攻撃を目的として行われたものである。

イ 自治情報センターは、その結果について、平成 15 年 10 月 17 日に開催された第 8 回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会に模擬攻撃テストに関する報告として提出している。各自治体には、同日付けで、関係資料とともに総務省自治行政局市町村課長から各都道府県市区町村担当部長宛事務連絡で、その内容が通知されていることが認められる。この通知文書によると、まず、住基ネットと CS の間のファイアウォールに対する模擬攻撃テストでは、CS セグメント（そのコンピュータが管轄する特定のエリア）から 3 時間にわたって、ファイアウォール攻略のあらゆる手段を試みたが成功せず、しかも脆弱性も見出せなかったと報告されている。次に、CS と庁内 LAN 間のファイアウォールに

対する模擬攻撃テストでは、庁内セグメントから6時間にわたってファイアウォールの攻略のあらゆる手段を試みたが、成功しなかったと報告されている。さらに、庁内LAN上のCS端末に対する模擬攻撃テストでは、庁内LANセグメントから6時間かけてCS端末の権限奪取のため、あらゆる攻撃を行ったが、成功せず、不正侵入を許すような弱点も見出せなかったと報告されている。

ウ 模擬攻撃テストを行なったクロウ社から、「住基ネットの範囲内ではないが、庁内LANに対しても、チェックリストによる自己点検やセキュリティ監査を行うべきであり、同様に庁内LAN上のデータ送信における高度なセキュリティレベルを維持するための方策を実施すべきである。」との助言が行われている。

長野県が行った2次にわたる模擬実験について

長野県は、住基ネットの安全性確保のため県内の阿智村、下諏訪町、波田町の協力を得て2次にわたる模擬実験を行い、平成16年2月29日に長野県住基ネット対策チームから「住基ネットに係る市町村ネットワークの脆弱性調査最終結果」として明らかにされており、その内容は、次のとおりであった。

ア 第1次実験は、平成15年9月22日から同年10月1日にかけて阿智村、下諏訪町、波田町で行われている。このうち波田町で行われた調査では、インターネット側からアクセスし、インターネットと庁内LANとの間のファイアウォールに対する実験を行ったが、安全性が高かったためファイアウォールを突破することはできず、長野県内では、インターネットから直接的に庁内ネットワークに侵入するという脅威は、ほとんどなかったと報告している。また、下諏訪町と阿智村で行われた調査では、既存住基のサーバ(自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータ)と庁内ウェブサーバ(情報送信を行なうコンピュータ)の脆弱性を確認するため、庁舎内のLANにクライアント端末とコンピュータを接続して行われたが、その結果、脆弱性を確認し、既存住基サーバと庁内ウェブサーバの管理者権限を略取することができたと報告している。

イ また、2次実験として平成15年11月25日から同月28日に阿智村のみで行われているが、この実験では、ファイアウォールを突破することを目的とした侵入実験から機器自体を直接攻撃する実験だけに切り替えて行われている。この実験では、通常、職員であっても容易に立ち入ることができない重要機能室に立ち入り、ラックの鍵をあけ、市町村設置のファイアウォールを回避して攻撃端末をハブ(LANに接続する中継装置)につなぐという方法により、管理者権限を取得したと報告している。

ウ 長野県が行った今回の調査で、通常の外部からの不正アクセスを想定した実験では、脆弱性は見つからなかったことから、職員による不正行為や外部からの侵入者によらなければできない方法に変更して行われたものである。これらの報告を受け、調査に参加した自治体の首長は、「住基ネット本体の危険性はなかったと言っていい。」と述べた、と報道されている。(平成16年3月3日付信濃毎日新聞)

これらの調査等について

当審査会は、それぞれの調査に直接、立会したものでもなく、詳細な調査結果を入手し、これらを分析し、評価、批判する立場にはないが、双方から公にされている資料から知るところによると、住基ネットの根幹に関わる重大な欠陥や脆弱性は、見当たらないとの評価をすることができる。また、現段階では、不正アクセスによる住基ネットに対する侵入や住基

情報の漏えい、改ざんといった被害は報告されておらず、安全であるとの主張を否定することもできない。

平成 16 年 7 月 2 日付長野県のホームページにおいて、長野県は、同年 7 月 12 日から住基ネットを利用した本人確認を行う公的個人認証サービスを開始する旨、公表している。導入に当たっては、個人情報保護の観点からシステムの安全性や手続きについて検証が必要であるとして、同県の本人確認情報保護審議会に審議・検証を依頼し、多様な項目にわたって検証を行い、相応の対策・支援を具現化して、サービスを開始するとしている。

また、長野県は、平成 17 年 1 月から住基ネットを利用したパスポートの発給に伴う手続きを暗号化通信や端末操作者の指紋による認識システムの導入を行った上で、開始すると発表している。(平成 16 年 8 月 11 日付毎日新聞)

このことから長野県は、すでに住基ネットに関する安全性が確保されたと判断しているものと思料される。

(2) 豊中市のセキュリティ等に関する取り組みについて

豊中市では、すでに豊中市データセキュリティポリシーを作成し、データの保護や導入されているシステムに関するセキュリティ対策の強化に積極的に取り組んでいる事実が認められる。

平成 16 年 7 月 1 日に開催されたセキュリティ会議で報告された内容を見ると、セキュリティに関する取り組みとして、次のような取り組みが行われている。豊中市では、現在稼働しているシステムに対する行政監査が計画的に実施されており、平成 15 年度に行なわれたシステムに対する監査結果では、第 1 級データの情報の性質・内容・多寡等に応じて重要度や機密度を細分化し、データセキュリティ対策基準をさらに充実させることが指摘されている。又、システムを管理監督する立場の者や操作担当者に対してもセキュリティに対する意識の向上が求められている。システムの導入及び運営については、コンピュータを総括する機関で検討・評価を行なう環境の整備が必要であると指摘されており、豊中市は、その指摘に従い、セキュリティ対策をさらに進めるための対策を講じることとしている。

一方で、市の 150 にわたるシステムに対する情報セキュリティ現地調査(以下「現地調査」という。)と課長級職員に対する情報セキュリティ認識度調査が行われている。現地調査では、事故等対応時の対応や電子メールへの所属長の関知等でセキュリティ対策の実施率が低いとの結果であった。また、職員の情報セキュリティに対する浸透度は、比較的高いレベルにあると自ら評価する反面、情報の取扱いや緊急時の対応については、意識の向上や改善が必要であり、定期的な訓練や研修等の必要性が指摘されており、市では、すでに電子メールに関する改善を行い、研修を実施することとしている。

豊中市では、すでに個人情報保護制度の見直しの検討が行なわれ、市のホームページにも掲載されているとおり、制度が情報化社会にも対処できるよう、緊急時におけるネットワークシステムの切断や職員による個人情報の漏えい等に対する罰則規定の設定等も検討されているところである。

(3) 住基ネットに関わる大阪地方裁判所の判決について

住基ネットに関わる国家賠償法第 1 条に基づく損害賠償請求事件として、各地で地方自治体を被告とした訴訟が提起されている。大阪地方裁判所に提起された訴訟(平成 14 年(ワ)第 1400 号損害賠償請求事件)では、被告自治体を豊中市、箕面市、吹田市、大阪市、守口市、泉佐野市、

東大阪市、八尾市の 8 市とし、原告であるこれら自治体に住所を有する住民は、「住基ネットにより、人格権、公権力から監視されない権利、自己情報コントロール権及び平穏な生活を営む権利が侵害され、精神的損害を被った。」と主張し、各自治体に国家賠償法第 1 条に基づく損害賠償の請求を行なった。これらの主張に対し、平成 16 年 2 月 27 日、大阪地方裁判所は、「被告である自治体が住民票コードを割り振り、住民票コードを住民票に記載し、住基ネットに接続したことにより、原告である住民らの権利、法的利益が侵害されたとは認められない。」とし、争点に対する判断のうち住基ネットの安全性については、「住基ネットの施行に伴い、本人確認情報保護のため、種々の措置が講じられており、住基ネットが、本人確認という目的以外に使用されたり個人のプライバシーに係る法的利益に対する侵害を容易に引き起こすような危険なシステムとは認められず、原告らの請求は、いずれも理由がない。」と結論付け、原告の請求を棄却する旨の判決をした。(本件については、当該判決を不服として、原告は大阪高等裁判所に控訴し、係争中である。)

3 判断の主旨

このような事実から当審査会としては、本件異議申立てで異議申立人から指摘があった住基ネットのセキュリティについては、客観的に見ても安全性の確認やセキュリティ対策の強化が行われていると認められることから、答申第 30 号で示した条例に対する基本的な考え方をはじめ、本件異議申立てに係る処分の妥当性について、誤りや変更すべき点はなく、その答申内容は、維持されるべきであると判断するものである。

第七 意見

高度情報通信社会が急速に進展しつつある現代において、完全、完璧なシステムは、存在しないといっても過言ではなく、あらゆるシステムに対し、脅威が存在することは、十分な知識や情報を持たないものでも指摘できるところである。

自治情報センターが調査を行った段階では、脆弱性が認められなかったとしても、住基ネットに対する脅威が存在することは、各自治体で日々、パッチ(プログラムの部分修正)を当て続けなければならないということを見ても明らかであり、今後においても各自治体や自治情報センターが共同で住基ネットの運用に関する安全確保のための措置を十全に講じていくことを期待するものである。

平成 16 年(2004 年)8 月 31 日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 木 村 修 治

会長代理 佐 野 久美子

委 員 加 藤 幸 江

委 員 松 井 茂 記

委員 塩川 茂

豊情個審答申第32-4号
平成16年(2004年)8月31日

豊中市長 一色貞輝様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 木村修治

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報の外部提供の中止請求に係る取扱いについて
(答申)

平成15年9月30日付、諮問第24号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

本豊中市情報公開・個人情報保護審査会が、平成 15 年 11 月 11 日に判断したとおり、「豊中市長が行った住民票記載等に係る本人確認情報の大阪府知事への通知は、住民基本台帳法第 30 条の 5 第 1 項及び第 2 項に基づき行われた外部提供であり、法令等の手続きに違法性があるとは認められず、豊中市個人情報保護条例第 22 条第 2 項に基づき行った自己情報の外部提供の中止請求に係る取扱いについての判断は、違法又は不当な処分とはいえない。」とした答申の内容は維持されるべきである。

第二 本件異議申立ての経過

1 自己情報の外部提供の中止請求

平成 15 年 8 月 25 日、異議申立人は、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 20 条の規定に基づき、豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第 30 条の 5 第 1 項の規定による自己の本人確認情報（住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード及びこれらの変更情報）（以下「本人確認情報」という。）の外部提供（以下「本件外部提供」という。）の中止を請求した。

2 実施機関の決定

同年 9 月 3 日、実施機関は、「住基法に基づき本人確認情報を大阪府知事に通知しているものであり、条例第 8 条の規定には違反していない。」との理由を付して、本件個人情報の外部提供の中止請求を認めない決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

同年 9 月 24 日、異議申立人は本件処分を不服として、行政不服審査法の規定により実施機関に対し、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第三 異議申立ての趣旨

住基法に基づき異議申立人の本人確認情報を大阪府を通じて（財）地方自治情報センター（以下「自治情報センター」という。）に通知したことに對して、条例に基づいて行った中止請求を認めることができないとした処分を取消すこと。

第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立書、反論書及び再反論書の記載内容並びに意見陳述の結果をまとめると異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 異議申立人は、異議申立書において、自己情報コントロール権を定めた条例に違反する。住民票コードは、憲法で保障された人間の尊厳を侵害するものであり、その利用はプライバシーの権利を侵害する。本人確認情報の利用には、制度上歯止めがなく、国民総背番号制に直結する。たとえ市のセキュリティ対策が万全だとしても住基ネットのセキュリティには多くの問題が指摘されており、システムの安全性に関する疑問は解消されていない。住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）の設置、維持管理に要する費用は、それによって住民や自治体を受ける利点を上回り、費用対効果の観点からも制度を正当化することはできない。住基ネットに接続するかどうかの選択権を住民に保障すべきである。住基ネットについての市の広報活動は偏向しており、住民がその是非を適切に判断するにたる十分な情報が提供されておらず、市としての

説明責任が全うされていないと言わざるをえず、そのような状況で実施すべきではない。と主張した。

2 反論書等では、次のように主張した。

(1) 実施機関は、「外部提供とは、利用目的以外の目的のために実施機関以外のものに提供することをいうので、大阪府知事に通知することは外部提供に該当しない」と弁明しているが、条例第2条では、実施機関の規定があり、実施機関を市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会となっている。よって、大阪府は、実施機関ではないため、大阪府知事への本人確認情報の通知は、外部提供である。

(2) 実施機関は、「住民票コードに記載されている者は、住民票コードの記載の変更を請求することができるから人間の尊厳を侵し、プライバシーを侵害するものではない。」と弁明しているが、6つの基礎情報は、大阪府を通して自治情報センターに集約される。そのうちの一つは、住民票コードの変更履歴である。何度コードを変更しようとも記録が残るため、人間に番号をつけるという事実は変わらない。プライバシーの侵害そのものである。

(3) 実施機関は、「住基ネットで保有される情報は、本人確認のために必要な6つの情報だけに限定していて、広範な情報を集中して管理しようとするものではない。また、個別の目的ごとに法律上の根拠があり、目的外利用を禁止していることから、様々な個人情報を一元的に収集、管理するということを法律上認めていない仕組みになっている。」と弁明しているが、様々な個人情報を一元的に収集、管理することを認めない、禁止するという文言がどの法律にあるのかを示して欲しい。氏名、住所、性別、生年月日、住民票コードとそれらの変更は、行政や企業等が個人情報を名寄せするための基礎情報である。同姓同名で生年月日と同じ人間でも間違いなく本人確認ができる。だからこそ、住民票コードのもとに個人に関するありとあらゆる情報が集められ、プライバシーが丸裸にされることが危惧される。実施機関は、「本人確認情報の提供を受ける機関の範囲や利用目的を法律で規定し、限定しており、また、目的外の利用の禁止、法律に基づかない利用や提供の禁止、住民票コードの利用の制限等の規定により、個人情報を一元的に収集、管理するということを法律で認めていない仕組みになっている。」と弁明するが、住基法第30条の43では、市町村長以外のもの(民間)に対して、住民票コードの利用制限等を規定している。市町村長以外のものが業としておこなう行為に関し、売買、賃貸、雇用その他の契約の申込みをしようとする第三者、契約の締結をした第三者に対し、住民票コードの告知を求めてはならない。また、他に提供されることが予定されているデータベースを構成してはならないと規定しているが、違反しても当該行為を中止するよう勧告されるだけで済む。他に提供する予定がなければ住民票コードの記録されたデータベースを構成してもよいと受け取れる。内部告発でもなければ、違法なデータベースが存在することも分からない。そのため、行政は勧告することも勧告に従うよう命ずることもできない。これで抑止効果があるのか疑問である。たとえ法律で民間の住民票コードの利用制限を規定していても、銀行の4割が住基コードを利用していたことが2003年の春に明らかになった。銀行の口座開設時などに金融機関が本人確認書類として、住基ネットの通知を利用していた。利用していた金融機関は79行で、236件に上っていた。全国銀行協会が2002年9月に本人確認書類として通知書が利用できるとした文書を配布していた。問題を起こす危険性は、民間だけにあるのではない。行政が違法に国民の個人情報を収集、管理、提供した事件として防衛庁の個人情報収集リスト作

成事件を思い起こしてもらいたい。別表に記載されていない一元的な個人情報リストを行政機関が作った場合でも、民間と同様に内部告発がなければ、その存在すら国民が知ることはできない。ダム建設に反対している住民の個人情報を当時の建設大臣が口にした事件など覚えていることだろう。個人情報を容易に入手できる立場にいる行政職員による個人情報の漏えい事件は、あとを絶たない。2001年7月の自治体の職員による住民の離婚歴、資産、障害等の個人情報のぞき見事件、2002年10月には衆議院予算委員会の質問で11桁の住基番号を業者から言われた。業者が債務者への脅迫に住基番号を使っているという証言があった。2003年には女子高生相手に買春をした自治体の非常勤職員の男が勤務していた職場の端末機で女子高生の家族構成などを検索し、口止め料を母親に要求したとして起訴された。当市でも自治会長の求めに応じ、自治会に居住する60歳以上の住民の4情報のリストを提供したことなどがあった。実施機関が示した法律のどこにでも、様々な個人情報を一元的に収集、管理することを認めない、禁止するという文言はない。公務員は間違いを犯さないはずだ、公務員は違法行為を起ささないはずだという公務員無謬信仰に寄りかかった解釈に過ぎない。実施機関の弁明には、説得力がなく、住基法には、個人情報の一元的収集、管理に対する抑止力はない。

- (4) 実施機関の弁明は、国の説明を並べているだけであり、ウィンドウズがウイルス攻撃に弱く、不安定なOSであることは、被害が頻発していることでも明らかである。エシロンに1億2千万人の個人情報をすでに盗まれてしまっているかもしれない。何かが起こってから回線を切断しても手遅れである。
- (5) 実施機関は、住基ネットの導入により、今後、住民や自治体の受ける利点が目に見えてくると考えるといい、また、国においては、電子政府や電子自治体の基盤として住基ネットが必要不可欠であると考えていると、国の代弁を行っているが、今後、利点が見えてくるといのは、願望や希望でしかない。また、電子政府や電子自治体の基盤に住基ネットを据えるのは、まさに国民、市民の個人情報を資源ととらえていることの告白に他ならない。
- (6) 実施機関は、「改正住基法に住民票の記載等を行った場合には、市町村長が都道府県知事に通知するものとする」とあり、住民に選択権を認めていない。」というが、では、何のために条例があるのか。何でも「国が、国が」では、豊中市は、本当に自治体かと問いたくなる。
- (7) 実施機関は、「国会で慎重に審議され、必要があるとして法改正された。」と弁明しており、また、「市は、広報誌とケーブルテレビで案内した。」と弁明している。しかし、市が行った広報を自分の目で確認して欲しい。たったこれだけで市民が十分理解し、熟考の上で判断できるかどうかを確認して欲しい。豊中市は、2002年8月8日に16万5,598通の住民票コードのお知らせを市内全世帯宛に発送した。はがきの形で普通郵便で送った。このうち88通は、受取り拒否で返送された。配達記録郵便ではなかったため、留守宅にも配達された。普通郵便での発送では、確実に住民の手に渡らない危険性があった。豊中市は、2002年8月号の広報誌で、住民票コードは他人に知られてはならない大切な情報であり、保管・管理には十分注意するよう広報した。広報していることと実際におこなっていることが整合していると考えているのか。大阪市は、住民票コードのお知らせを118万世帯に封書により、配達記録郵便で送付した。配達時不在など郵便局に持ち帰ったが、受取りに来なかった住民票コードのお知らせは、16万通と報道された。実に13.5%にあたる住民票コードのお知らせを住民は、受け取らなかった。このことは、住基ネットに対する市民の気持ちを表しているのではないか。

いずれにしても市民の側に立つのではなく、あくまでも国に限りなく寄り添っていく実施機

関の姿には、自治体としての誇りも矜持も見えない。

第五 実施機関の主張の要旨

弁明書の記載内容及び口頭説明の結果をまとめると実施機関の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

異議申立人の異議申立ての趣旨は、住基法に基づき異議申立人の本人確認情報を大阪府を通じて自治情報センターに通知したことについて、異議申立人が行った条例に基づく外部提供中止請求に対する本件処分を取り消すことを求めるというものであるが、次の理由によって本件処分は正当である。

1 異議申立人は、自己情報コントロール権を定めた条例に違反する、というが、条例は、個人情報保護のために自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用及び外部提供の中止についての請求権を市民に保障する（条例第 14 条及び第 16 条から第 18 条まで）ことを明らかにしているものである。

本人確認情報を大阪府知事に通知することと条例との関係については、処分庁が住基法第 30 条の 5 の規定に基づき本人確認情報を大阪府知事に通知することが、住基法が第 1 条で定める「住民基本台帳は地方公共団体の住民に関する行政の基礎資料として住民の利便性を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」との法の目的に沿った事務である。

又、異議申立人は、本人確認情報を大阪府に通知することが条例第 8 条に規定する外部提供に当たると主張するが、外部提供とは、条例第 7 条第 1 項に規定する利用目的以外の目的のために実施機関以外のものに提供することをいい、本人確認情報を大阪府知事に通知することは、住基法第 1 条に定める法の目的に沿った住基法第 30 条の 5 に基づく事務であって、条例第 7 条第 1 項の利用目的内の行為であり、条例第 8 条第 1 項の外部提供に該当しないものである。

2 また、異議申立人は、住民票コードが、憲法で保障された人間の尊厳を侵害するものであり、その利用はプライバシーの権利を侵害すると主張する。住民票コードは、住基ネットにおいて本人確認情報を確実かつ効率的に行うために使用される 10 桁の数字及び 1 桁の検査数字（住基法施行規則第 1 条）にすぎず、住民基本台帳に記載されている者は、理由のいかんを問わず、住民票コードの記載の変更を請求することができる（住基法第 30 条の 3 第 1 項）から異議申立人の人間の尊厳を侵し、そのプライバシーを侵害するという主張は、理由がない。

3 さらに、異議申立人は、本人確認情報の利用には、制度上歯止めがなく、国民総背番号制に直結する、と主張している。住基ネットは、市町村と都道府県が連携して運用する地方公共団体のシステムであり、保有される情報は、本人確認のために必要な氏名、住所、性別、生年月日の 4 情報のほかに住民票コードと、それらの変更情報のみに限定されており、広範な情報を集中して管理しようとするものではない。又、本人確認情報の利用については、国の機関等から住民の居住関係の確認の求めがあったときに住基法に掲げる事務に本人確認情報の提供を行うものとしており、個別の目的ごとに法律上の根拠があり、又、目的外利用を禁止していることから、様々な個人情報を一元的に収集、管理するというを法律上認めておらず、いわゆる国民総背番号制に直結するものではない。

4 異議申立人は、セキュリティ対策について、市が万全だとしても、住基ネットのセキュリティには多くの問題点が指摘されており、システムの安全性に関する疑問は解消されていないと主張

しているが、システム全体で統一ソフトウェアを導入し、また安全性の高い専用回線を利用しており、さらにデータの暗号化、通信相手の相互確認、不正アクセス防止策としてファイアウォール及び侵入検知器の設置など、「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」(平成14年6月10日総務省告示第334号)に基づいた全国一律の対策が講じられているものである。又、異議申立人が主張するシステムの安全性については、平成15年10月に自治情報センターが米国の監査法人のセキュリティ部門に依頼して、東京都品川区において住基ネットの主要な機器に対するペネトレーションテスト(模擬攻撃テスト)を実施し、安全性が確認されたとの連絡が総務省からあったものである。

- 5 異議申立人は、住基ネットの設置、維持管理に要する費用は、それによって住民や自治体を受ける利点を上回り、費用対効果の観点からも制度を正当化することはできない、と主張する。しかし住基ネットの導入により行政機関が住基ネットにアクセスすること等によって全国規模での本人確認情報の検索、確認が可能となり、市民にとってはパスポートの申請の際に住民票の写しの添付や年金支給のための確認書類等を提出する必要がなくなるなどの利点があり、住基法で規定された264事務について順次実施されている。又、平成15年8月からは、本人の住民票の写しを全国の市町村で取れるようになったこと、希望者には、住民基本台帳カードの交付を行っており、このカードは、引越しの際の手続きの簡素化に役立ち、顔写真付き住基カードは、銀行、郵便局などで本人確認の証明書として利用できる。このように住基ネットを順次利用することにより、今後更に住民や市の受ける利点が目に見えてくるものである。又、国においては、全ての行政手続きのオンライン化の推進に取り組んでおり、電子政府・電子自治体の構築の基盤として住基ネットは不可欠であると考えている。
- 6 異議申立人は、住基ネットに接続するかどうかの選択権を住民に保障すべきであると、主張しているが、住基ネットは、改正法の施行と同時に運用を開始する義務が地方公共団体にあり、法第30条の5の規定において、住民票の記載等を行った場合には、市町村長が都道府県知事に通知するものとされており、個々の住民に選択権を認めておらず申立人の主張は、理由がないものである。
- 7 異議申立人は、住基ネットについての市の広報活動は偏向しており、住民がその是非を適切に判断するにたる十分な情報が提供されておらず、市としての説明責任が全うされていないと言わざるをえず、そのような状況で実施すべきでないとして主張しているが、国会においては、住基ネットについて慎重に審議され、必要があるとして改正法が成立しており、この改正法の施行に際し、市は住基ネットの内容などについて広報を行ったものである。

まず、第一次稼動においては、「広報とよなか」の平成14年7月号、8月号、9月号の各号に記事を掲載し、またケーブルテレビでも広報し、第二次稼動においても第一次と同様「広報とよなか」の平成15年6月号、7月号、8月号の各号に記事を掲載し、さらにケーブルテレビ等を利用し、市民への住基ネットに関する制度内容、運用、セキュリティ等の案内を行った。又、国においてもリーフレット、新聞、雑誌、ポスター、テレビ等で広報し、住民に情報提供を行っているところである。

したがって、本件処分は、条例になんら違反するものではなく本件異議申立ては理由がないことから棄却されるべきである。

第六 当審査会の判断

- 1 当審査会は、本件異議申立てを審査するに当たって、平成 15 年 1 月 20 日に同様の趣旨の異議申立て（以下「15.1.20 異議申立て」という。）があり、審査した結果、同年 11 月 11 日に答申（以下「答申第 30 号」という。別添のとおり 別添省略）を行っており、この答申の内容を元に審査を行うこととする。答申第 30 号の当審査会の判断の 2 の 7）において、15.1.20 異議申立てにかかる本人確認情報の提供は、条例第 8 条第 2 項に定める例外規定の「法令等に定めがあるとき」に該当するものであり、「この外部提供が違法であるとして、提供の中止を求めることができるのは、根拠法令である住基法第 30 条の 5 の規定が内容的に無効である場合ということになるが、それは、根拠法令の内容がその上位法である憲法に違反するといえる場合でなければならない。」と指摘したが、現在のところ住基法第 30 条の 5 が内容的に無効、又は憲法に違反するとの事情は見当たらず、答申第 30 号のこれらの考え方やその内容を変更しなければならない理由はないと判断する。
- 2 異議申立人は、異議申立ての理由の一つとして、住基ネットには、多くの問題点やシステムの安全性に対する疑問があることを挙げている。これらに関し、答申第 30 号の後に明らかとなった事実として、次の事柄が指摘できる。

(1) 自治情報センターと長野県が行った調査について

本件異議申立てにかかる審査に伴って得た資料によると、自治情報センターと長野県は、住基ネットのセキュリティに対する問題点に関する調査をそれぞれ行っており、その内容は、次のとおりであった。

自治情報センターが行った住基ネットへの模擬攻撃テストについて

ア 自治情報センターは、平成 15 年 10 月 10 日から 12 日までの期間、東京都足立区の協力を得て、アメリカの監査法人クロウ社のセキュリティ部門による住基ネットへの模擬攻撃テスト（ペネトレーションテスト）（以下「模擬攻撃テスト」という。）を行っている。このテストは、住基ネットとコミュニケーションサーバ（4 情報が記憶された既存のコンピュータ）（以下「CS」という。）の間のファイアウォール（ネットワークへの不正侵入を防御し、接続を制御するコンピュータ）、CS と庁内のローカルエリアネットワーク（庁舎内に限った情報通信網）（以下「LAN」という。）の間のファイアウォール、庁内 LAN 上の CS 端末に対する模擬攻撃を目的として行われたものである。

イ 自治情報センターは、その結果について、平成 15 年 10 月 17 日に開催された第 8 回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会に模擬攻撃テストに関する報告として提出している。各自治体には、同日付けで、関係資料とともに総務省自治行政局市町村課長から各都道府県市区町村担当部長宛事務連絡で、その内容が通知されていることが認められる。この通知文書によると、まず、住基ネットと CS の間のファイアウォールに対する模擬攻撃テストでは、CS セグメント（そのコンピュータが管轄する特定のエリア）から 3 時間にわたって、ファイアウォール攻略のあらゆる手段を試みたが成功せず、しかも脆弱性も見出せなかったと報告されている。次に、CS と庁内 LAN 間のファイアウォールに対する模擬攻撃テストでは、庁内セグメントから 6 時間にわたってファイアウォールの攻略のあらゆる手段を試みたが、成功しなかったと報告されている。さらに、庁内 LAN 上の CS 端末に対する模擬攻撃テストでは、庁内 LAN セグメントから 6 時間かけて CS 端末の権限奪取のため、あらゆる攻撃を行ったが、成功せず、不正侵入を許すような弱点も

見出せなかったと報告されている。

ウ 模擬攻撃テストを行なったクロウ社から、「住基ネットの範囲内ではないが、庁内LANに対しても、チェックリストによる自己点検やセキュリティ監査を行うべきであり、同様に庁内LAN上のデータ送信における高度なセキュリティレベルを維持するための方策を実施すべきである。」との助言が行われている。

長野県が行った2次にわたる模擬実験について

長野県は、住基ネットの安全性確保のため県内の阿智村、下諏訪町、波田町の協力を得て2次にわたる模擬実験を行い、平成16年2月29日に長野県住基ネット対策チームから「住基ネットに係る市町村ネットワークの脆弱性調査最終結果」として明らかにされており、その内容は、次のとおりであった。

ア 第1次実験は、平成15年9月22日から同年10月1日にかけて阿智村、下諏訪町、波田町で行われている。このうち波田町で行われた調査では、インターネット側からアクセスし、インターネットと庁内LANとの間のファイアウォールに対する実験を行ったが、安全性が高かったためファイアウォールを突破することはできず、長野県内では、インターネットから直接的に庁内ネットワークに侵入するという脅威は、ほとんどなかったと報告している。また、下諏訪町と阿智村で行われた調査では、既存住基のサーバ(自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータ)と庁内ウェブサーバ(情報送信を行なうコンピュータ)の脆弱性を確認するため、庁舎内のLANにクライアント端末とコンピュータを接続して行われたが、その結果、脆弱性を確認し、既存住基サーバと庁内ウェブサーバの管理者権限を略取することができたと報告している。

イ また、2次実験として平成15年11月25日から同月28日に阿智村のみで行われているが、この実験では、ファイアウォールを突破することを目的とした侵入実験から機器自体を直接攻撃する実験だけに切り替えて行われている。この実験では、通常、職員であっても容易に立ち入ることができない重要機能室に立ち入り、ラックの鍵をあげ、市町村設置のファイアウォールを回避して攻撃端末をハブ(LANに接続する中継装置)につなぐという方法により、管理者権限を取得したと報告している。

ウ 長野県が行った今回の調査で、通常的外部からの不正アクセスを想定した実験では、脆弱性は見つからなかったことから、職員による不正行為や外部からの侵入者によらなければできない方法に変更して行われたものである。これらの報告を受け、調査に参加した自治体の首長は、「住基ネット本体の危険性はなかったと言っていい。」と述べた、と報道されている。(平成16年3月3日付信濃毎日新聞)

これらの調査等について

当審査会は、それぞれの調査に直接、立会したのものでもなく、詳細な調査結果を入手し、これらを分析し、評価、批判する立場にはないが、双方から公にされている資料から知るところによると、住基ネットの根幹に関わる重大な欠陥や脆弱性は、見当たらないとの評価をすることができる。また、現段階では、不正アクセスによる住基ネットに対する侵入や住基情報の漏えい、改ざんといった被害は報告されておらず、安全であるとの主張を否定することもできない。

平成16年7月2日付長野県のホームページにおいて、長野県は、同年7月12日から住基ネットを利用した本人確認を行う公的個人認証サービスを開始する旨、公表している。導入

に当たっては、個人情報保護の観点からシステムの安全性や手続きについて検証が必要であるとして、同県の本人確認情報保護審議会に審議・検証を依頼し、多様な項目にわたって検証を行い、相応の対策・支援を具現化して、サービスを開始するとしている。

また、長野県は、平成 17 年 1 月から住基ネットを利用したパスポートの発給に伴う手続きを暗号化通信や端末操作者の指紋による認識システムの導入を行った上で、開始すると発表している。(平成 16 年 8 月 11 日付毎日新聞)

このことから長野県は、すでに住基ネットに関する安全性が確保されたと判断しているものと思料される。

(2) 豊中市のセキュリティ等に関する取り組みについて

豊中市では、すでに豊中市データセキュリティポリシーを作成し、データの保護や導入されているシステムに関するセキュリティ対策の強化に積極的に取り組んでいる事実が認められる。

平成 16 年 7 月 1 日に開催されたセキュリティ会議で報告された内容を見ると、セキュリティに関する取り組みとして、次のような取り組みが行われている。豊中市では、現在稼働しているシステムに対する行政監査が計画的に実施されており、平成 15 年度に行なわれたシステムに対する監査結果では、第 1 級データの情報の性質・内容・多寡等に応じて重要度や機密度を細分化し、データセキュリティ対策基準をさらに充実させることが指摘されている。又、システムを管理監督する立場の者や操作担当者に対してもセキュリティに対する意識の向上が求められている。システムの導入及び運営については、コンピュータを総括する機関で検討・評価を行なう環境の整備が必要であると指摘されており、豊中市は、その指摘に従い、セキュリティ対策をさらに進めるための対策を講じることとしている。

一方で、市の 150 にわたるシステムに対する情報セキュリティ現地調査(以下「現地調査」という。)と課長級職員に対する情報セキュリティ認識度調査が行われている。現地調査では、事故等対応時の対応や電子メールへの所属長の関知等でセキュリティ対策の実施率が低いとの結果であった。また、職員の情報セキュリティに対する浸透度は、比較的高いレベルにあると自ら評価する反面、情報の取扱いや緊急時の対応については、意識の向上や改善が必要であり、定期的な訓練や研修等の必要性が指摘されており、市では、すでに電子メールに関する改善を行い、研修を実施することとしている。

豊中市では、すでに個人情報保護制度の見直しの検討が行なわれ、市のホームページにも掲載されているとおり、制度が情報化社会にも対処できるよう、緊急時におけるネットワークシステムの切断や職員による個人情報の漏えい等に対する罰則規定の設定等も検討されているところである。

(3) 住基ネットに関わる大阪地方裁判所の判決について

住基ネットに関わる国家賠償法第 1 条に基づく損害賠償請求事件として、各地で地方自治体を被告とした訴訟が提起されている。大阪地方裁判所に提起された訴訟(平成 14 年(ワ)第 1400 号損害賠償請求事件)では、被告自治体を豊中市、箕面市、吹田市、大阪市、守口市、泉佐野市、東大阪市、八尾市の 8 市とし、原告であるこれら自治体に住所を有する住民は、「住基ネットにより、人格権、公権力から監視されない権利、自己情報コントロール権及び平穏な生活を営む権利が侵害され、精神的損害を被った。」と主張し、各自治体に国家賠償法第 1 条に基づく損害賠償の請求を行なった。これらの主張に対し、平成 16 年 2 月 27 日、大阪地方裁

判所は、「被告である自治体が住民票コードを割り振り、住民票コードを住民票に記載し、住基ネットに接続したことにより、原告である住民らの権利、法的利益が侵害されたとは認められない。」とし、争点に対する判断のうち住基ネットの安全性については、「住基ネットの施行に伴い、本人確認情報保護のため、種々の措置が講じられており、住基ネットが、本人確認という目的以外に使用されたり個人のプライバシーに係る法的利益に対する侵害を容易に引き起こすような危険なシステムとは認められず、原告らの請求は、いずれも理由がない。」と結論付け、原告の請求を棄却する旨の判決をした。(本件については、当該判決を不服として、原告は大阪高等裁判所に控訴し、係争中である。)

3 判断の主旨

このような事実から当審査会としては、本件異議申立てで異議申立人から指摘があった住基ネットのセキュリティについては、客観的に見ても安全性の確認やセキュリティ対策の強化が行われていると認められることから、答申第 30 号で示した条例に対する基本的な考え方ははじめ、本件異議申立てに係る処分の妥当性について、誤りや変更すべき点はなく、その答申内容は、維持されるべきであると判断するものである。

第七 意見

高度情報通信社会が急速に進展しつつある現代において、完全、完璧なシステムは、存在しないといっても過言ではなく、あらゆるシステムに対し、脅威が存在することは、十分な知識や情報を持たないものでも指摘できるところである。

自治情報センターが調査を行った段階では、脆弱性が認められなかったとしても、住基ネットに対する脅威が存在することは、各自治体で日々、パッチ(プログラムの部分修正)を当て続けなければならないということを見ても明らかであり、今後においても各自治体や自治情報センターが共同で住基ネットの運用に関する安全確保のための措置を十全に講じていくことを期待するものである。

平成 16 年(2004 年)8 月 31 日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 木 村 修 治

会長代理 佐 野 久美子

委 員 加 藤 幸 江

委 員 松 井 茂 記

委 員 塩 川 茂

豊情個審答申第32-5号
平成16年(2004年)8月31日

豊中市長 一色貞輝様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 木村修治

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報の外部提供の中止請求に係る取扱いについて
(答申)

平成15年9月30日付諮問第24号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

本豊中市情報公開・個人情報保護審査会が、平成 15 年 11 月 11 日に判断したとおり、「豊中市長が行った住民票記載等に係る本人確認情報の大阪府知事への通知は、住民基本台帳法第 30 条の 5 第 1 項及び第 2 項に基づき行われた外部提供であり、法令等の手続きに違法性があるとは認められず、豊中市個人情報保護条例第 22 条第 2 項に基づき行った自己情報の外部提供の中止請求に係る取扱いについての判断は、違法又は不当な処分とはいえない。」とした答申の内容は維持されるべきである。

第二 本件異議申立ての経過

1 自己情報の外部提供の中止請求

平成 15 年 8 月 25 日、異議申立人は、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 20 条の規定に基づき、豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第 30 条の 5 第 1 項の規定による自己の本人確認情報（住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード及びこれらの変更情報）（以下「本人確認情報」という。）の外部提供（以下「本件外部提供」という。）の中止を請求した。

2 実施機関の決定

同年 9 月 3 日、実施機関は、「住基法に基づき本人確認情報を大阪府知事に通知しているものであり、条例第 8 条の規定には違反していない。」との理由を付して、本件個人情報の外部提供の中止請求を認めない決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

同年 9 月 12 日、異議申立人は本件処分を不服として、行政不服審査法の規定により実施機関に対し、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第三 異議申立ての趣旨

住基法に基づき異議申立人の本人確認情報を大阪府を通じて（財）地方自治情報センター（以下「自治情報センター」という。）に通知したことに對して、条例に基づいて行った中止請求を認めることができないとした処分を取消すこと。

第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立書、反論書の記載内容（意見陳述の結果）をまとめると異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

1 自己情報コントロール権を定めた条例違反であることについて

処分庁は「本人確認情報を大阪府知事に通知することは、利用目的内の行為であり、外部提供に該当しない」として、「条例に違反しない」と言うが、異議申立人が主張する自己情報コントロール権については見解を述べておらず、弁明になっていない。また、「住基法第 1 条に定める法の目的に沿った住基法 30 条の 5 に基づく事務であって」とも言うが、その主張が正当であることはなんら述べておらず、独断と言うほかない。そもそも条例第 7 条は個人情報の収集方法の制限を定めたものであり、同条第 1 項では「収集の原則」が定められており、処分庁がいう「利用目的」などは定められていない。よって、処分庁の弁明は成り立たない。

2 住民票コードは、憲法で保障された人間の尊厳を侵害するものであり、その利用はプライバシー

一の権利を侵害することについて

処分庁は、「住民票コードは、10桁の数字及び1桁の検査数字にすぎず」と言い放つが、ここに処分庁の本件事案が内包する問題の軽視及び人権感覚の鈍磨が垣間見える。一元管理するためには、漏れなく11桁の番号をふることが不可欠であり、私個人の11桁の番号はそれのみではさしたる意味は持たないが、住民基本台帳登録者全員に付番されることによってそれは新たな命を吹き込まれ、生きたものとなる。一律に付番することの意味を解しない処分庁の弁明は、住民票コードの何たるかを解しないお粗末きわまるものと言わざるを得ない。

また、「理由のいかんを問わず、住民票コードの変更を請求することができる」と言うに至っては、何をかいわんやという代物である。変更ができるかどうかということと、人間の尊厳やプライバシーの侵害とは無関係である。加えて変更しても履歴は消えないのだから、変更によって事態の本質は、何ら変わらないことを見れば、処分庁の主張の愚かさは歴然だ。私に望みもしない11桁の番号を一方向的に押しつけ、それを外部に提供した処分庁の行為は、私の人間としての誇りを傷つけ、プライバシーを踏みにじるものであることは明らかだ。

3 本人確認情報(6情報)の利用には、制度上歯止めがなく、国民総背番号制に直結することについて

処分庁は、「保有される情報は、4情報のほか住民票コードとそれらの変更情報のみに限定されており、広範な情報を集中して管理しようとするものではない」と言うが、第1に、4情報は、個人を特定するためのキーになるものであることを忘れていない。物事には、すべて始まりというものがあることを銘記すべきだろう。だから「そのみに限定されている」から問題がないのではなく、そこから問題が始まると考えるべきだ。第2に、「広範な情報を集中して管理しようとするものではない」ということについても、昨年8月にすでに6情報から12情報に増えていることだけでもその主張は崩れている。1億人をこえる人々に付番し、一元管理のネットワークシステムを構築することの目的は、処分庁や国が言うところの「利便性」の提供にとどまらないことは、多くの人々が察しているところだ。今、ここで止めないと、将来の禍根となることは必至だ。

「個別の目的ごとに法律上の根拠があり、又、目的外利用を禁止している」と言うが、一元管理のネットワークシステムが稼働し、利用される事務が漸次拡大されていっている状況は、限りなく「さまざまな個人情報を一元的に収集、管理する」事態とイコールであるとの懸念・危惧が湧くのは必然である。

4 たとえ市のセキュリティ対策が万全だとしても住基ネットのセキュリティには多くの問題点が指摘されており、システムの安全性に関する疑問は解消されていないことについて

処分庁の弁明は、国の言い訳の受け売りでしかなく、自ら確認・検証したものではなく、その信頼性は、十全ではない。「全国一律の対策が講じられている」というのに、なぜ庁内ランとつながっている自治体があるのか？全国3000を超える自治体が一律・均一のセキュリティレベルを確保し、かつ日々パッチ(修正プログラム)をあて続けることが可能だと考えているのか。総務省による実験結果の通知を真に受けるだけでいいのか？長野県による実験結果は顧みなくていいのか？弁明は、これらの疑問に何ら答えておらず、漏えいの危険性を担保するものは提示していない。

5 住基ネットの設置、維持管理に要する費用は、それによって住民や自治体を受ける利点を上回り、費用対効果の観点からも制度を正当化することはできないことについて

処分庁が強調する「利点」や「利便性」は、現実から遊離した主観的な願望に過ぎないことは、住基カードが一向に普及しない冷徹な事実が示している。2004年4月10日夕刊の報道によると、府内44市町村の初年度の発行は、当初予定の15万4097枚に対し、1割強の約1万7000枚にとどまったとのことだ。さらにPRをすればこれから少しは伸びるかもしれないが、処分庁や国が期待するような事態になることは望み薄だろう。「電子政府・電子自治体の構築の基盤として住基ネットは不可欠であると考えている」というが、処分庁の主張は市民には受け入れられていないことは明らかだ。すでに多額の公金を費消し、さらに毎年数千万円がつき込まれることを考慮すれば、事務事業評価基準に照らしても廃止すべきものであると断ぜざるをえない。

6 住基ネットに接続するかどうかの選択権を住民に保障すべきであることについて

処分庁は、1でもふれたとおり、自己情報コントロール権を定めた条例を遵守すべき責務を有しているにもかかわらず、法第30条の5第1項に基づいて外部提供をした。法は、条例の上位にあるとしても、条例遵守をたてに外部提供を拒否する道もあるはずだ。また、処分庁の言うところの利便性の享受を望む者は、自己情報の提供に応じればよいのであって、あえてこの享受を希望しない者の情報まで提供するのは明らかに自己情報コントロール権の侵害である。

7 住基ネットについての市の広報活動は偏向しており、住民がその是非を適切に判断にたる十分な情報が提供されておらず、市としての説明責任が全うされていないと言わざるをえず、そのような状況で実施すべきではないことについて

情報提供は、事柄のプラス面だけでなくマイナス面も含めたものでなければ、その是非を判断することはできない。処分庁がおこなったのは、プラス面に偏した一方的なもので、市民の事柄の本質の理解を助けるものとはいえず、特定の方向に導くものであることは歴然としている。行政に求められている透明性や公平性に照らしても処分庁の対応は不誠実であると言わざるを得ない。検証を欠き、事実の羅列に過ぎない処分庁の弁明は弁明になっていない。

第五 実施機関の主張の要旨

弁明書及び再弁明書の記載内容並びに口頭説明の結果をまとめると実施機関の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

1 異議申立人は、自己情報コントロール権を定めた条例に違反する、というが、条例は、個人情報保護のために自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用及び外部提供の中止についての請求権を市民に保障する（条例第14条及び第16条から第18条まで）ことを明らかにしているものである。

本人確認情報を大阪府知事に通知することと条例との関係については、処分庁が住基法第30条の5の規定に基づき本人確認情報を大阪府知事に通知することが、住基法が第1条で定める「住民基本台帳は地方公共団体の住民に関する行政の基礎資料として住民の利便性を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」との法の目的に沿った事務である。

又、異議申立人は、本人確認情報を大阪府に通知することが条例第8条に規定する外部提供に当ると主張するが、外部提供とは、条例第7条第1項に規定する利用目的以外の目的のために実施機関以外のものに提供することをいい、本人確認情報を大阪府知事に通知することは、住基法第1条に定める法の目的に沿った住基法第30条の5に基づく事務であって、条例第7条第1項の利用目的内の行為であり、条例第8条第1項の外部提供に該当しないものである。

さらに、自己情報コントロール権については、条例がプライバシーの権利を保障するという視点に立った基本原則を踏まえて制定されており、条例第 8 条第 2 項の規定により、処分庁が法第 1 条の目的に沿った法第 30 条の 5 に基づく事務を行うことは、何ら条例に違反しない。

2 また、異議申立人は、住民票コードが、憲法で保障された人間の尊厳を侵害するものであり、その利用はプライバシーの権利を侵害すると主張する。住民票コードは、住基ネットにおいて本人確認情報を確実かつ効率的に行うために使用される 10 桁の数字及び 1 桁の検査数字（住基法施行規則第 1 条）にすぎず、住民基本台帳に記載されている者は、理由のいかんを問わず、住民票コードの記載の変更を請求することができる（住基法第 30 条の 3 第 1 項）から異議申立人の人間の尊厳を侵し、そのプライバシーを侵害するという主張は、理由がない。

3 さらに、異議申立人は、本人確認情報の利用には、制度上歯止めがなく、国民総背番号制に直結する、と主張している。住基ネットは、市町村と都道府県が連携して運用する地方公共団体のシステムであり、保有される情報は、本人確認のために必要な氏名、住所、性別、生年月日の 4 情報のほかに住民票コードと、それらの変更情報のみに限定されており、広範な情報を集中して管理しようとするものではない。又、本人確認情報の利用については、国の機関等から住民の居住関係の確認の求めがあったときに住基法に掲げる事務に本人確認情報の提供を行うものとしており、個別の目的ごとに法律上の根拠があり、又、目的外利用を禁止していることから、様々な個人情報を一元的に収集、管理するという事を法律上認めておらず、いわゆる国民総背番号制に直結するものではない。

4 異議申立人は、セキュリティ対策について、市が万全だとしても、住基ネットのセキュリティには多くの問題点が指摘されており、システムの安全性に関する疑問は解消されていないと主張しているが、システム全体で統一ソフトウェアを導入し、また安全性の高い専用回線を利用しており、さらにデータの暗号化、通信相手の相互確認、不正アクセス防止策としてファイアウォール及び侵入検知器の設置など、「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」（平成 14 年 6 月 10 日総務省告示第 334 号）に基づいた全国一律の対策が講じられているものである。

また、異議申立人が主張するシステムの安全性については、平成 15 年 10 月に自治情報センターが米国の監査法人のセキュリティ部門に依頼して、東京都品川区において住基ネットの主要な機器に対するペネトレーションテスト（模擬攻撃テスト）を実施し、安全性が確認されたとの連絡が総務省からあったものである。

5 市町村で設置されている住民基本台帳の電算システム（以下「既存住基システム」という。）の構築は、各市町村により様々で、庁内 LAN と住基ネットが物理的に接続する場合がある。そのため、「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存方法に関する技術的基準」（平成 14 年 6 月 10 日総務省告示第 334 号）は、住基ネットと物理的に接続する庁内 LAN についてのセキュリティ基準も定めている。該当する市町村は、当該基準に基づき適切な対策を講じており、国及び財団法人地方自治情報センターもその対策をチェックするなどの徹底を図っている。

しかし、庁内 LAN とつながっているからといって、長野県の侵入実験においても侵入できなかったように、住基ネットの安全は十分講じられており、各自治体が一律・均一のセキュリティレベルを確保し、日々パッチを当て続けることについては、各自治体で、毎朝、住基ネットの CS 端末装置を立ち上げた時に、必ずパッチの有無を確認し、パッチがあるときは自動的にそれを

取り込む仕組みになっている。また、自動的に取り込むことができないパッチについては、CD-ROMの供給により修正を行なっている。

長野県の侵入実験については、平成15年12月16日総務省から、長野県は、インターネットからの侵入実験に失敗したとの事務連絡を受けている。

これらのことにより、住基ネットの安全性については、十分確保されている。

- 6 異議申立人は、住基ネットの設置、維持管理に要する費用は、それによって住民や自治体を受ける利点を上回り、費用対効果の観点からも制度を正当化することはできない、と主張する。しかし住基ネットの導入により行政機関が住基ネットにアクセスすること等によって全国規模での本人確認情報の検索、確認が可能となり、市民にとってはパスポートの申請の際に住民票の写しの添付や年金支給のための確認書類等を提出する必要がなくなるなどの利点があり、住基法で規定された264事務について順次実施されている。又、平成15年8月からは、本人の住民票の写しを全国の市町村で取れるようになったこと、希望者には、住民基本台帳カードの交付を行っており、このカードは、引越しの際の手続きの簡素化に役立ち、顔写真付き住基カードは、銀行、郵便局などで本人確認の証明書として利用できる。このように住基ネットを順次利用することにより、今後更に住民や市の受ける利点が目に見えてくるものである。

又、国においては、全ての行政手続きのオンライン化の推進に取り組んでいる。平成16年1月からは公的個人認証サービスが始まっており、行政手続において電子申請・電子届出が順次開始され、電子政府・電子自治体の構築の基盤として、住基ネットは必要不可欠である。

- 7 異議申立人は、住基ネットに接続するかどうかの選択権を住民に保障すべきであると、主張しているが、法に基づき事務を適正に執行すべきであり、住基ネットは、改正法の施行と同時に運用を開始する義務が地方公共団体にはある。法第30条の5の規定において、住民票の記載等を行った場合には、市町村長が都道府県知事に通知するものとされており、個々の住民に選択権を認めておらず申立人の主張は、理由がないものである。

- 8 異議申立人は、住基ネットについての市の広報活動は偏向しており、住民がその是非を適切に判断するにたる十分な情報が提供されておらず、市としての説明責任が全うされていないと言わざるを得ず、そのような状況で実施すべきでないと主張しているが、国会においては、住基ネットについて慎重に審議され、必要があるとして改正法が成立しており、この改正法の施行に際し、市は住基ネットの内容などについて広報を行ったものである。

まず、第一次稼働においては、「広報とよなか」の平成14年7月号、8月号、9月号の各号に記事を掲載し、またケーブルテレビでも広報し、第二次稼働においても第一次と同様「広報とよなか」の平成15年6月号、7月号、8月号の各号に記事を掲載し、さらにケーブルテレビ等を利用し、市民への住基ネットに関する制度内容、運用、セキュリティ等の案内を行った。又、国においてもリーフレット、新聞、雑誌、ポスター、テレビ等で広報し、住民に情報提供を行っているところである。

したがって、本件処分は、条例になんら違反するものではなく本件異議申立ては理由がないことから棄却されるべきである。

第六 当審査会の判断

- 1 当審査会は、本件異議申立てを審査するに当たって、平成15年1月20日に同様の趣旨の異議申立て（以下「15.1.20異議申立て」という。）があり、審査した結果、同年11月11日に答申

(以下「答申第 30 号」という。別添のとおり 別添省略)を行っており、この答申の内容を元に審査を行うこととする。答申第 30 号の当審査会の判断の 2 の 7)において、15.1.20 異議申立てにかかる本人確認情報の提供は、条例第 8 条第 2 項に定める例外規定の「法令等に定めがあるとき」に該当するものであり、「この外部提供が違法であるとして、提供の中止を求めることができるのは、根拠法令である住基法第 30 条の 5 の規定が内容的に無効である場合ということになるが、それは、根拠法令の内容がその上位法である憲法に違反するといえる場合でなければならない。」と指摘したが、現在のところ住基法第 30 条の 5 が内容的に無効、又は憲法に違反するとの事情は見当たらず、答申第 30 号のこれらの考え方やその内容を変更しなければならない理由はないと判断する。

2 異議申立人は、異議申立ての理由の一つとして、住基ネットには、多くの問題点やシステムの安全性に対する疑問があることを挙げている。これらに関し、答申第 30 号の後に明らかとなった事実として、次の事柄が指摘できる。

(1) 自治情報センターと長野県が行った調査について

本件異議申立てにかかる審査に伴って得た資料によると、自治情報センターと長野県は、住基ネットのセキュリティに対する問題点に関する調査をそれぞれ行っており、その内容は、次のとおりであった。

自治情報センターが行った住基ネットへの模擬攻撃テストについて

ア 自治情報センターは、平成 15 年 10 月 10 日から 12 日までの期間、東京都足立区の協力を得て、アメリカの監査法人クロウ社のセキュリティ部門による住基ネットへの模擬攻撃テスト(ペネトレーションテスト)(以下「模擬攻撃テスト」という。)を行っている。このテストは、住基ネットとコミュニケーションサーバ(4 情報が記憶された既存のコンピュータ)(以下「CS」という。)の間のファイアウォール(ネットワークへの不正侵入を防御し、接続を制御するコンピュータ)、CS と庁内のローカルエリアネットワーク(庁舎内に限った情報通信網)(以下「LAN」という。)の間のファイアウォール、庁内 LAN 上の CS 端末に対する模擬攻撃を目的として行われたものである。

イ 自治情報センターは、その結果について、平成 15 年 10 月 17 日に開催された第 8 回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会に模擬攻撃テストに関する報告として提出している。各自治体には、同日付けで、関係資料とともに総務省自治行政局市町村課長から各都道府県市区町村担当部長宛事務連絡で、その内容が通知されていることが認められる。この通知文書によると、まず、住基ネットと CS の間のファイアウォールに対する模擬攻撃テストでは、CS セグメント(そのコンピュータが管轄する特定のエリア)から 3 時間にわたって、ファイアウォール攻略のあらゆる手段を試みたが成功せず、しかも脆弱性も見出せなかったと報告されている。次に、CS と庁内 LAN 間のファイアウォールに対する模擬攻撃テストでは、庁内セグメントから 6 時間にわたってファイアウォールの攻略のあらゆる手段を試みたが、成功しなかったと報告されている。さらに、庁内 LAN 上の CS 端末に対する模擬攻撃テストでは、庁内 LAN セグメントから 6 時間かけて CS 端末の権限奪取のため、あらゆる攻撃を行ったが、成功せず、不正侵入を許すような弱点も見出せなかったと報告されている。

ウ 模擬攻撃テストを行なったクロウ社から、「住基ネットの範囲内ではないが、庁内 LAN に対しても、チェックリストによる自己点検やセキュリティ監査を行うべきであり、同

様に庁内LAN上のデータ送信における高度なセキュリティレベルを維持するための方策を実施すべきである。」との助言が行われている。

長野県が行った2次にわたる模擬実験について

長野県は、住基ネットの安全性確保のため県内の阿智村、下諏訪町、波田町の協力を得て2次にわたる模擬実験を行い、平成16年2月29日に長野県住基ネット対策チームから「住基ネットに係る市町村ネットワークの脆弱性調査最終結果」として明らかにされており、その内容は、次のとおりであった。

ア 第1次実験は、平成15年9月22日から同年10月1日にかけて阿智村、下諏訪町、波田町で行われている。このうち波田町で行われた調査では、インターネット側からアクセスし、インターネットと庁内LANとの間のファイアウォールに対する実験を行ったが、安全性が高かったためファイアウォールを突破することはできず、長野県内では、インターネットから直接的に庁内ネットワークに侵入するという脅威は、ほとんどなかったと報告している。また、下諏訪町と阿智村で行われた調査では、既存住基のサーバ(自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータ)と庁内ウェブサーバ(情報送信を行なうコンピュータ)の脆弱性を確認するため、庁舎内のLANにクライアント端末とコンピュータを接続して行われたが、その結果、脆弱性を確認し、既存住基サーバと庁内ウェブサーバの管理者権限を略取することができたと報告している。

イ また、2次実験として平成15年11月25日から同月28日に阿智村のみで行われているが、この実験では、ファイアウォールを突破することを目的とした侵入実験から機器自体を直接攻撃する実験だけに切り替えて行われている。この実験では、通常、職員であっても容易に立ち入ることができない重要機能室に立ち入り、ラックの鍵をあけ、市町村設置のファイアウォールを回避して攻撃端末をハブ(LANに接続する中継装置)につなぐという方法により、管理者権限を取得したと報告している。

ウ 長野県が行った今回の調査で、通常的外部からの不正アクセスを想定した実験では、脆弱性は見つからなかったことから、職員による不正行為や外部からの侵入者によらなければできない方法に変更して行われたものである。これらの報告を受け、調査に参加した自治体の首長は、「住基ネット本体の危険性はなかったと言っていい。」と述べた、と報道されている。(平成16年3月3日付信濃毎日新聞)

これらの調査等について

当審査会は、それぞれの調査に直接、立会したものでもなく、詳細な調査結果を入手し、これらを分析し、評価、批判する立場にはないが、双方から公にされている資料から知るところによると、住基ネットの根幹に関わる重大な欠陥や脆弱性は、見当たらないとの評価をすることができる。また、現段階では、不正アクセスによる住基ネットに対する侵入や住基情報の漏えい、改ざんといった被害は報告されておらず、安全であるとの主張を否定することもできない。

平成16年7月2日付長野県のホームページにおいて、長野県は、同年7月12日から住基ネットを利用した本人確認を行う公的個人認証サービスを開始する旨、公表している。導入に当たっては、個人情報保護の観点からシステムの安全性や手続きについて検証が必要であるとして、同県の本人確認情報保護審議会に審議・検証を依頼し、多様な項目にわたって検証を行い、相応の対策・支援を具現化して、サービスを開始するとしている。

また、長野県は、平成 17 年 1 月から住基ネットを利用したパスポートの発給に伴う手続きを暗号化通信や端末操作者の指紋による認識システムの導入を行った上で、開始すると発表している。(平成 16 年 8 月 11 日付毎日新聞)

このことから長野県は、すでに住基ネットに関する安全性が確保されたと判断しているものと思料される。

(2) 豊中市のセキュリティ等に関する取り組みについて

豊中市では、すでに豊中市データセキュリティポリシーを作成し、データの保護や導入されているシステムに関するセキュリティ対策の強化に積極的に取り組んでいる事実が認められる。

平成 16 年 7 月 1 日に開催されたセキュリティ会議で報告された内容を見ると、セキュリティに関する取り組みとして、次のような取り組みが行われている。豊中市では、現在稼働しているシステムに対する行政監査が計画的に実施されており、平成 15 年度に行なわれたシステムに対する監査結果では、第 1 級データの情報の性質・内容・多寡等に応じて重要度や機密度を細分化し、データセキュリティ対策基準をさらに充実させることが指摘されている。又、システムを管理監督する立場の者や操作担当者に対してもセキュリティに対する意識の向上が求められている。システムの導入及び運営については、コンピュータを総括する機関で検討・評価を行なう環境の整備が必要であると指摘されており、豊中市は、その指摘に従い、セキュリティ対策をさらに進めるための対策を講じることとしている。

一方で、市の 150 にわたるシステムに対する情報セキュリティ現地調査(以下「現地調査」という。)と課長級職員に対する情報セキュリティ認識度調査が行われている。現地調査では、事故等対応時の対応や電子メールへの所属長の関知等でセキュリティ対策の実施率が低いとの結果であった。また、職員の情報セキュリティに対する浸透度は、比較的高いレベルにあると自ら評価する反面、情報の取扱いや緊急時の対応については、意識の向上や改善が必要であり、定期的な訓練や研修等の必要性が指摘されており、市では、すでに電子メールに関する改善を行い、研修を実施することとしている。

豊中市では、すでに個人情報保護制度の見直しの検討が行なわれ、市のホームページにも掲載されているとおり、制度が情報化社会にも対処できるよう、緊急時におけるネットワークシステムの切断や職員による個人情報の漏えい等に対する罰則規定の設定等も検討されているところである。

(3) 住基ネットに関わる大阪地方裁判所の判決について

住基ネットに関わる国家賠償法第 1 条に基づく損害賠償請求事件として、各地で地方自治体を被告とした訴訟が提起されている。大阪地方裁判所に提起された訴訟(平成 14 年(ワ)第 1400 号損害賠償請求事件)では、被告自治体を豊中市、箕面市、吹田市、大阪市、守口市、泉佐野市、東大阪市、八尾市の 8 市とし、原告であるこれら自治体に住所を有する住民は、「住基ネットにより、人格権、公権力から監視されない権利、自己情報コントロール権及び平穏な生活を営む権利が侵害され、精神的損害を被った。」と主張し、各自治体に国家賠償法第 1 条に基づく損害賠償の請求を行なった。これらの主張に対し、平成 16 年 2 月 27 日、大阪地方裁判所は、「被告である自治体が住民票コードを割り振り、住民票コードを住民票に記載し、住基ネットに接続したことにより、原告である住民らの権利、法的利益が侵害されたとは認められない。」とし、争点に対する判断のうち住基ネットの安全性については、「住基ネットの施行

に伴い、本人確認情報保護のため、種々の措置が講じられており、住基ネットが、本人確認という目的以外に使用されたり個人のプライバシーに係る法的利益に対する侵害を容易に引き起こすような危険なシステムとは認められず、原告らの請求は、いずれも理由がない。」と結論付け、原告の請求を棄却する旨の判決をした。(本件については、当該判決を不服として、原告は大阪高等裁判所に控訴し、係争中である。)

3 判断の主旨

このような事実から当審査会としては、本件異議申立てで異議申立人から指摘があった住基ネットのセキュリティについては、客観的に見ても安全性の確認やセキュリティ対策の強化が行われていると認められることから、答申第 30 号で示した条例に対する基本的な考え方ははじめ、本件異議申立てに係る処分の妥当性について、誤りや変更すべき点はなく、その答申内容は、維持されるべきであると判断するものである。

第七 意見

高度情報通信社会が急速に進展しつつある現代において、完全、完璧なシステムは、存在しないといっても過言ではなく、あらゆるシステムに対し、脅威が存在することは、十分な知識や情報を持たないものでも指摘できることである。

自治情報センターが調査を行った段階では、脆弱性が認められなかったとしても、住基ネットに対する脅威が存在することは、各自治体で日々、パッチ(プログラムの部分修正)を当て続けなければならないということを見ても明らかであり、今後においても各自治体や自治情報センターが共同で住基ネットの運用に関する安全確保のための措置を十全に講じていくことを期待するものである。

平成 16 年(2004 年)8 月 31 日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 木 村 修 治

会長代理 佐 野 久美子

委 員 加 藤 幸 江

委 員 松 井 茂 記

委 員 塩 川 茂

. 情報提供の運用状況

情報提供の運用状況

(1) 情報提供の運用の経過

利用者の推移

(人)

区 分	平成15年度まで	平成16年度	合 計
利 用 者 数	74,260	7,490 (-648)	81,750

* ()内の数字は、前年比を示す。以下の表についても同様。

市政情報コーナーは、平成元年10月の公文書開示等制度(現行政文書開示制度)と個人情報保護制度の実施にあわせて設置され、これらの制度の総合窓口として開示請求の受付などを行うとともに、各主管課で作成し、当コーナーへ送付された市政に関する資料や、当コーナーで収集した刊行物等を中心として市民の皆さまに情報提供を行っています。

設置当時は、その保有する行政資料等が少なかったことや当コ-ナ-があまり知られていなかったため利用者は限られていましたが、広報誌、CATVのコミュニティーチャンネル等を通じた広報活動や行政資料等収集資料の充実(市政資料2,545冊、他の行政資料等6,100冊保有)により、市民の皆さまのご利用も増えてきました。

また、車椅子等でお越しになる方にとっても利用しやすいよう書架等を配置しています。

平成16年度の利用者数は、7,490人(1ヶ月当たり約624人で前年比54人の減)となっています。

利用内容の推移

(件)

区 分	平成15年度まで	平成16年度	合 計
閲 覧	64,201	4,504 (-1,941)	68,705
視 聴	1,730	176 (+5)	1,906
複 写	23,086	3,597 (+184)	26,683
提 供	39,173	3,870 (+736)	43,043
相 談	12,269	194 (-872)	12,463
販 売	2,560	136 (-69)	2,696
合 計	143,019	12,477 (-1,957)	155,496

* 視聴、販売は、7年度から分類。

市政情報コーナーでは、保有資料の閲覧や複写、提供のほか、市政に関する情報の相談や案内も行っています。また、市が制作したビデオやCATVのコミュニティーチャンネル等の映像情報の視聴、豊中市を初め国や他の地方公共団体等のホームページも閲覧できます。そのほか、市の統計書や都市計画等の地図、市史資料集等有料頒布資料の販売も行っています。

(2) 利用内容と利用者の内訳

月	利用内容 (件)							利用者 (人)		
	閲覧	視聴	複写	提供	相談	販売	計	個人	法人	計
4	406	15	321	300	48	3	1,093	276	327	603
5	393	4	330	221	26	16	990	266	371	637
6	394	7	412	290	0	14	1,117	354	392	746
7	328	6	273	254	19	8	888	239	266	505
8	449	46	306	327	14	14	1,156	325	320	645
9	377	18	305	381	15	7	1,103	329	399	728
10	357	13	252	301	1	8	932	264	323	587
11	330	9	252	345	5	12	953	220	306	526
12	317	15	259	297	22	2	912	213	291	504
1	283	6	224	352	6	4	875	219	298	517
2	413	20	292	350	8	42	1,125	264	423	687
3	457	17	371	452	30	6	1,333	326	479	805
計	4,504	176	3,597	3,870	194	136	12,477	3,295	4,195	7,490

(3) 複写状況 (行政文書開示等によるものを含む。)

月	取扱件数 (件)	複写枚数 (枚)	収入額 (円)	月	数量 (個)	収入額 (円)
4	232	2,580	40,776	4	0	0
5	203	2,123	22,914	5	0	0
6	336	1,554	16,276	6	0	0
7	234	2,038	20,380	7	0	0
8	266	1,703	17,030	8	1	360
9	210	1,646	16,460	9	0	0
10	191	4,168	230,335	10	0	0
11	219	2,233	24,856	11	0	0
12	211	1,653	16,530	12	1	360
1	197	1,294	12,940	1	5	1800
2	238	2,211	22,110	2	1	360
3	304	2,535	25,590	3	0	0
計	2,841	25,738	466,197	計	8	2,880

通常のコピーのほかに、レントゲンの複写等も含むため、複写枚数 × 10円 = 収入額とはならない。

(4) 有料頒布資料の販売状況

	資 料 名	主管課名	単 価(円)	販売数(冊)	金 額(円)
1	市史研究とよなか(第1・2号)	情報公開課	1,000	0	0
2	豊中市史資料集	"	1,200	4	4,800
3	豊中市史(集落・都市)	"	7,500	0	0
4	豊中市史(自然)	"	9,000	0	0
5	豊中市史(古文書・古記録)	"	7,800	0	0
6	豊中市史(学校教育)	"	8,800	0	0
7	豊中市史(民俗)	"	7,900	0	0
8	豊中市史(社会教育)	"	7,300	1	7,300
9	豊中市統計書(平成13年まで)	"	3,000	0	0
	豊中市統計書(平成14年～)		1,500	16	24,000
10	豊中の工業(平成9年調査結果)	"	100	0	0
11	豊中の工業 (平成8年以前の調査結果)	"	500	0	0
12	豊中の商業(一般飲食店編)	"	500	0	0
13	豊中の商業(卸売小売業編)	"	500	1	500
14	豊能自然歩道地図	企画調整室	400	3	1,200
15	豊能自然歩道彩録絵地図野のみち賛歌	"	200	1	200
16	アーバンデザインマニュアル第一部 (公共空間編)	環境政策課	3,000	0	0
17	アーバンデザインマニュアル第二部 (建築指針編)	"	3,000	0	0
18	アーバンデザインマニュアル第三部 (屋外造形編)	"	3,000	1	3,000
19	豊中市住居表示白全図	市民課	200	5	1,000
20	北部大阪都市計画図カラー全図(豊中)	都市計画課	1,000	11	11,000
21	豊中都市計画図白地図(全図)	"	200	4	800
22	豊中都市計画図白地図(分割図)	"	200	81	16,200
23	フィールドガイドとよなか・むし	教育センター	1,000	1	1,000
24	豊中の文化財	地域教育振興課	1,000	2	2,000
25	御獅子塚古墳	"	400	0	0
26	文化財絵葉書(5種類)	"	150	3	450
			200	2	400
合 計				136	73,850

市政情報コーナーでは、市民の皆さまに有料頒布資料をお求めいただける窓口としてのサービスも行っています。

(5) 情報提供されている主な資料と利用状況

分類	主な資料名	15年度まで	16年度	合計
行政一般	各市統計書、国勢調査結果報告書、総合計画、人口等各種統計、とよなかの現況、市政概要、アーバンデザインマニュアル、広報、市政年鑑、地域情報化計画、審議会等一覧表、審議会等会議録	(43.3%) 61,954	(42.2%) 5,261	(43.2%) 67,215
人権・文化	女性の意識調査報告書、国際化・文化化に関する意識調査報告書、文化振興ビジョン、女性問題審議会答申、女性政策実施計画、女性政策基本方針	(3.2%) 4,604	(1.8%) 223	(3.1%) 4,827
公害	公害のあらまし、環境の現状と課題、自然環境ガイド、大阪国際空港公害問題の概要、環境配慮指針	(1.0%) 1,490	(1.3%) 159	(1.1%) 1,649
税・財務	予算・決算説明書、予算の概要、議案、議案参考資料、施政方針、市税ガイド、市税概要	(9.2%) 13,084	(13.1%) 1,637	(9.5%) 14,721
産業・労働 市民生活	消費者買物行動調査結果報告書、くらしの豆知識、国民健康保険疾病統計、商工概要、くらしから提案	(2.6%) 3,713	(2.7%) 342	(2.6%) 4,055
福祉・保健	老人福祉計画、保健計画、市民健康づくり読本、ふれあいガイドマップ、老人保健事業概要、病院年報	(3.7%) 5,311	(9.9%) 1,235	(4.2%) 6,546
環境・衛生	古紙・ごみ減量マニュアル、環境にやさしいリサイクルング都市とよなか、とよなかのごみ施策	(3.5%) 5,042	(6.6%) 832	(3.8%) 5,874
土木・建築	都市計画、庄内の各地区住環境整備計画、都市計画図、道路現況平面図、認定道路網図、緑のガイドブック、公園緑地、豊中市の自転車対策	(10.7%) 15,356	(12.3%) 1,530	(10.9%) 16,886
上・下水道	豊中市の下水道、水道事業年報、ほたるの飼育記録、猪名川流域下水道資料、水道70年史	(2.4%) 3,457	(3.0%) 377	(2.5%) 3,834
教育・文化	研究紀要、教育史資料、教育研究双書、フィールドガイドとよなか、豊中の文化財、教育要覧、豊中の社会体育、各遺跡資料、豊中の公民館、小・中学校校区図、豊中の学校保健・学校体育	(6.4%) 9,066	(4.0%) 500	(6.1%) 9,566
消防・交通	消防年報、とよなかの消防、豊中の交通事故、交通量調査委託報告書	(1.0%) 1,490	(0.9%) 117	(1.0%) 1,607
議会	議会提要、市議会のうごき、市議会会議録、市政のしおり、ミニ概要、議員名簿	(2.7%) 3,828	(1.0%) 119	(2.5%) 3,947
その他	新聞、法律書、雑誌その他	(10.3%) 14,624	(1.2%) 145	(9.5%) 14,769
合計		143,019	12,477	155,496

(6) 配架されている主な資料

区 分	主 な 資 料 名
市の刊行物	統計書、総合計画等各種計画書、市政年鑑、広報とよなか、市議会会議録、教育委員会会議録、各種審議会会議録、市政概要、市勢要覧、市政のしおり、新修豊中市史、豊中市史・市史資料、豊中市議会史、豊中市公告、予算書、決算書、予算の概要、予算説明書、議案、議案参考資料、施政方針、一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書、年齢別男女別人口（1歳、5歳、小・中学校区、町丁目別、町目別）、町丁目別人口・世帯、推計人口、地域防災計画、各種調査報告書・年報、市機構図、小・中学校区図、市街地図、固定資産路線価図、都市計画図、住居表示図、ア・バンデザイン等各種指針、市税概要、教育研究紀要・教育史資料・教育研究双書、郷土史資料
国の刊行物	各種白書（公務員、警察、青少年、経済、国民生活、厚生労働、環境、外交、通商、中小企業、通信、建設、防災、地方財政）、国勢調査報告書（昭和30年から）、統計で見る県のすがた、地価公示、住宅統計調査報告書、事業所統計調査報告書、家計調査年報、社会生活統計指標、小売物価統計調査年報、官報、日本統計年鑑、工業統計表、商業統計表
府の刊行物	大阪府統計年鑑、自治大阪、大阪府推計人口、大阪府勢要覧、大阪の統計、大阪府税統計、大阪の農業、大阪の工業、統計からみた大阪のすがた、工業統計調査結果表、商業統計調査結果表、大阪府環境白書、消費者物価指数、統計からみた事件・事故、衛生年報、学校統計、労働白書
他の自治体の刊行物	統計書、市政概要、各種統計資料、総合計画、市税概要
その他雑誌等	六法全書、自治六法、模範六法、自治用語辞典、法律解釈辞典、大型辞書、情報誌、全国市町村要覧、日本の白書、日本の統計、世界の統計、地方行政、地方自治、都市問題、都市問題研究、判例地方自治、ガバナンス、LASDEC、路線価図（大阪府）、日刊紙、一般用語辞典

. 会議公開制度の運用状況

(1) 審議会等の会議の公開状況

平成17年3月31日現在

	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
1	行財政改革推進市民会議(部会有)	準ずる機関	行 財 政 再 建 対 策 室	5	公 開	2
2	公共事業再評価委員会	準ずる機関	行 財 政 再 建 対 策 室	3	公 開	0
3	防災会議	附属機関	総 務 部 室 危 機 管 理 部 室	1	公 開	1
4	情報公開・個人情報保護運営委員会(部会有)	附属機関	総 務 部 課 情 報 公 開 課	7	一部非公開	0
5	情報公開・個人情報保護審査会	附属機関	総 務 部 課 情 報 公 開 課	5	非 公 開	-
6	特別職報酬等審議会	附属機関	総 務 部 課 人 事 課	1	公 開	0
7	非常勤職員公務災害補償等認定委員会	附属機関	総 務 部 課 職 務 員 課	2	非 公 開	-
8	非常勤職員公務災害補償等審査会	附属機関	総 務 部 課 職 務 員 課	未開催	-	-
9	市民公益活動推進委員会	準ずる機関	人 文 活 動 部 課 市 民 文 化 課	9	一部非公開	15
10	人権文化のまちづくりをすすめる協議会	附属機関	人 文 化 推 進 課 人 権 文 化 ま ち づ くり 推 進 室 人 権 企 画 課	2	公 開	1
11	豊中市同和問題解決推進協議会(1)	附属機関	人 文 化 推 進 課 人 権 文 化 ま ち づ くり 推 進 室 人 権 企 画 課	2	一部非公開	0
12	人権まちづくりセンター運営協議会	附属機関	人 文 化 推 進 室 人 権 文 化 ま ち づ くり 推 進 室 豊 中 人 権 ま ち づ くり セ ン タ ー	3	公 開	2
13	男女共同参画苦情処理委員会	附属機関	人 文 化 推 進 課 人 権 文 化 ま ち づ くり 推 進 室 男 女 共 同 参 画 推 進 課	3	非 公 開	-
14	男女共同参画審議会	附属機関	人 文 化 推 進 課 人 権 文 化 ま ち づ くり 推 進 室 男 女 共 同 参 画 推 進 課	8	公 開	3
15	外国人市民会議設置準備会議	準ずる機関	人 文 化 部 課 文 化 芸 術 ・ 国 際 課	4	公 開	5
16	(仮称)文化芸術センター基本構想・計画検討委員会	準ずる機関	人 文 化 部 課 文 化 芸 術 ・ 国 際 課	8	公 開	50
17	総合計画審議会	附属機関	政 策 推 進 部 室 企 画 推 調 整 部 室	休止	-	-
18	旧市立豊中病院跡地利用事業プロポーザル審査委員会	準ずる機関	政 策 推 進 部 室 企 画 推 調 整 部 室	3	非 公 開	-
19	(仮称)自治基本条例検討委員会	準ずる機関	政 策 推 進 部 室 企 画 推 調 整 部 室	1	公 開	0
20	まちづくり専門家会議	附属機関	政 策 推 進 部 課 ま ち づ くり 支 援 課	1	公 開	0
21	情報政策専門家会議	準ずる機関	政 策 推 進 部 課 情 報 推 政 策 課	1	公 開	2

	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
22	環境審議会	附属機関	環境 境 政 策 部 課	6	公 開	7
23	環境保全審査会	準ずる機関	環 境 境 政 策 部 課	休止	-	-
24	都市デザイン委員会	附属機関	環 境 境 政 策 部 課	休止	公 開	-
25	地域省エネルギービジョン策定委員会	準ずる機関	環 境 境 政 策 部 課	3	一部非公開	0
26	廃棄物減量等推進審議会	附属機関	環 境 境 政 策 部 課	未開催	公 開	-
27	美しいまちづくり推進のための市民懇話会	準ずる機関	環 境 境 政 策 部 課	4	公 開	0
28	消費者保護会議	附属機関	市 民 生 活 部 課	休止	-	-
29	商品等適正化委員会	附属機関	市 民 生 活 部 課	休止	-	-
30	消費問題懇話会	準ずる機関	市 民 生 活 部 課	3	一部非公開	1
31	労働問題協議会	準ずる機関	市 民 生 活 部 課	未開催	-	-
32	労働紛争調整委員会	準ずる機関	市 民 生 活 部 課	5	非 公 開	-
33	労働会館運営委員会	準ずる機関	市 民 生 活 部 課	1	公 開	0
34	民生委員推薦会	附属機関	健 康 福 祉 部 課	3	非 公 開	-
35	災害弔慰金等支給対象者認定審査会	準ずる機関	健 康 福 祉 部 課	休止	-	-
36	健康福祉審議会	附属機関	健 康 福 祉 部 課	3	公 開	11
37	公害健康被害認定審査会	附属機関	健 康 福 祉 部 課	12	非 公 開	-
38	保健医療審議会	附属機関	健 康 福 祉 部 課	2	公 開	3
39	公害健康被害診療報酬審査会	準ずる機関	健 康 福 祉 部 課	12	非 公 開	-
40	呼吸器疾患患者認定審査会 (2)	準ずる機関	健 康 福 祉 部 課	12	非 公 開	-
41	予防接種健康被害調査委員会	準ずる機関	健 康 福 祉 部 課	未開催	非 公 開	-
42	呼吸器疾患患者診療報酬審査会	準ずる機関	健 康 福 祉 部 課	12	非 公 開	-

	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
43	老人ホーム等入所判定委員会	準ずる機関	健康福祉部 福祉課	3	非公開	-
44	障害者施策推進協議会	附属機関	健康福祉部 福祉課	3	公開	7
45	市立障害福祉センター運営委員会	準ずる機関	健康福祉部 福祉課 障害福祉センターひまわり	1	公開	1
46	国民健康保険運営協議会	附属機関	健康保険部 福祉課	4	公開	0
47	介護認定審査会	附属機関	健康福祉部 福祉課	12	非公開	-
48	介護保険事業運営委員会	附属機関	健康福祉部 福祉課	4	一部非公開	5
49	介護保険サービス苦情調整委員会	附属機関	健康福祉部 福祉課	4	非公開	-
50	公立保育所運営のあり方検討会(3)	準ずる機関	こども未来部 保育課	5	公開	33
51	市立保育所の移管にかかる受諾法人選考委員会	準ずる機関	こども未来部 保育課	5	非公開	-
52	次世代育成支援対策推進協議会	準ずる機関	こども未来部 子育て支援課	8	公開	84
53	市営同和住宅入居者選考委員会	準ずる機関	建築都市部 市営住宅課	休止	-	-
54	都市計画審議会	附属機関	建築都市部 市画課	1	公開	0
55	建築審査会	附属機関	建築都市部 市画課	3	公開	0
56	開発審査会	附属機関	建築都市部 市画課	未開催	公開	-
57	日照等紛争調停委員会(4)	附属機関	建築都市部 市整部	未開催	-	-
58	ラブホテル建築規制審議会	附属機関	建築都市部 市整部	未開催	公開	-
59	中高層建築物等紛争あっせん委員会(部会有)	附属機関	建築都市部 市整部	2	非公開	-
60	中高層建築物等紛争調停委員会(部会有)	附属機関	建築都市部 市整部	1	非公開	-
61	豊中市都市計画事業野田土地区画整理審議会	附属機関	建築都市部 市整部	1	公開	0
62	交通バリアフリー基本構想検討委員会	準ずる機関	土木下水道部 下水道建設課	3	公開	8
63	病院運営審議会	附属機関	市立豊中病院 事務管理課	2	公開	3

	名 称	区 分	事 務 局	開催回数	公開・非公開	傍聴者数
64	水道事業運営審議会	附属機関	水 経 営 道 企 画 局 課	2	公 開	0
65	市立小・中学校通学区区域審議会	附属機関	教 育 委 員 会 室 課 教 学 育 総 務 員 務	4	公 開	57
66	奨学生選考委員会	附属機関	教 育 委 員 会 室 課 教 学 育 総 務 員 務	2	非 公 開	-
67	私立高等学校入学支度金貸付あっせん選考委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 室 課 教 学 育 総 務 員 務	1	非 公 開	-
68	学校医等公務災害補償認定委員会	附属機関	教 育 委 員 会 室 課 教 学 校 保 健 給 食	未開催	非 公 開	-
69	学校教育審議会	附属機関	教 育 委 員 会 室 課 学 校 校 教 指 育 導	未開催	公 開	-
70	教育センター運営委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 室 一 教 育 セ ン タ	2	一部非公開	0
71	幼児教育振興審議会	附属機関	教 育 委 員 会 室 課 幼 児 教 育	1	公 開	0
72	社会教育委員会議	附属機関	教 育 委 員 会 室 課 生 涯 学 習 推 進 振 興 地 域 教 育	2	公 開	1
73	文化財保護審議会	附属機関	教 育 委 員 会 室 課 生 涯 学 習 推 進 振 興 地 域 教 育	3	一部非公開	0
74	市立図書館協議会	附属機関	教 育 委 員 会 室 館 生 涯 学 習 推 進 書 岡 町 図 書	5	公 開	32
75	豊中市こども読書活動推進計画策定委員会	準ずる機関	教 育 委 員 会 室 館 生 涯 学 習 推 進 書 岡 町 図 書	5	公 開	41
76	公民館運営審議会	附属機関	教 育 委 員 会 室 館 生 涯 学 習 推 進 民 中 央 公 民	4	公 開	2
77	スポーツ振興審議会	附属機関	教 育 委 員 会 室 課 生 涯 学 習 推 進 振 興 ス ポー ツ	3	公 開	0
78	小作料協議会	附属機関	農 業 委 員 会 局 事 務	未開催	-	-
	附属機関	48		124		377
	準ずる機関	30		119		160
	合計	78		243		377

注)

- 1 平成16年6月1日付「同和对策審議会」から名称変更
- 2 平成16年6月1日付廃止
- 3 平成16年6月30日付廃止
- 4 平成16年6月1日付廃止

なお、介護認定審査会は、529回開催されていますが、1月毎に1回としています。

. 運 営 委 員 会 と 審 査 会

・運営委員会と審査会

(1) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会について

〔委員名簿〕

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	池 田 敏 雄	大学教授	
副 会 長	園 田 寿	大学教授	
委 員	峰 岸 暁 美	社会福祉協議会理事	
〃	和 田 昇	商工会議所監事	
〃	野 村 文 子	元働く婦人の家 広報誌編集スタッフ	
〃	谷 口 佳以子	消費者協会会長	
〃	久 岡 眞佐代	弁護士	
〃	瓜 生 隆 子	人権擁護委員	
〃	松 倉 信 之	連合大阪豊中地区協議会議長	
〃	森 省 三	大学名誉教授	
〃	吉 川 寿 治	大学教育技術主事	
〃	吉 川 正 史	大学助教授	

運営委員会は12人の市民代表や学識経験者で構成（女性委員5人を含む。）され、情報公開制度と個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るため、平成元年の両制度の実施に合わせて設置されました。運営委員会は、実施機関の諮問に応じて、これらの両制度の重要事項の審議等を行うこととなっています。

(2) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会について

〔委員名簿〕

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等	備 考
会 長	木 村 修 治	弁 護 士	
会長代理	佐 野 久美子	〃	
委 員	加 藤 幸 江	〃	
〃	塩 川 茂	〃	
〃	松 井 茂 記	大 学 教 授	

情報公開制度と個人情報保護制度に基づく実施機関の決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく不服申立てができます。当審査会は、不服申立てを審理するに当たって実施機関からの独立性と公正さを確保するため設置された第三者機関で、専門的知識を有する5人の学識経験者で構成されています。実施機関からの諮問により、不服申立てに係る決定についてそれぞれ専門的な見地から審理を行い、答申を行っています。

. 資

料

(1) 豊中市情報公開条例

公布 平成13年4月 2日 条例第28号
沿革 平成15年4月 1日 条例第 9号
平成16年3月25日 条例第 1号

豊中市公文書の開示等に関する条例（平成元年豊中市条例第5号）の全部を改正する。

目 次

- 第1章 総則（第1条 - 第4条）
- 第2章 行政文書の開示（第5条 - 第17条）
- 第3章 不服申立てに係る手続（第18条 - 第20条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第21条 - 第24条）
- 第5章 補則（第25条 - 第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのつとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、豊中市（以下「市」という。）の有するその諸活動を市民に説明する責務を全うするようにし、市民の市政への参加の促進と市政の公正な運営の確保を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与し、もつて市民から信頼される開かれた市政を一層推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 実施機関が、市民の利用に供することを目的として保有しているもの
 - イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たつては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する

情報がみだりに公にされることのないよう最大限の保護をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによつて得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

(開示請求権者等)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、行政文書の開示(第6号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る行政文書の開示に限る。)を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから行政文書の開示の申出があつた場合においても、行政文書の開示に努めるものとする。

(開示請求の手續)

第6条 前条第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にさ

れ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を著しく阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害するおそれ

(5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であつて、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととさ

れているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(6) 公にすることにより，人の生命，健康，生活又は財産の保護，犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

(7) 法令等の規定により，又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号への指示その他これに類する行為をいう。）により公にすることができない情報

（部分開示）

第 8 条 実施機関は，開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において，不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは，開示請求者に対し，当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし，当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは，この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第 1 号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において，当該情報のうち，氏名，生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより，公にしても，個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは，当該部分を除いた部分は，同号の情報に含まれないものとみなして，前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第 9 条 実施機関は，開示請求に係る行政文書に不開示情報（第 7 条第 7 号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であつても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該行政文書を開示することができる。

2 実施機関は，前項の規定により第 7 条第 1 号に掲げる情報を開示しようとする場合には，豊中市個人情報保護条例（平成元年豊中市条例第 6 号）の趣旨を勘案し，個人の権利利益が適正に保護されるよう特段の配慮をしなければならない。

（行政文書の存否に関する情報）

第 10 条 開示請求に対し，当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，実施機関は，当該行政文書の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第 11 条 実施機関は，開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは，その旨の決定をし，開示請求者に対し，速やかに，その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし，直ちに開示請求に係る行政文書の全部を開示するときは，この限りでない。

2 実施機関は，開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は，開示をしない旨の決定をし，開示請求者に対し，速やかに，その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は，第 1 項の規定による行政文書の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは，当該通知に，当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記

しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 12 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から起算して 15 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があつた日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、実施機関が第 1 項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に開示決定等を行わないときは、前条第 2 項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定(以下「不開示決定」という。)があつたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第 13 条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して 60 日(第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、60 日に当該補正に要した日数を加えた日数)以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合は、当該通知に係る行政文書については、前条第 3 項の規定は、適用しない。

3 開示請求者は、第 1 項第 2 号に規定する期限までに実施機関が開示決定等を行わないときは、同号の残りの行政文書について不開示決定があつたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 14 条 開示請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 11 条第 1 項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与なければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第 7 条第 1 号イ、同条第 2 号ただし書又は同条第 5 号ただし書に規定する

情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条第1項の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る行政文書を開示しなければならない。

- 2 前項の規定による行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに応じるよう努めるものとする。

- 3 実施機関は、行政文書を開示することにより、当該行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第8条の規定により行政文書を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。

- 4 行政文書の開示は、第11条第1項ただし書の場合を除き、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

（費用負担）

第16条 行政文書の開示に係る手数料は、徴収しないものとする。

- 2 開示請求に係る行政文書（前条第3項に規定する行政文書を複写したものと及び電磁的記録にあつては同条第2項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受けけるものは、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。

- 4 前3項の規定は、第5条第2項の規定による行政文書の開示の申出について準用する。

（他の制度との調整）

第17条 この条例は、法令又は他の条例の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあつては、当該法令又は当該他の条例が定める方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、適用しない。

第3章 不服申立てに係る手続

（審査会への諮問等）

第18条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、そ

の議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 20 条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第 19 条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第 20 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第 4 章 情報公開の総合的な推進

（実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実）

第 21 条 実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の公表及び提供に関する施策の充実に努めなければならない。

（情報の公表及び提供等）

第 22 条 実施機関は、市民が求める情報の把握に努め、市政に関する情報の公表を積極的に行うとともに、市民の求めに応じ、情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第 7 条各号に掲げる情報に該当するときを除く。

- (1) 市の長期計画その他市規則で定める市の重要な基本計画
- (2) 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）の答申書、提言書その他これらに類するもの及び会議録並びに当該附属機関等への提出資料
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか実施機関が定める事項

3 実施機関は、同一の行政文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、当該行政文書に記録された情報を公表することが市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認めるときは、当該情報を公表するよう努めなければならない。

4 第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定に基づき情報の提供として行政文書の

写し等の交付を受ける場合について準用する。

(会議の公開)

第 23 条 附属機関等の会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 物理的な妨害行動等が客観的に予測され、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

(出資法人の情報公開)

第 24 条 市が出資する法人で市規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報の提供その他情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第 5 章 補則

(行政文書の管理)

第 25 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、行政文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する定めを設けなければならない。

(行政文書の目録の作成及び閲覧)

第 26 条 実施機関は、行政文書の検索に必要な目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(運用状況の公表)

第 27 条 市長は、毎年度 1 回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成 13.9 規則 68 により、平成 13.10.1 から施行〕

- 2 この条例による改正後の豊中市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、議会が保有している行政文書については、平成 13 年 4 月 1 日以後に作成し、又は取得した行政文書に適用する。
- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の豊中市公文書の開示等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 9 条の規定により、現になされている公文書の開示の請求（以下「旧請求」という。）は、新条例第 6 条第 1 項の規定による開示請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第 13 条第 2 項の規定により豊中市公文書開示・個人情報保護審査会に対してなされている諮問（以下「旧諮問」という。）は、新条例第 18 条の

規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。

- 5 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

6,7 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成 15.4.1 条例 9）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16.3.25 条例 1）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 ウの改正規定（「特定独立行政法人」を「特定独立行政法人及び日本郵政公社」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(2) 豊中市個人情報保護条例

公布 平成元 年 4 月 1 日 条例第 6 号
沿革 平成 12 年 3 月 31 日 条例第 3 号
平成 13 年 4 月 2 日 条例第 29 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、自己に関する個人情報の開示・訂正等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もつて地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて人権意識の高揚及び啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、事業活動において市民の権利利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第 2 章 個人情報の収集等の制限

(収集等の一般的制限)

第 6 条 実施機関は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するときは、その所掌する事務の範囲内で、かつ、その目的を達成するために必要な限度で行わなければならない。

2 実施機関は、職務の遂行に関し、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めのあるとき及びその権限の範囲内で正当に行われるときを除き、次に掲げる個人情報を収集し、保管し、又は利用してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的身分、門地、犯罪その他基本的人権を損なうおそれのある個人情報

(収集方法の制限)

第 7 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する個人情報の利用目的及び内容を明らかにし、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。
 - (1) 法令等に定めのあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 当該個人情報が公知のものであるとき。
 - (4) 市民の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
 - (5) 実施機関が豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたととき。
- 3 実施機関は、前項第5号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めたと場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。
- 4 本人又はその代理人による法令、条例、規則等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によつて個人情報が収集されたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、保管又は利用（以下「保管等」という。）に係る個人情報を、前条第1項に規定する利用目的以外の目的のために当該実施機関内部若しくは実施機関相互間で利用（以下「目的外利用」という。）し、又は実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供をすることができる。
 - (1) 法令等に定めのあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
 - (3) 当該個人情報が公知のものであるとき。
 - (4) 市民の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
 - (5) 実施機関が委員会の意見を聴いて、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要があると認めたととき。
- 3 実施機関は、前項第5号の規定に該当することにより個人情報を目的外利用又は外部提供しようとするときは、委員会の意見を聴いて特に必要がないと認めたと場合を除き、その旨を本人に通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第2項の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、市規則で定める事項を記録しておかなければならない。

第3章 個人情報の適正管理等

（個人情報ファイルの設置等）

第9条 実施機関は、個人情報ファイル（一定の業務を処理するため、体系的に構成された個人情報の集合物であつて、氏名、番号等により特定の個人を検索し得るものをいう。以下同じ。）を設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、簡易又は一時的な個人情報ファイルその他の市規則で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 個人情報ファイルの名称

- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 記録する個人情報の項目
- (4) 記録の対象となる個人の範囲
- (5) 記録する個人情報の収集方法
- (6) その他市規則で定める事項

2 実施機関は、前項の届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は当該届出事項を変更しようとするときは、その旨をあらかじめ市長に届け出なければならない。

3 市長は、届出を受けた個人情報ファイルについて、市規則で定める事項を公示しなければならない。

4 実施機関は、届出に係る個人情報ファイルの目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。（安全確保等の適正管理）

第10条 実施機関は、保管等に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。

2 実施機関は、保管等に係る個人情報を利用の目的に必要な範囲内で、正確かつ最新のものとして適正に維持管理しなければならない。

3 実施機関は、保管等の必要がなくなつた個人情報について、速やかに廃棄、消去その他の適切な措置を講じなければならない。

（外部提供に係る適正管理）

第11条 実施機関は、第8条第2項の規定により外部提供する場合は、あらかじめ提供の相手方に対し、当該外部提供に係る個人情報の使用目的、使用方法、管理方法その他必要な事項を明確にさせるとともに、必要があると認めるときは、これらに関し制限を付し、又は安全確保の措置を講じさせるものとする。

（処理委託に係る適正管理）

第12条 実施機関から個人情報に関する処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該処理業務（以下「受託業務」という。）に係る個人情報の保護について、第10条第1項に規定する実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、個人情報の保護を図るため、受託者に対し、当該処理業務に係る個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

（受託者等の義務）

第13条 受託者及びその受託業務に従事している者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第4章 自己情報の開示等

（自己情報の開示請求）

第14条 何人も、実施機関に対し、行政文書（豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されている自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

（自己情報の開示義務等）

第15条 実施機関は、本人から、前条の規定による自己情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）があつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下

「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該開示請求をした者(次項、第22条の3、第23条第2項及び第26条の2第2号において「開示請求者」という。)に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により開示することができないとされているもの
 - (2) 個人の評価、診断、判定、選考等に関するものであつて、本人に知らせないことが正当であると認められるもの
 - (3) 開示することにより、実施機関の公正かつ適切な事務事業の執行を妨げるおそれがあると認められるもの
- 2 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(訂正の請求)

第16条 何人も、実施機関に対し、自己情報の事実に関する事項に誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができる。

(削除の請求)

第17条 何人も、実施機関に対し、自己情報が第6条に規定する制限を超え、又は第7条の規定によらないで収集されたものであると認めるときは、その削除を請求することができる。

(目的外利用及び外部提供の中止の請求)

第18条 何人も、実施機関が自己情報を第8条の規定によらないで目的外利用若しくは外部提供し、又はしようとしていると認めるときは、当該実施機関に対し、その中止を請求することができる。

(法定代理人による請求)

第19条 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて第14条の規定による開示、第16条の規定による訂正、第17条の規定による削除又は前条の規定による目的外利用若しくは外部提供の中止(以下「自己情報の開示等」という。)の請求を行うことができる。

(自己情報の開示等の請求方法)

第20条 自己情報の開示等の請求は、本人又はその法定代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、同項の規定による自己情報の開示等の請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、速やかに、相当の期間を定めてその補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用及び外部提供の停止)

第21条 実施機関は、前条の規定により、自己情報の訂正、削除又は目的外利用若しくは

外部提供の中止の請求があつたときは、次条の決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を停止しなければならない。ただし、停止によつて実施機関の正当な職務執行に支障が生ずる場合は、この限りでない。

(自己情報の開示等の請求に対する決定等)

第22条 実施機関は、自己情報の開示等の請求に係る自己情報の全部又は一部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止を認めるときは、その旨の決定をし、請求者に対し、速やかに、その旨及び自己情報の開示等の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、自己情報の開示等の請求に係る自己情報の全部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止を認めないとき(自己情報の開示等の請求に係る自己情報を保有していないときを含む。)は、全部を認めない旨の決定をし、請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による自己情報の一部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供を認める旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に、当該決定の理由及び市規則で定める事項を付記しなければならない。

(自己情報の開示等の決定等の期限)

第22条の2 前条第1項及び第2項の決定(以下「自己情報の開示等の決定等」という。)は、自己情報の開示等の請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第20条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に自己情報の開示等の決定等を行うことができないときは、自己情報の開示等の請求があつた日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に自己情報の開示等の決定等をしないときは、前条第2項の規定による全部を認めない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第22条の3 開示請求に係る自己情報に市、国、他の地方公共団体その他の公共団体及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、自己情報の開示等の決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(自己情報の開示等の実施)

第23条 実施機関は、第22条第1項の規定により自己情報の開示等を認める旨の決定をしたときは、速やかに、自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止をしなければならない。

2 前項の規定による自己情報の開示は、当該自己情報が記録されている行政文書が、文書又は図画である場合にあつては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録である場合にあつ

てはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。この場合において、開示請求者が閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては市規則で定める方法を含む。）以外の方法を求めた場合において特別の理由があると認めるときは、これに必ずよう努めるものとする。

- 3 実施機関は、行政文書を開示することにより、当該行政文書の汚損、破損等のおそれがあるとき、第15条第2項本文の規定により自己情報を開示するときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書を複写したものの閲覧又は写しの交付により、同項の開示に代えることができる。
- 4 自己情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。
- 5 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止を行つたときは、その旨を請求者に通知しなければならない。

（費用負担）

第24条 自己情報の開示等に係る手数料は、徴収しないものとする。

- 2 開示請求に係る行政文書（前条第3項に規定する行政文書を複写したものと及び電磁的記録にあつては同条第2項の市規則で定める方法によるものを含む。）の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項の費用の額は、市規則で定める。

第5章 苦情の申出及び救済手続

（苦情の申出）

第25条 何人も、自己に関する個人情報の処理について苦情があるときは、当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかにその内容を調査し、当該申出に正当な理由があると認めるときは、是正その他必要な措置を講じなければならない。

（審査会への諮問等）

第26条 自己情報の開示等の決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、豊中市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議を経て、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る自己情報の開示等の決定等（自己情報の開示等の請求に係る自己情報の全部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止を認める旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の開示等の請求に係る自己情報の全部の開示、訂正、削除、又は目的外利用若しくは外部提供の中止を認めることとするとき。

（諮問をした旨の通知）

第26条の2 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

第6章 雑則

（他の制度との調整）

第27条 この条例は、法令又は他の条例において個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供に関する手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している図書等に記録されている個人情報については、適用しない。

（運用状況の公表）

第28条 市長は、毎年度1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（協力要請）

第29条 市長は、市が出資する法人で市規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

（委任）

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

（罰則）

第31条 第13条の規定に違反して個人の秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成元・8規則37により、平成元・10・1から施行。ただし、第1条、第2条、第7条第2項第5号及び同条第3項、第8条第2項第5号及び同条第3項並びに第30条の規定は、平成元・8・24から施行〕

2 この条例の施行の際、現に実施機関が保管している個人情報ファイルの届出については、第9条第1項中「設置しようとするときは、あらかじめ市長に対し」とあるのは「現に設置しているときは、市長に対し」と読み替えて同条の規定を適用するものとする。

3 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集、保管及び利用については、この条例の相当規定により行つた個人情報の収集、保管及び利用とみなす。

4 第31条の規定は、この条例の施行の際、現に締結されている委託契約については、適用しない。

附 則（平成12・3・31条例3）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13・4・2条例29）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成13・9規則70により、平成13・10・1から施行〕

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の豊中市個人情報保護条例（以下「改

正前の条例」という。)の規定によりなされている請求(以下「旧請求」という。)は、この条例による改正後の豊中市個人情報保護条例(以下「改正後の条例」という。)の規定によりなされた請求とみなす。

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第26条第2項の規定により豊中市公文書開示・個人情報保護審査会に対してなされている諮問(以下「旧諮問」という。)は、改正後の条例第26条の規定によりなされた豊中市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問とみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によりなされた旧請求又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、改正後の条例中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

(3) 豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例

公布 平成元年4月1日条例第7号

沿革 平成13年4月2日条例第28号

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。)及び豊中市個人情報保護条例(平成元年豊中市条例第6号。以下「保護条例」という。)の適正かつ円滑な運営を図るため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 保護条例の規定によりその権限に属する事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (3) 前各号に規定するもののほか実施機関が必要と認める事項

2 委員会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもつて組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

[平成元・8規則38により、平成元・8・24から施行]

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成13.4.2条例28抄）

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成13.9規則68により、平成13.10.1から施行〕

(4) 豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例

公布 平成 元年4月1日条例第 8号

沿革 平成13年4月2日条例第30号

(設置)

第1条 豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号。以下「情報公開条例」という。)第18条及び豊中市個人情報保護条例(平成元年豊中市条例第6号。以下「保護条例」という。)第26条の規定による諮問に応じて審査させるため、市長の附属機関として、豊中市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもつて組織する。

2 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関(情報公開条例第2条第1号及び保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)に対し、不服申立てに係る行政文書(情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、不服申立てに係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第7条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第8条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。

2 前項の規定により意見書又は資料の写しの交付を受ける不服申立人又は参加人は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、市規則で定める。

4 審査会は、第1項の規定による閲覧等について、その日時及び場所を指定することができる。

(会議の非公開)

第9条 審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委員の責務)

第11条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成元．9規則53により、平成元．10．1から施行〕

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則(平成13．4．2条例30抄)

1 この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成13．9規則72により、平成13．10．1から施行〕

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の豊中市公文書開示・個人情報保護審査会条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例による改正後の豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「改正後の条例」という。)中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

3 他の条例の一部改正〔略〕

(5) 審議会等の会議の公開の実施に関する要領

平成13年10月 1日施行

第1 目的

この要領は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づく審議会等の会議の公開の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公開，非公開の決定

- 1 審議会等の会議の公開，非公開については、条例に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。ただし、新たに設置される審議会等であって、審議会等の設置の趣旨、目的等から当該審議会等の会議を公開することが条例に基づき明らかな場合は、当該審議会等を設置する執行機関が会議を公開することを決定することができる。
- 2 審議会等は、会議の公開，非公開を決定するときは、原則として、当該決定後に開催するすべての会議について、一括して決定するものとする。この場合において、条例第7条各号に掲げるいずれかの情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議等を行う会議（その一部において非公開情報に関し審議等を行う場合を含む。）に限り非公開とする旨の決定を行うことができる。
- 3 審議会等は、個々の会議において審議等を行う情報が非公開情報に該当するか否かの決定権限を、あらかじめ当該審議会等の長（部会等にあつては、部会等の長）に委任することができるものとする。
- 4 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。
- 5 審議会等は、その所掌事項に変更があつた場合又は社会情勢に変化等があつた場合は、適宜会議の公開，非公開について見直しを行うものとする。

第3 公開の方法等

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 審議会等は、公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、公正かつ円滑な審議等が阻害されるおそれがあると認めるときは、モニターテレビによる傍聴ができる場所に傍聴席を設けることができる。
- 3 審議会等は、公開で行う会議については、当該会議の会議次第を傍聴者に配付するものとする。
- 4 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

第4 会議開催の周知

審議会等は、公開で行う会議の開催の周知を図るため、会議の開催日の1週間前までに、次の事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第1号）を市政情報コーナー及び当

該審議会等の事務局で市民等の閲覧に供するとともに、広報誌等の活用に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 傍聴者の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

第5 情報の提供

1 審議会等は、会議を開催したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録(様式第2号)を作成するものとする。ただし、非公開情報に係る事項については、記載しないものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 公開の可否
- (4) 公開した場合は、傍聴者数
- (5) 公開しなかった場合(会議の一部について公開しなかった場合を含む。)は、その理由
- (6) 出席者
- (7) 議題
- (8) 審議等の概要(主な発言要旨)
- (9) 事務局

2 審議会等は、1の会議録及びこれに係る会議資料を市政情報コーナーにおいて市民等の閲覧に供するものとする。ただし、非公開で行った会議に係る会議資料(その一部を非公開で行った会議にあってはその部分に係る会議資料)については、この限りでない。

3 市長は、審議会等の名称、所掌事項等の一覧表を作成し、市政情報コーナーにおいて、市民等の閲覧に供するものとする。

4 市長は、毎年度1回会議の公開の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、審議会等の会議の公開の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に審議会等の会議の公開に関する指針(平成11年6月1日策定)によりなされた手続その他の行為は、この要領によってなされたものとみなす。

(様式第1号及び様式第2号 省略)

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成17年(2005年)6月発行

編集・発行

豊中市総務部情報公開課(市政情報コーナー)

561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

06-6858-2653